

熊 本 市 の 介 護 保 険

令和 6 年度（令和 5 年度実績）

令和 6 年 10 月

熊本市介護保険課

目 次

第1章 令和5年度 熊本市介護保険事業報告と決算報告

1	介護保険事業概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	主要事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	各種調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	介護保険特別会計決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第2章 令和5年度 熊本市介護保険運営状況

1	被保険者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	要介護（要支援）認定者・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3	介護サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4	地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5	介護保険サービス事業所等の指定・指導・・・・・・・・	38
6	保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
7	苦情・相談対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41

第3章 令和5年度 熊本市介護保険運営体制

1	熊本市の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2	熊本市地域密着型サービス運営委員会・・・・・・・・	44
3	熊本市地域包括支援センター運営協議会・・・・・・・・	45
4	熊本市介護認定審査会・・・・・・・・・・・・・・・・	46
5	熊本市居宅介護支援事業者協議会・・・・・・・・	50
6	介護保険事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

第4章 令和6年度(2024年度)の取組み

1	令和5年度介護保険主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	令和5年度介護保険事業予算の概要・・・・・・・・	55
3	熊本市の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

参考 介護保険制度の概要

1	介護保険の目的	59
2	被保険者	59
3	要介護（支援）認定	59
4	介護サービスの種類(保険給付の内容)	62
5	介護保険事業者	66
6	地域支援事業	67
7	介護サービスにかかる費用等の負担軽減	69
8	保険料	73

付録

・	熊本市介護保険条例	83
・	熊本市介護保険法等の施行に関する規則	111
・	熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則	137
・	熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則	138
・	熊本市介護保険料減免取扱要綱	139
・	熊本市介護認定審査会運営要綱	148
・	熊本市地域包括支援センター運営協議会の組織及び運営に関する要綱	151
・	熊本市地域密着型サービス運営委員会運営要綱	153
・	熊本市居宅介護支援事業者協議会会則	155
・	熊本市介護給付費準備基金条例	158

第 1 章

令和 5 年度 熊本市介護保険事業報告と決算報告

第1章 令和5年度 熊本市介護保険事業報告と決算報告

1 介護保険事業概況

(1) 被保険者 (令和6年3月末)

【表1-1-1】所得段階別被保険者数

(単位：人)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階		
38,566	21,375	18,695	18,323	23,081	27,187		
第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	計
26,560	11,033	3,513	2,506	1,245	807	4,080	196,971

(2) 認定者数 (令和6年3月末)

【表1-1-2】要介護度別要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号被保険者	6,257	6,040	9,245	6,899	4,695	4,798	3,019	40,953
2号被保険者	82	100	128	151	78	95	74	708
合計	6,339	6,140	9,373	7,050	4,773	4,893	3,093	41,661

(3) 介護サービス利用状況 (令和5年度決算)

【表1-1-3】介護保険給付状況

区分	1ヶ月あたり平均利用人 (単位：人)	保険給付費用(単位：円)
居宅介護(介護予防)サービス費	27,159	32,090,358,812
地域密着型介護(介護予防)サービス費	5,817	11,545,827,255
施設介護サービス費	4,147	14,529,094,138
高額介護(介護予防)サービス費	10,828	1,571,392,530
高額医療合算介護(介護予防)サービス費	600	200,837,786
審査支払手数料	92,851	79,442,809
特定入所者介護(介護予防)サービス費	6,393	1,107,574,147
合計	147,795	61,124,527,477

(4) 保険料 (令和5年度決算)

【表1-1-4】第1号被保険者保険料

(単位：円)

徴収区分	調定額	収納額	未納額	収納率(%)
特別徴収	12,534,195,700	12,534,195,700	0	100.00%
普通徴収	1,415,184,075	1,290,193,391	124,990,684	91.17%
滞納繰越	316,620,578	49,229,213	267,391,365	15.55%
合計	14,266,000,353	13,873,618,304	392,382,049	97.25%

(5) 保険財政 介護保険特別会計(令和5年度決算)

【表1-1-5】介護保険特別会計決算

(単位：円)

予算現額(円)	決算	執行率(%)
67,578,463,000	66,354,646,827	98.19%

2 主要事業概要

【表1-2-1】令和5年度 主要事業一覧

	事業名	概要及び実績
1	保険料の賦課・徴収	【概要】 第1号被保険者（65歳以上）約19.9万人を対象に、介護保険料の賦課及び徴収 【実績】 「第2章 6 保険料」を参照。
2	保険給付	【概要】 介護保険サービス受給者に対する保険給付 【実績】 「第2章 3 介護サービス」を参照
3	要介護認定事業	【概要】 要介護認定申請の受付及び認定 【実績】 「第3章 5 熊本市介護認定審査会」を参照
4	介護保険制度 研修事業	【概要】 介護保険制度施行推進のための各種研修会の開催 【実績】 介護認定審査会委員研修 認定調査員研修 地域包括支援センター職員研修
5	介護保険制度の広報	【概要】 介護保険制度の周知のための広報 熊本市介護保険ホームページ 【実績】 チラシ、リーフレットの作成 「市政だより」による広報 ふれあい出前講座 シティーFM出演等、ラジオによる広報 ホームページの更新 熊本市のホームページアドレス http://www.city.kumamoto.jp/ WAM NET http://www.wam.go.jp/
6	地域支援事業	【概要】 介護予防事業や包括的支援事業等の実施 【実績】 「第2章 4 地域支援事業」を参照
7	地域密着型サービス 事業所の指定	【概要】 地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督 【実績】 「第2章 5 介護保険サービス事業所等の指定・指導」を参照

3 各種調査等

(1) 令和5年度 熊本市介護サービスアンケート調査

【調査の目的】

介護保険制度における、介護サービスの質の向上を図るため、利用者側からみた介護サービス選択の現状や、受けているサービスの満足度等のサービス利用実態を把握することにより、円滑な制度運営に資する事を目的とします。

【調査対象】

〈満足度調査〉

調査対象者（令和5年(2023年)8月現在の介護サービス利用者）

- ① 居宅サービス利用者（要介護者） 1,080件
- ② 居宅サービス利用者（要支援者） 810件
- ③ 施設サービス利用者 810件

【調査方法】

サービス利用者無作為に抽出し、各居宅介護支援事業所、各施設に回答能力の有無を問合の後、上記の件数を郵送並びに訪問（施設の一部）による聞き取りにより、調査を実施しました。

【調査内容】

利用者及び未利用者の意識を通して、介護保険制度と介護サービスの現状と課題を考察するために下記の項目について調査を行いました。

- ① 介護サービスの利用による日常生活の変化
- ② 制度の理解と経済的負担感
- ③ 介護サービスの状況と満足度
- ④ 今後のサービスの利用意向
- ⑤ 利用者の属性
- ⑥ その他必要な事項

【調査結果概要】

対象者数 : 2,700人
有効回収数 : 1,395人
有効回答率 : 51.6%

4 介護保険特別会計決算状況

介護保険事業は、保険給付費の半分を65歳以上の方からの保険料と40歳以上65歳未満の方の保険料で、残り半분을国、県、市で負担します。

令和5年度の介護保険事業に関する収入と支出の概況は下表のとおりで、67,734,602,652円の収入に対し、保険給付など総額66,354,646,827円を支出しました。

なお、決算の詳細は【表1-4-4】歳入 介護保険特別会計決算状況(令和5年度決算)、【表1-4-5】歳出 介護保険特別会計決算状況(令和5年度決算)をご参照ください。

【表1-4-1】令和元～令和5年度介護保険特別会計の収支状況(概略)

収入の部

(単位：円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料 ※ 1	14,411,312,421	14,197,532,036	13,636,367,575	13,750,102,013	13,901,887,218
国庫支出金	15,049,310,150	15,403,915,425	15,848,068,805	15,802,050,378	15,846,896,165
介護給付費負担金	10,687,331,000	10,855,212,700	11,042,838,750	11,152,967,550	11,246,664,300
調整交付金	3,308,222,000	3,355,373,000	3,574,742,000	3,523,360,000	3,447,676,000
介護保険関係システム改修事業費補助	15,477,000	33,259,000	42,332,000	3,031,000	23,000,000
認定調査員等研修事業費補助	233,000	269,000	355,000	399,000	413,000
介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費補助	0	0	5,168,000	4,092,000	5,133,000
介護サービス情報の公表制度支援事業費補助	1,428,000	1,550,000	1,350,000	1,370,000	1,420,000
総合事業費交付金	557,889,000	522,059,000	556,705,000	538,075,073	545,295,370
包括的支援等事業費交付金	377,219,150	383,338,725	383,900,055	392,300,755	402,204,495
介護保険災害臨時特例補助金	203,000	15,135,000	4,679,000	19,000	19,000
保険者機能強化推進交付金	101,308,000	117,066,000	116,023,000	88,656,000	70,076,000
保険者努力支援交付金	0	120,653,000	119,976,000	97,780,000	104,995,000
県支出金	8,570,766,584	8,733,421,205	8,946,994,343	8,753,357,314	8,960,804,742
介護給付費負担金	8,111,550,134	8,290,199,343	8,489,054,941	8,300,657,517	8,496,176,014
総合事業費交付金	270,606,875	251,552,500	265,989,375	256,549,420	263,526,481
包括的支援等事業費交付金	188,609,575	191,669,362	191,950,027	196,150,377	201,102,247
財政安定化基金交付金	0	0	0	0	0
支払基金交付金 ※ 2	15,808,820,041	16,279,049,106	16,616,070,767	16,433,308,768	16,939,772,703
介護給付費交付金	15,291,920,391	15,754,604,481	16,057,474,616	15,902,046,798	16,373,172,517
地域支援事業支援交付金	516,899,650	524,444,625	558,596,151	531,261,970	566,600,186
財産収入	0	0	0	2,691,011	3,772,136
基金運用収入	0	0	0	2,691,011	3,772,136
繰入金(市の負担)	9,390,630,197	9,913,786,923	9,998,993,135	10,020,316,482	10,329,685,669
介護給付費分	7,145,898,370	7,259,891,026	7,343,902,684	7,368,065,980	7,635,466,217
職員給与費等分	698,321,375	739,573,901	679,328,814	642,128,033	628,085,665
要介護認定事務費分	488,110,130	401,742,253	474,494,622	498,651,494	532,956,415
総合事業費繰入金	261,465,376	243,774,494	252,543,967	254,212,586	263,130,712
包括的支援等事業費分	183,790,826	187,309,353	188,843,873	192,975,509	195,484,100
保険料軽減分	613,044,120	1,081,495,896	1,046,127,360	1,064,282,880	1,074,562,560
その他一般会計繰入金	0	0	13,751,815	0	0
前年度繰越金	3,855,252,703	4,815,850,404	6,880,777,286	2,290,577,934	1,708,399,328
その他(証明書発行手数料・返納金等)	16,503,774	15,689,969	15,334,944	29,816,284	43,384,691
総 計	67,102,595,870	69,359,245,068	71,942,606,855	67,082,220,184	67,734,602,652

※1 第1号被保険者保険料には、還付未済額を含む

※2 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料

支出の部

(単位：円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総務費	1,204,816,619	1,177,817,671	1,205,672,657	1,151,210,067	1,170,311,396
一般管理費	714,362,571	772,292,408	727,496,678	648,823,716	633,817,831
介護認定審査会等費	488,263,130	401,930,253	474,729,622	498,906,494	533,188,415
趣旨普及費	2,190,918	3,595,010	3,446,357	3,479,857	3,305,150
保険給付費	57,181,925,246	58,088,384,732	58,761,442,681	58,971,550,672	61,124,527,477
介護サービス等諸費	52,241,711,595	53,041,347,044	53,855,467,898	54,167,230,173	56,109,911,069
介護予防サービス等諸費	1,747,828,456	1,702,654,986	1,827,738,477	1,914,391,865	2,055,369,136
高額介護サービス等費	1,612,049,880	1,738,576,016	1,704,764,915	1,696,442,490	1,772,230,316
審査支払手数料	66,090,904	72,358,438	74,700,567	76,565,566	79,442,809
特定入所者介護サービス等費	1,514,244,411	1,533,448,248	1,298,770,824	1,116,920,578	1,107,574,147
地域支援事業費	3,046,480,556	2,923,234,459	3,001,358,877	3,036,170,868	3,120,547,519
介護予防生活支援サービス事業費	2,036,774,133	1,893,985,703	1,961,134,281	1,973,083,006	2,031,335,361
一般介護予防事業費	54,948,881	56,213,151	56,085,240	60,617,683	73,710,336
包括的支援等事業費	954,757,542	973,035,605	984,139,356	1,002,470,179	1,015,501,822
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
介護給付費準備金積立金	0	0	6,343,185,000	1,710,955,000	603,773,000
諸支出金	853,523,045	289,030,920	340,369,706	503,934,249	335,487,435
保険料還付金	23,899,884	23,148,060	23,387,723	21,619,012	22,873,440
還付加算金	5,800	8,000	0	1,000	2,100
償還金	829,617,361	265,874,860	316,981,983	482,314,237	312,611,895
繰上充用金	0	0	0	0	0
総 計	62,286,745,466	62,478,467,782	69,652,028,921	65,373,820,856	66,354,646,827

(1) 歳入

介護保険制度を運営するための財源を、歳入費目として表したものが次の一覧表です。

【表1-4-2】歳入費目一覧

目	費目の内容	介護保険財源に占める割合			
		介護給付費		地域支援事業費	
		居宅等	施設等	介護予防	包括等
第1号被保険者保険料 (第1号被保険者負担)	65歳以上の方から徴収した介護保険料	23%		23%	
介護給付費負担金 (国庫負担)	介護保険運営の財源として国が負担する財源	20%	15%	—	
調整交付金 (国庫補助)	市町村間の第1号保険料の格差を是正するための国からの交付金 ・ 後期高齢者比率の格差の調整 (要介護状態等の発生率の高い後期高齢者(75歳以上)の高齢者全体に占める割合が高い市町村ほど給付費が増大し、調整を行わないと保険料が高くなってしまう) ・ 第1号被保険者の所得水準の格差の調整 (低所得に属する者が多い市町村では、調整を行わないと保険料水準を高くしないと必要な保険料が集まらなくなる) ・ 災害時の保険料減免等特殊な場合	5%		(全国の全市町村の総給付費の5%を総額として交付される。5%未満の市町村もあれば、5%を超える市町村も存在する)	
地域支援事業費交付金 (国庫補助)	介護予防事業等の財源として国が負担する財源	—		25%	38.5%
介護給付費負担金 (県負担)	介護保険運営の財源として県が負担する負担金	12.5%	17.5%	—	
地域支援事業費交付金 (県補助)	介護予防事業等の財源として県が負担する財源	—		12.5%	19.25%
介護給付費交付金 (支払基金交付金)	介護保険運営の財源として第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担する保険料(医療保険者が徴収し、支払基金へ納付する)	27%		—	
地域支援事業費交付金 (支払基金交付金)	介護予防事業の財源として第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担する保険料	—		27%	—
繰入金 (市町村負担)	介護給付費及び地域支援事業費に対する市町村の定率負担分と介護保険事業を運営するための事務費及び低所得者の保険料軽減のための公費負担分	12.5%		12.5%	19.25%
返納金 (返納者負担)	保険給付として支出した額についての返納金	—		—	
雑入	事務処理のなかで雑入として計上する収入	—		—	

(2) 歳出

令和5年度において、介護保険事業を行うために必要な経費の費目（歳出費目）は次の一覧表のとおりです。

【表1-4-3】歳出費目一覧

款	項	目	内容
総務費	総務管理費	一般管理費	職員の人件費や事務処理を行うための一般管理費、その他各種の調査を行うための委託料等
		介護認定審査会等費	要介護(要支援)認定を行うための介護認定審査会委員報酬や認定調査にかかる委託料の他、介護認定審査会を運営するために必要な事務経費
		趣旨普及費	介護保険制度に関する広報・啓発活動のためのチラシやパンフレットの作成費等
保険給付費	保険給付費	介護サービス等諸費	要介護者に対する介護保険サービスの給付費です。訪問介護等の居宅サービスや施設サービスまたケアプランの作成費等にかかる経費
		介護予防サービス等諸費	要支援者に対する介護保険サービスの給付費です。訪問介護等の居宅サービスやケアプランの作成費等にかかる経費
		高額介護サービス等費	高額介護サービス等にかかる経費
		審査支払手数料	国民健康保険団体連合会が行う介護給付請求に関する審査に対しての手数料
		特定入所者介護サービス等費	特定入所者介護サービス等にかかる経費
地域支援事業費	地域支援事業費	介護予防生活支援サービス事業費	要支援認定を受けた方、基本チェックリスト該当の方に対する介護予防生活支援サービス事業費
		一般介護予防事業費	第1号被保険者の全ての方及びその支援のための活動に関わる方に対する介護予防の推進・機能強化等にかかる事業費
		包括的支援等事業費	地域包括支援センターの運営経費、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業及び地域ケア会議の充実にかかる経費
基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	介護保険に係る中期的な財政を調整し、及び事業の安定的な運営を図るための基金
諸支出金	償還金及び還付加算金	保険料還付金	第1号被保険者からの保険料について、過年度の保険料に過誤納金が発生した場合、被保険者等に還付するための還付金
		還付加算金	保険料に還付が発生した際に、被保険者等に日数に応じて支払う加算金
		償還金	国庫支出金・県支出金・支払基金交付金の前年度決算確定に伴う返還金
予備費	予備費	予備費	予測し得ない事態が生じた場合に対応するための経費

【表1-4-4】歳入 介護保険特別会計決算状況(令和5年度決算)

(単位:円)

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入中 還付未済額
10 介護保険料	10 介護保険料	10 第1号被保険者保険料	12,383,472,000	14,266,000,353	13,901,887,218	105,708,970	364,113,135	28,815,924
20 使用料及び手数料	20 手数料	10 総務手数料	1,000	1,800	1,800	0	0	0
30 国庫支出金	10 国庫負担金	10 介護給付費負担金	11,484,574,000	11,246,664,300	11,246,664,300	0	0	0
	15 国庫補助金	10 調整交付金	3,730,713,000	3,447,676,000	3,447,676,000	0	0	0
		35 介護保険事業費補助金	29,930,000	29,966,000	29,966,000	0	0	0
		50 地域支援事業費交付金	947,903,000	947,499,865	947,499,865	0	0	0
		55 介護保険災害臨時 特例補助金	19,000	19,000	19,000	0	0	0
		60 保険者機能強化推進 交付金	70,076,000	70,076,000	70,076,000	0	0	0
		70 保険者努力支援交付金	104,995,000	104,995,000	104,995,000	0	0	0
40 県支出金	10 県負担金	10 介護給付費負担金	8,701,531,000	8,496,176,014	8,496,176,014	0	0	0
	15 県補助金	20 地域支援事業費交付金	463,266,000	464,628,728	464,628,728	0	0	0
		30 財政安定化基金交付金	0	0	0	0	0	0
50 支払基金交付金	10 支払基金交付金	10 介護給付費交付金	16,769,997,000	16,373,172,517	16,373,172,517	0	0	0
		20 地域支援事業支援交付金	573,238,000	566,600,186	566,600,186	0	0	0
60 財産収入	10 財産運用収入	10 基金運用収入	3,773,000	3,772,136	3,772,136	0	0	0
70 繰入金	10 一般会計繰入金	10 一般会計繰入金	10,378,222,000	10,329,685,669	10,329,685,669	0	0	0
75 繰越金	10 繰越金	10 繰越金	1,708,399,000	1,708,399,328	1,708,399,328	0	0	0
80 諸収入	10 第一号被保険者延滞金	10 第一号被保険者延滞金	3,474,000	659,860	659,860	0	0	0
	30 雑入	10 第三者納付金	1,000	32,616,025	32,616,025	0	0	0
		20 返納金	352,000	8,531,710	8,103,070	0	428,640	0
		30 雑入	224,526,000	2,003,936	2,003,936	0	0	0
	40 受託事業収入	10 総務管理費受託事業収入	1,000	0	0	0	0	0
歳入合計			67,578,463,000	68,099,144,427	67,734,602,652	105,708,970	364,541,775	28,815,924

【表1-4-5】歳出 介護保険特別会計決算状況(令和5年度決算)

(単位:円)

款	項	目	予算現額	支出済額	繰越額	不用額
10 総務費	10 総務管理費	10 一般管理費	748,417,000	633,817,831	0	114,599,169
		20 介護認定審査会等費	565,785,000	533,188,415	0	32,596,585
		30 趣旨普及費	3,600,000	3,305,150	0	294,850
20 保険給付費	10 保険給付費	10 介護サービス等諸費	56,991,000,000	56,109,911,069	0	881,088,931
		25 介護予防サービス等諸費	2,088,000,000	2,055,369,136	0	32,630,864
		30 高額介護サービス等費	1,810,200,000	1,772,230,316	0	37,969,684
		40 審査支払手数料	81,000,000	79,442,809	0	1,557,191
		60 特定入所者介護サービス等費	1,140,900,000	1,107,574,147	0	33,325,853
25 地域支援事業費	10 地域支援事業費	11 介護予防生活支援サービス事業費	2,057,000,000	2,031,335,361	0	25,664,639
		15 一般介護予防事業費	83,000,000	73,710,336	0	9,289,664
		20 包括的支援等事業費	1,038,656,000	1,015,501,822	0	23,154,178
30 財政安定化基金拠出金	10 財政安定化基金拠出金	10 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
40 基金積立金	10 基金積立金	10 介護給付費準備基金積立金	603,773,000	603,773,000	0	0
60 諸支出金	10 償還金及び還付加算金	10 保険料還付金	24,500,000	22,873,440	0	1,626,560
		20 償還金	312,612,000	312,611,895	0	105
		30 還付加算金	20,000	2,100	0	17,900
70 予備費	10 予備費	10 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000
歳出合計			67,578,463,000	66,354,646,827	0	1,223,816,173

第 2 章

令和 5 年度 熊本市介護保険運営状況

第2章 令和5年度 熊本市介護保険運営状況

1 被保険者

(1) 令和5年度 所得段階別被保険者数

令和6年3月31日現在での介護保険第1号被保険者の人数を所得段階別にみると次のとおりです。所得段階別に被保険者の構成比率を見ると、第1段階が19.6%と最も高く、続いて第6段階が13.8%、第7段階が13.5%、第5段階が11.7%、第2段階が10.9%、第3段階が9.5%、第4段階が9.3%、第8段階が5.6%、第13段階が2.1%、第9段階が1.8%、第10段階が1.3%、第11段階が0.6%、第12段階が0.4%となっています。

【表2-1-1】 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人)

段階	被保険者数	構成比率	対象者
第1段階 基準額×0.45	38,566	19.6%	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の場合 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合
第2段階 基準額×0.625	21,375	10.9%	○世帯全員が市民税非課税で、本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合
第3段階 基準額×0.75	18,695	9.5%	○世帯全員が市民税非課税で、本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合
第4段階 基準額×0.875	18,323	9.3%	○本人は市民税非課税であるが、同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合
第5段階 基準額×1.0	23,081	11.7%	○本人は市民税非課税であるが、同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合
第6段階 基準額×1.2	27,187	13.8%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が120万円未満の場合
第7段階 基準額×1.3	26,560	13.5%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が120万円を超え200万円未満の場合
第8段階 基準額×1.5	11,033	5.6%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が200万円以上300万円未満の場合
第9段階 基準額×1.7	3,513	1.8%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が300万円以上400万円未満の場合
第10段階 基準額×1.8	2,506	1.3%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が400万円以上500万円未満の場合
第11段階 基準額×1.9	1,245	0.6%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が500万円以上600万円未満の場合
第12段階 基準額×2.0	807	0.4%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が600万円以上700万円未満の場合
第13段階 基準額×2.1	4,080	2.1%	○本人が市民税課税で本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が700万円以上の場合
	196,971	100.0%	

※週及異動分反映後の人数であるため、(2)の人数と一致しない。

令和6年3月31日現在

(2) 令和5年度中被保険者数の推移

令和5年度(2023年度)の介護保険の第1号被保険者(65歳以上の者)の推移をみると、令和5年(2023年)3月末時点の197,627人から、令和6年(2024年)3月末時点で199,540人へと、1年間で1,913人増加しています。

これを前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分けてみると、前期高齢者については、94,215人から92,335人へと、1,880人減少しています。

また、後期高齢者については、103,412人から107,205人へと、3,793人増加しています。

【表2-1-2】 令和5年度 介護保険第1号被保険者数(各月末現在数) (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
65歳～74歳	94,387	94,318	94,184	94,017	93,866	93,710	93,435	93,259	93,010	92,829	92,519	92,335
75歳～84歳	65,523	65,794	66,080	66,421	66,834	67,189	67,629	67,915	68,342	68,714	68,977	69,283
85歳以上	38,005	37,971	37,894	37,822	37,813	37,853	37,835	37,829	37,805	37,802	37,948	37,922
(再掲) 外国人	333	333	336	334	337	340	344	345	350	351	352	356
(再掲) 住所地特例	709	714	729	732	723	719	723	712	708	715	723	718
合計	197,915	198,083	198,158	198,260	198,513	198,752	198,899	199,003	199,157	199,345	199,444	199,540

(3) 高齢者人口の推移の推計

被保険者数の数は、介護保険料基準額算定の重要な要因となります。このため、被保険者数の推移については十分な分析が必要です。

第1期介護保険事業計画(H12～H14)から第8期介護保険事業計画(R3～R5)における高齢者数は、以下の表のように推移しました。第9期介護保険事業計画（計画期間：令和6年度から令和8年度）における高齢者数は【表2-1-11】のように見込んでいます。

ここにみられるように、熊本市の高齢者(65歳以上)の人口は年々増加する傾向にあります。高齢化が進めば、介護を受ける確率も高くなります。

【表2-1-3】 高齢者人口等の推計と実績（第1期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成12年度 (10/1現在)	平成13年度 (10/1現在)	平成14年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	62,015	62,212	62,409
	実績	61,871	62,784	63,937
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	44,676	46,940	49,205
	実績	44,565	47,276	49,696
③高齢者合計	推計	106,691	109,152	111,614
	実績	106,436	110,060	113,633
④総人口	推計	669,221	672,380	675,519
	実績	653,944	657,838	660,356
高齢化率（％）	推計	15.9	16.2	16.5
③÷④×100	実績	16.3	16.7	17.2

【表2-1-4】 高齢者人口等の推計と実績（第2期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成15年度 (10/1現在)	平成16年度 (10/1現在)	平成17年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	65,436	67,256	69,148
	実績	64,235	64,044	64,431
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	51,667	54,288	57,066
	実績	52,097	54,754	57,286
③高齢者合計	推計	117,103	121,544	126,214
	実績	116,332	118,798	121,717
④総人口	推計	666,841	668,453	670,062
	実績	661,717	662,627	663,411
高齢化率（％）	推計	17.6	18.2	18.8
③÷④×100	実績	17.6	17.9	18.3

【表2-1-5】 高齢者人口等の推計と実績（第3期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成18年度 (10/1現在)	平成19年度 (10/1現在)	平成20年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	65,310	65,729	66,115
	実績	65,289	65,728	66,155
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	59,903	62,462	64,957
	実績	59,791	62,332	64,894
③高齢者合計	推計	125,213	128,191	131,072
	実績	125,080	128,060	131,049
④総人口	推計	664,794	665,662	666,438
	実績	663,971	664,127	664,851
高齢化率（％）	推計	18.83	19.26	19.67
③÷④×100	実績	18.84	19.28	19.71

【表2-1-6】 高齢者人口等の推計と実績（第4期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成21年度 (10/1現在)	平成22年度 (10/1現在)	平成23年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	68,126	67,822	67,026
	実績	68,216	73,579	72,712
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	68,516	70,677	72,749
	実績	68,517	77,790	80,131
③高齢者合計	推計	136,641	138,499	139,775
	実績	136,733	151,369	152,843
④総人口	推計	674,612	676,691	673,859
	実績	673,314	724,984	726,517
高齢化率（％）	推計	20.25	20.47	20.74
③÷④×100	実績	20.31	20.87	21.04

【表2-1-7】 高齢者人口等の推計と実績（第5期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成24年度 (10/1現在)	平成25年度 (10/1現在)	平成26年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	75,755	79,834	84,587
	実績	75,773	79,910	84,846
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	83,508	85,548	87,018
	実績	82,764	84,514	85,925
③高齢者合計	推計	159,263	165,382	171,605
	実績	158,537	164,424	170,771
④総人口	推計	722,427	723,318	724,316
	実績	732,416	734,029	734,711
高齢化率（％）	推計	22.04	22.86	23.69
③÷④×100	実績	21.64	22.40	23.24

【表2-1-8】 高齢者人口等の推計と実績（第6期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成27年度 (10/1現在)	平成28年度 (10/1現在)	平成29年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	87,481	88,893	90,305
	実績	87,977	90,075	91,772
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	86,681	88,926	91,171
	実績	87,764	90,011	91,985
③高齢者合計	推計	174,162	177,819	181,476
	実績	175,741	180,086	183,757
④総人口	推計	735,422	734,241	733,061
	実績	734,719	733,453	733,720
高齢化率（％）	推計	23.68	24.22	24.76
③÷④×100	実績	23.92	24.55	25.04

【表2-1-9】 高齢者人口等の推計と実績（第7期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	平成30年度 (10/1現在)	平成31年度 (10/1現在)	令和2年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	93,113	94,454	95,797
	実績	92,981	93,811	95,660
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	93,922	95,859	97,798
	実績	94,010	96,063	97,183
③高齢者合計	推計	187,035	190,313	193,595
	実績	186,991	189,874	192,843
④総人口	推計	732,145	730,571	729,008
	実績	733,467	733,313	732,543
高齢化率（％）	推計	25.55	26.05	26.56
③÷④×100	実績	25.49	25.89	26.33

【表2-1-10】 高齢者人口等の推計と実績（第8期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	令和3年度 (10/1現在)	令和4年度 (10/1現在)	令和5年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	94,445	93,230	92,015
	実績	97,886	95,831	93,261
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	100,877	104,571	108,265
	実績	97,777	101,493	105,324
③高齢者合計	推計	195,322	197,801	200,280
	実績	195,663	197,324	198,585
④総人口	推計	732,003	731,463	730,923
	実績	731,833	731,493	731,691
高齢化率（％）	推計	26.68	27.04	27.40
③÷④×100	実績	26.74	26.98	27.14

【表2-1-11】 高齢者人口等の推計と実績（第9期介護保険事業計画）（単位：人）

年齢区分	区分	令和6年度 (10/1現在)	令和7年度 (10/1現在)	令和8年度 (10/1現在)
①前期高齢者 (65歳～74歳)	推計	91,069	89,207	88,624
	実績	91,020	-	-
②後期高齢者 (75歳以上)	推計	109,468	112,697	115,320
	実績	109,408	-	-
③高齢者合計	推計	200,537	201,904	203,944
	実績	200,428	-	-
④総人口	推計	730,273	728,787	727,790
	実績	731,086	-	-
高齢化率（％）	推計	27.46	27.70	28.02
③÷④×100	実績	27.42	-	-

※高齢者人口(単位：人) （推計→はつらつプランから引用、実績→住基台帳人口）

2 要介護（要支援）認定者

（１）申請の状況

令和５年度における要介護（要支援）申請状況は次のとおりです。

熊本市の要介護（要支援）申請件数は、令和４年度に35,244件であったものが、40,079件となり、1年間で4,835件増加しています。令和２年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いとして自動更新により減少していたことが影響していると思われます。（西暦末尾が奇数の年は増加、偶数の年は減少）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請規	715	713	793	752	737	759	739	726	715	780	779	742	8,950
申請新	1,532	1,341	1,357	1,603	1,560	1,388	1,224	1,081	1,403	1,549	1,117	1,105	16,260
申請更	474	494	497	495	472	509	492	476	550	479	545	552	6,035
所前 地住	36	22	22	39	20	31	23	26	21	25	24	27	316
合計	2,757	2,570	2,669	2,889	2,789	2,687	2,478	2,309	2,689	2,833	2,465	2,426	31,561

（２）認定者の推移

熊本市の要介護（要支援）認定者は、令和５年（2023年）3月末では40,752人であったものが、令和6年（2024年）3月末では、41,661人となり、1年間で909人増加しています。

【表2-2-2】令和５年度各月末時点要介護（要支援）認定者数推移

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要支援１	6,349	6,316	6,385	6,379	6,388	6,400	6,422	6,404	6,362	6,365	6,357	6,339
要支援２	5,788	5,804	5,900	5,932	5,979	5,984	6,016	6,054	6,123	6,137	6,162	6,140
要介護１	9,425	9,331	9,380	9,381	9,366	9,397	9,400	9,399	9,389	9,365	9,351	9,373
要介護２	6,529	6,574	6,667	6,753	6,830	6,878	6,908	6,949	6,992	6,964	7,013	7,050
要介護３	4,778	4,744	4,790	4,807	4,776	4,763	4,780	4,779	4,780	4,744	4,769	4,773
要介護４	4,706	4,720	4,776	4,802	4,820	4,845	4,868	4,890	4,900	4,870	4,866	4,893
要介護５	3,047	3,082	3,157	3,180	3,177	3,149	3,162	3,150	3,143	3,105	3,091	3,093
合計	40,622	40,571	41,055	41,234	41,336	41,416	41,556	41,625	41,689	41,550	41,609	41,661

この間の推移を要介護度毎にみると、次の表のとおりとなります。要介護１が最も減少し、次いで要支援１、要介護３の順で減少し、要介護５、要介護４、要支援２、要介護２の順で増加しています。

【表2-2-3】要介護度毎にみた認定者数の増減（令和5年4月末と令和6年3月末との比較）

（単位：人）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
増減	△ 10	352	△ 52	521	△ 5	187	46	1,039

年齢区分毎に要介護（要支援）認定者の状況を見ると、第１号被保険者の中では、後期高齢者の認定者が多い状況となっており、要介護度毎に見ると要介護１が最も多く、要介護２、要支援１、要支援２、要介護４、要介護３、要介護５と続いています。

【表2-2-4】年齢区分別要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
第1号被保険者	6,257	6,040	9,245	6,899	4,695	4,798	3,019	40,953
65歳以上75歳未満	673	697	755	653	387	388	307	3,860
75歳以上	5,584	5,343	8,490	6,246	4,308	4,410	2,712	37,093
第2号被保険者	82	100	128	151	78	95	74	708
総数	6,339	6,140	9,373	7,050	4,773	4,893	3,093	41,661

（令和6年3月末現在）

男女別の要介護（要支援）認定者の状況を見ると、女性が男性の約2.3倍となっています。

【表2-2-5】男女別要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
男	1,909	1,721	3,000	2,353	1,502	1,328	795	12,608
女	4,430	4,419	6,373	4,697	3,271	3,565	2,298	29,053
総数	6,339	6,140	9,373	7,050	4,773	4,893	3,093	41,661

（令和6年3月末現在）

（３）事業計画での見込み数

第8期及び第9期事業計画で見込んだ要介護（要支援）認定者の数及び実績は次のとおりです。

【表2-2-6】要介護（要支援）認定者の将来見通しと実績（実績は9月末時点）

<第8期>

（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込み数	42,655	43,837	45,017
実績	41,941	41,460	41,416

<第9期>

（単位：人）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込み数	41,932	42,522	43,735
実績	—	—	—

3 介護サービス

(1) 令和5年度利用実績概要

① 利用人数

令和5年度中の各月で介護サービスを利用した方の実利用人数を1ヶ月あたりの平均に換算すると、居宅サービスを利用した方は27,157人、地域密着型サービスを利用した方は5,815人、施設サービスを利用した方は4,146人となります。

令和5年の要介護（要支援）認定者が41,661人ですから、未利用の方が4,543人ということになります。

【表2-3-1】 要介護度別介護サービス利用者数(各年度平均)

(単位：人)

要介護度	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計
要支援				0				0				0				
要支援1	2,528	38	0	2,566	2,703	41	0	2,744	2,775	42	0	2,817	2,850	37	0	2,887
要支援2	3,124	50	0	3,174	3,238	54	0	3,292	3,366	65	0	3,431	3,612	57	0	3,669
要介護1	7,940	1,633	303	9,876	8,109	1,678	297	10,084	7,946	1,613	295	9,854	7,686	1,590	261	9,537
要介護2	5,309	1,226	413	6,948	5,335	1,257	417	7,009	5,434	1,246	390	7,070	5,723	1,287	379	7,389
要介護3	3,161	1,107	846	5,114	3,195	1,107	872	5,174	3,244	1,149	848	5,241	3,304	1,174	841	5,319
要介護4	2,151	819	1,491	4,461	2,226	843	1,491	4,560	2,394	951	1,499	4,844	2,516	991	1,570	5,077
要介護5	1,324	626	1,222	3,172	1,297	589	1,154	3,040	1,378	668	1,103	3,149	1,466	679	1,095	3,240
要介護外旧措置者				—				—				—	—	—	—	—
経過的要介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	25,537	5,499	4,275	35,311	26,103	5,569	4,231	35,903	26,537	5,734	4,135	36,406	27,157	5,815	4,146	37,118

※ここでの居宅サービスの利用者数は次に掲げるサービスを一種類以上利用した者。

○ 平成17年度まで

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与

○ 平成18年度以降

上記サービスから下記の地域密着型サービスを除き、それぞれの介護予防サービスを含む。

※ここでの地域密着型サービスの利用者数は次に掲げるサービスを一種類以上利用した者。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防サービスを含む）、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

② 保険給付実績の一覧

【表2-3-2】 保険給付支給額 令和元～令和5年度決算

(単位：円)

サービス区分	サービス内容	保険給付支給額				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	訪問通所系	19,956,128,496	20,256,834,891	20,903,055,601	20,776,594,293	21,948,971,849
	短期入所系	1,426,643,905	1,236,307,306	1,150,648,498	1,096,405,201	1,123,477,399
	その他	7,413,792,322	7,747,130,858	7,988,734,391	8,327,867,277	8,707,364,647
	福祉用具購入	93,442,540	99,414,969	93,179,041	96,618,661	108,649,279
	住宅改修	229,167,628	214,206,670	205,557,371	194,751,384	201,895,638
	小計	29,119,174,891	29,553,894,694	30,341,174,902	30,492,236,816	32,090,358,812
地域密着型サービス		10,429,351,947	10,590,713,892	10,786,270,779	11,244,019,911	11,545,797,255
施設サービス	介護老人福祉施設	5,901,629,943	6,076,566,393	6,083,552,955	5,955,068,890	5,947,516,453
	介護老人保健施設	6,168,172,458	5,974,333,681	6,015,152,832	6,010,311,284	6,001,542,519
	介護療養型医療施設	1,856,938,779	934,744,421	667,110,970	344,185,815	176,747,129
	介護医療院	514,272,033	1,613,748,949	1,789,943,937	2,035,799,322	2,403,288,037
	小計	14,441,013,213	14,599,393,444	14,555,760,694	14,345,365,311	14,529,094,138
高額介護サービス		1,449,401,268	1,532,963,717	1,503,309,057	1,494,441,716	1,571,392,530
高額医療合算介護サービス		162,648,612	205,612,299	201,455,858	202,000,774	200,837,786
審査支払手数料		66,090,904	72,358,438	74,700,567	76,565,566	79,442,809
特定入所者介護サービス費		1,514,244,411	1,533,448,248	1,298,770,824	1,116,920,578	1,107,574,147
合計		57,181,925,246	58,088,384,732	58,761,442,681	58,971,550,672	61,124,497,477

【表2-3-3】 総介護費用 令和元～令和5年度

(単位：円)

	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	居宅サービス総費用	33,244,560,000	35,640,350,000	31,313,195,000	33,266,763,000	34,861,406,000
	地域密着型サービス総費用	11,446,243,000	12,190,286,000	11,386,796,000	11,963,432,000	12,376,157,000
	施設サービス総費用	14,480,513,000	13,983,326,000	16,449,816,000	16,471,481,000	16,696,253,000
	その他	3,237,923,000	3,463,091,000	3,601,454,000	3,802,574,000	4,016,924,000
	計	62,409,239,000	65,277,053,000	62,751,261,000	65,504,250,000	67,950,740,000
実績	居宅サービス総費用	29,119,174,891	29,553,894,694	30,492,236,816	30,492,236,816	35,688,203,416
	地域密着型サービス総費用	10,429,351,947	10,590,713,892	11,244,019,911	11,244,019,911	12,979,080,490
	施設サービス総費用	14,441,013,213	14,599,393,444	14,345,365,311	14,345,365,311	16,266,442,980
	その他	3,192,385,195	3,344,382,702	2,889,928,634	2,889,928,634	2,959,156,912
	計	57,181,925,246	58,088,384,732	58,971,550,672	58,971,550,672	67,892,883,798

※その他は審査支払手数料、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費である。

③ 介護サービス種類ごとの利用量の推移

【表2-3-4】事業計画見込量との対比一覧表（在宅サービス）

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	2,915,008	3,182,779	2,559,462	2,727,172	2,876,189
	実績	2,438,189	2,491,519	2,552,662	2,651,440	2,747,452
	対前年度伸び率	100.6%	102.2%	102.5%	103.9%	103.6%
介護予防訪問介護 (延べ利用人数/年)	事業計画見込量	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	-
	対前年度伸び率	-	-	-	-	-
訪問入浴介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	14,519	16,177	14,393	15,304	15,900
	実績	12,623	12,416	11,756	12,207	12,341
	対前年度伸び率	98.6%	98.4%	94.7%	103.8%	101.1%
介護予防訪問入浴介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	34	29	43	43	43
	実績	16	6	0	0	0
	対前年度伸び率	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問看護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	315,386	343,723	356,706	387,238	402,994
	実績	299,201	331,138	348,801	367,938	413,361
	対前年度伸び率	107.2%	110.7%	105.3%	105.5%	112.3%
介護予防訪問看護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	47,647	54,227	56,294	57,698	59,027
	実績	45,664	51,230	55,105	62,425	77,341
	対前年度伸び率	114.1%	112.2%	107.6%	113.3%	123.9%
訪問リハビリテーション (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	61,883	67,481	46,979	51,268	53,666
	実績	44,782	44,571	61,468	66,024	75,795
	対前年度伸び率	96.2%	99.5%	137.9%	107.4%	114.8%
介護予防訪問リハビリテーション (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	17,626	23,117	8,064	8,294	8,801
	実績	7,991	7,544	11,800	13,206	15,217
	対前年度伸び率	103.8%	94.4%	156.4%	111.9%	115.2%
通所介護 通所リハビリテーション (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	1,109,966	1,204,033	1,533,766	1,626,090	1,706,099
	実績	1,460,901	1,466,331	1,420,474	1,843,308	1,394,561
	対前年度伸び率	102.8%	100.4%	96.9%	129.8%	75.7%
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション (延べ利用人数/年)	事業計画見込量	23,652	24,336	24,504	25,860	26,736
	実績	28,603	35,108	31,201	21,829	22,585
	対前年度伸び率	110.3%	122.7%	88.9%	70.0%	103.5%
福祉用具貸与 (利用実人数/年)	事業計画見込量	139,356	145,752	150,336	160,320	167,820
	実績	142,683	147,152	150,740	154,961	159,744
	対前年度伸び率	103.3%	103.1%	102.4%	102.8%	103.1%
介護予防福祉用具貸与 (利用実人数/年)	事業計画見込量	45,504	48,468	53,484	56,244	57,552
	実績	46,191	48,898	51,763	54,511	57,304
	対前年度伸び率	108.4%	105.9%	105.9%	105.3%	105.1%
居宅療養管理指導 (利用実人数/年)	事業計画見込量	45,564	50,328	56,496	58,800	60,804
	実績	48,771	53,734	59,033	66,142	72,440
	対前年度伸び率	112.2%	110.2%	109.9%	112.0%	109.5%
介護予防居宅療養管理指導 (利用実人数/年)	事業計画見込量	2,124	2,412	2,124	2,184	2,232
	実績	1,899	2,109	2,634	2,955	3,286
	対前年度伸び率	117.6%	111.1%	124.9%	112.2%	111.2%
短期入所生活介護 短期入所療養介護 (回数/年) ※1回＝7日	事業計画見込量	25,016	25,794	21,980	23,575	24,610
	実績	22,343	19,036	17,863	16,896	9,938
	対前年度伸び率	99.1%	85.2%	93.8%	94.6%	58.8%
介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 (回数/年) ※1回＝7日	事業計画見込量	308	402	219	221	231
	実績	334	196	261	306	374
	対前年度伸び率	86.3%	58.6%	133.3%	117.2%	122.2%
福祉用具購入費 (給付金額/年)	事業計画見込量	97,343,000	107,419,000	59,591,000	61,432,000	63,489,000
	実績	66,956,690	69,377,984	66,134,600	67,810,418	73,514,959
	対前年度伸び率	92.9%	103.6%	95.3%	102.5%	108.4%
介護予防福祉用具購入費 (給付金額/年)	事業計画見込量	48,869,000	54,701,000	31,517,000	32,174,000	33,158,000
	実績	26,485,850	30,036,985	27,044,441	28,808,243	35,134,320
	対前年度伸び率	88.0%	113.4%	90.0%	106.5%	122.0%
住宅改修費 (給付金額/年)	事業計画見込量	181,693,000	187,805,000	117,549,000	120,916,000	123,402,000
	実績	127,867,192	117,770,990	111,143,096	107,545,709	110,584,533
	対前年度伸び率	94.7%	92.1%	94.4%	96.8%	102.8%
介護予防住宅改修費 (給付金額/年)	事業計画見込量	162,430,000	171,377,000	93,099,000	93,806,000	96,585,000
	実績	101,300,436	96,435,680	94,414,275	87,205,675	91,311,105
	対前年度伸び率	98.4%	95.2%	97.9%	92.4%	104.7%
特定施設入居者生活介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	1,112	1,146	1,160	1,236	1,312
	実績	1,049	1,124	1,124	1,168	1,214
	対前年度伸び率	101.5%	107.1%	100.0%	103.9%	103.9%
介護予防特定施設入居者生活介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	206	243	93	98	102
	実績	129	109	124	123	132
	対前年度伸び率	99.2%	84.6%	113.8%	99.0%	107.3%
居宅介護支援 (利用実人数/月)	事業計画見込量	17,230	17,704	17,167	17,806	18,433
	実績	17,217	17,403	17,579	17,780	17,951
	対前年度伸び率	100.5%	101.1%	101.0%	101.1%	101.0%
介護予防支援 (利用実人数/月)	事業計画見込量	8,909	9,068	5,715	6,087	6,231
	実績	5,267	5,342	5,616	5,815	6,119
	対前年度伸び率	107.0%	101.4%	105.1%	103.5%	105.2%
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 (延べ利用人数/年)	事業計画見込量	720	900	108	144	180
	実績	128	172	704	3,761	5,333
	対前年度伸び率	-	134.4%	409.3%	534.2%	141.8%

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護 (延べ利用人数/年)	事業計画見込量	876	876	300	300	300
	実績	0	0	0	0	0
	対前年度伸び率	45.8%	-	-	-	-
認知症対応型通所介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	83,298	91,598	65,515	69,451	72,500
	実績	61,918	58,859	60,066	57,284	53,255
	対前年度伸び率	101.5%	95.1%	102.1%	95.4%	93.0%
介護予防認知症対応型通所 介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	858	1,628	56	56	56
	実績	190	113	173	149	70
	対前年度伸び率	148.4%	59.5%	153.1%	86.1%	47.0%
小規模多機能型居宅介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	1,040	1,077	957	976	1,014
	実績	957	891	826	758	756
	対前年度伸び率	99.8%	93.1%	92.7%	91.8%	99.7%
介護予防小規模多機能型居 宅介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	94	108	89	90	91
	実績	91	82	86	99	85
	対前年度伸び率	102.2%	89.6%	105.3%	115.3%	85.9%
認知症対応型共同生活介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	1,018	1,056	1,138	1,191	1,226
	実績	1,017	1,049	1,084	1,104	1,079
	対前年度伸び率	103.9%	103.2%	103.2%	101.9%	97.7%
介護予防認知症対応型共同 生活介護 (利用実人数/月)	事業計画見込量	1	1	4	5	6
	実績	5	5	4	6	4
	対前年度伸び率	250.0%	95.0%	86.0%	146.9%	66.7%
地域密着型介護老人福祉施 設 (利用実人数/月)	事業計画見込量	460	489	489	518	518
	実績	437	441	437	449	445
	対前年度伸び率	100.2%	100.9%	99.2%	102.6%	99.1%
看護小規模多機能型居宅介 護 (延べ利用人数/年)	事業計画見込量	2,748	3,240	1,632	1,836	2,040
	実績	1,688	1,866	2,143	1,930	1,993
	対前年度伸び率	114.0%	110.5%	114.8%	90.1%	103.3%
地域密着型通所介護 (延べ利用回数/年)	事業計画見込量	393,790	421,151	362,969	384,968	399,617
	実績	336,609	337,574	329,225	321,286	308,518
	対前年度伸び率	100.7%	100.3%	97.5%	97.6%	96.0%

【表2-3-5】事業計画見込量との対比一覧表（施設サービス）

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (利用実人数/月)	事業計画見込量	1,865	1,926	1,964	1,964	2,024
	実績	1,904	1,932	1,903	1,849	1,835
	対前年度伸び率	99.0%	101.5%	98.5%	97.1%	99.2%
介護老人保健施設 (老人保健施設) (利用実人数/月)	事業計画見込量	1,990	1,990	2,024	2,024	2,024
	実績	1,870	1,793	1,772	1,747	1,730
	対前年度伸び率	95.3%	95.9%	98.8%	98.6%	99.0%
介護療養型医療施設 (療養型病床群) (利用実人数/月)	事業計画見込量	461	304	221	166	-
	実績	446	204	167	88	51
	対前年度伸び率	93.9%	45.7%	81.7%	52.5%	58.3%
介護医療院 (利用実人数/月)	事業計画見込量	92	92	529	584	750
	実績	129	391	418	488	557
	対前年度伸び率	758.8%	303.1%	106.9%	116.8%	114.1%
高額介護サービス費 (給付金額/年)	事業計画見込量	1,317,355,000	1,451,470,000	1,712,843,000	1,861,823,000	2,023,761,000
	実績	1,449,401,268	1,532,963,717	1,503,309,057	1,494,441,716	1,571,827,926
	対前年度伸び率	120.4%	105.8%	98.1%	99.4%	105.2%

④各サービス種類ごとの利用実績

〔居宅サービス〕

ア)訪問介護【表２－３－６】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	8,460	8,441	8,550	8,502	8,479	8,503	8,605	8,581	8,538	8,365	8,291	8,336	101,651
	延べ利用回数	207,344	211,672	211,203	216,062	217,643	214,475	220,276	214,447	216,475	208,978	197,947	216,140	2,552,662
	単 位	63,734,573	65,039,647	64,644,131	66,193,405	66,428,346	65,432,177	66,998,912	65,330,394	65,759,235	63,523,991	60,307,448	65,747,753	779,140,012
介護予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和４年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	8,373	8,395	8,480	8,474	8,513	8,521	8,519	8,515	8,438	8,276	8,265	8,347	101,116
	延べ利用回数	213,916	220,404	218,330	224,424	225,240	220,721	226,762	224,164	225,794	220,972	205,060	225,653	2,651,440
	単 位	65,051,943	66,874,825	66,378,690	68,010,459	68,333,760	67,036,030	69,940,404	69,146,488	69,472,525	67,993,646	63,204,932	69,356,960	810,800,662
介護予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	8,371	8,371	8,398	8,355	8,413	8,418	8,461	8,417	8,430	8,317	8,355	8,391	100,697
	延べ利用回数	221,241	229,497	225,298	230,685	231,417	227,718	232,530	227,694	231,679	231,265	222,553	235,875	2,747,452
	単 位	67,918,799	70,500,926	69,010,278	70,346,279	70,603,152	69,410,206	70,738,367	69,223,532	70,370,415	70,072,233	67,445,352	71,065,764	836,705,303
介護予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

イ)訪問入浴介護【表２－３－７】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	185	185	182	183	183	183	175	183	181	184	189	185	2,198
	延べ利用回数	1,004	996	978	1,027	1,005	1,014	981	974	984	962	918	913	11,756
	単 位	1,373,380	1,363,562	1,339,996	1,406,636	1,375,267	1,389,742	1,341,487	1,334,167	1,346,279	1,316,564	1,256,317	1,249,162	16,092,559
介護予防	実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和４年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	187	172	179	187	173	192	190	207	213	202	188	202	2,292
	延べ利用回数	963	926	940	942	941	1,009	1,094	1,094	1,103	1,022	1,021	1,152	12,207
	単 位	1,316,113	1,266,094	1,285,338	1,287,017	1,286,931	1,382,977	1,511,369	1,513,568	1,527,048	1,414,895	1,410,611	1,592,881	16,794,842
介護 予 防	実利用人数	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0	7
	延べ利用回数	0	0	0	0	3	4	4	4	6	2	0	0	23
	単 位	0	0	0	0	3,090	3,833	3,872	3,872	6,026	1,936	0	0	22,629

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	187	184	184	182	187	183	184	194	198	189	203	201	2,276
	延べ利用回数	1,002	1,105	1,006	982	1,058	961	1,007	1,057	1,036	1,010	1,043	1,074	12,341
	単 位	1,382,834	1,524,662	1,389,327	1,356,202	1,464,145	1,330,764	1,397,380	1,466,053	1,436,317	1,400,003	1,447,916	1,486,941	17,082,544
介護予防	実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ) 訪問看護【表2-3-8】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3,080	3,076	3,138	3,156	3,124	3,148	3,200	3,184	3,216	3,146	3,089	3,149	37,706
	延べ利用回数	28,858	27,355	29,560	29,504	29,099	29,832	29,634	29,979	30,457	27,476	26,446	30,601	348,801
	単 位	13,953,926	13,404,352	14,311,283	14,276,665	14,171,961	14,472,326	14,458,015	14,527,870	14,788,065	13,483,237	12,974,000	14,824,778	169,646,478
介護予防	実利用人数	598	597	598	602	611	610	608	605	615	631	608	633	7,316
	延べ利用回数	4,481	4,154	4,526	4,652	4,652	4,664	4,569	4,693	4,876	4,524	4,249	5,065	55,105
	単 位	1,870,685	1,769,310	1,898,841	1,940,562	1,915,831	1,941,941	1,895,160	1,927,502	2,007,993	1,926,090	1,825,824	2,127,616	23,047,355

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3,214	3,208	3,273	3,287	3,286	3,316	6,902	6,989	6,932	6,734	6,775	6,898	60,814
	延べ利用回数	29,409	29,725	31,000	29,553	31,005	31,098	80,366	80,135	76,233	69,867	72,010	82,363	642,764
	単 位	14,302,995	14,395,556	15,003,490	14,536,270	15,011,315	14,954,043	65,831,384	65,718,116	62,476,520	57,715,842	59,663,586	67,852,618	467,461,735
介護予防	実利用人数	645	659	670	663	660	676	707	701	696	699	704	718	8,198
	延べ利用回数	4,833	4,973	5,326	4,934	5,205	5,224	5,351	5,551	5,295	4,876	5,003	5,854	62,425
	単 位	2,016,070	2,085,596	2,191,999	2,054,034	2,153,285	2,144,632	2,187,053	2,242,272	2,169,875	2,056,728	2,076,248	2,371,320	25,749,112

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3,403	3,420	3,474	3,529	3,550	3,584	3,639	3,696	3,720	3,685	3,710	3,726	43,136
	延べ利用回数	31,383	34,501	34,107	33,022	35,418	34,287	35,859	35,622	35,283	34,200	34,431	35,248	413,361
	単 位	15,006,928	16,347,012	16,234,984	15,867,510	16,918,046	16,445,627	17,045,456	16,979,838	16,969,486	16,504,567	16,448,997	16,794,294	197,562,745
介護予防	実利用人数	740	750	763	788	776	797	828	838	848	863	864	856	9,711
	延べ利用回数	5,434	6,028	6,132	6,154	6,401	6,323	6,763	6,877	6,677	6,683	6,875	6,994	77,341
	単 位	2,206,824	2,427,738	2,457,665	2,465,487	2,522,650	2,498,720	2,687,732	2,697,199	2,622,916	2,630,302	2,684,170	2,691,705	30,593,108

エ) 訪問リハビリテーション【表2-3-9】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	413	424	433	441	429	443	462	463	458	451	426	440	5,283
	延べ利用回数	4,895	4,580	5,168	5,245	5,012	5,131	5,533	5,495	5,425	4,897	4,708	5,379	61,468
	単 位	1,600,823	1,504,665	1,702,095	1,730,674	1,657,932	1,695,831	1,823,664	1,809,293	1,783,992	1,614,785	1,545,203	1,756,873	20,225,830
介護予防	実利用人数	90	91	98	105	103	100	105	104	99	92	92	93	1,172
	延べ利用回数	888	829	977	1,027	1,015	1,002	1,076	1,071	1,070	887	916	1,042	11,800
	単 位	277,987	258,567	303,396	317,979	317,371	311,198	335,304	334,033	336,945	277,101	285,514	320,023	3,675,418

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	446	454	458	469	467	473	480	469	482	458	463	487	5,606
	延べ利用回数	5,375	5,432	5,637	5,302	5,578	5,548	5,748	5,548	5,555	5,007	5,199	6,095	66,024
	単 位	1,756,591	1,779,575	1,853,905	1,751,658	1,837,314	1,819,351	1,888,723	1,823,298	1,837,506	1,654,561	1,719,294	2,005,251	21,727,027
介護予防	実利用人数	93	100	104	108	105	108	111	120	123	122	123	117	1,334
	延べ利用回数	964	1,009	1,123	1,034	1,055	1,063	1,089	1,207	1,172	1,092	1,151	1,247	13,206
	単 位	294,893	312,482	348,285	318,498	322,265	324,311	332,705	372,826	363,363	335,629	353,541	380,321	4,059,119

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	512	514	523	537	539	536	530	557	558	549	544	536	6,435
	延べ利用回数	5,767	6,209	6,398	6,255	6,746	6,274	6,461	6,559	6,550	6,054	6,111	6,411	75,795
	単 位	1,905,040	2,036,428	2,114,909	2,080,977	2,244,164	2,082,934	2,139,849	2,175,975	2,180,777	2,017,191	2,028,287	2,120,796	25,127,327
介護予防	実利用人数	111	117	115	124	130	122	126	129	130	130	121	123	1,478
	延べ利用回数	1,127	1,178	1,266	1,258	1,359	1,237	1,372	1,351	1,323	1,312	1,207	1,227	15,217
	単 位	346,754	363,145	391,265	385,157	420,764	380,791	423,574	413,821	407,283	404,964	370,889	375,579	4,683,986

オ) 居宅療養管理指導【表2-3-10】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	4,751	4,768	4,851	4,878	4,940	4,966	5,053	5,060	5,084	5,006	4,854	4,822	59,033
	延べ利用回数	16,780	16,041	17,289	17,178	17,339	17,210	18,270	18,195	18,513	17,110	16,013	16,905	206,843
	単 位	5,976,388	5,687,186	6,129,346	6,094,167	6,159,217	6,110,458	6,464,529	6,441,400	6,583,872	6,066,993	5,663,720	5,967,022	73,344,298
介護予防	実利用人数	206	202	207	222	210	228	234	238	230	224	209	224	2,634
	延べ利用回数	538	529	577	592	582	614	641	645	629	599	552	632	7,130
	単 位	203,245	195,940	217,082	221,694	217,309	229,824	239,102	239,444	233,480	221,113	199,518	230,573	2,648,324

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	5,162	5,241	5,410	5,431	5,417	5,518	5,622	5,724	5,646	5,581	5,656	5,734	66,142
	延べ利用回数	17,451	17,904	19,544	19,256	19,152	19,832	20,896	21,112	20,331	19,497	20,320	21,216	236,511
	単 位	6,141,392	6,270,655	6,828,711	6,716,418	6,680,087	6,894,892	7,248,033	7,322,236	7,047,561	6,758,487	7,018,057	7,338,439	82,264,968
介護予防	実利用人数	230	239	238	228	222	236	241	260	258	265	264	274	2,955
	延べ利用回数	643	637	677	637	626	661	683	718	737	736	744	816	8,315
	単 位	235,838	232,125	248,926	230,941	229,085	244,353	251,225	264,548	269,015	267,695	271,976	300,769	3,046,496

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	5,778	5,808	5,875	5,916	5,948	6,007	6,087	6,115	6,206	6,196	6,225	6,279	72,440
	延べ利用回数	21,246	21,360	22,027	22,085	22,605	23,208	23,938	23,740	24,151	23,347	24,032	24,669	276,408
	単 位	7,342,965	7,392,637	7,613,197	7,628,210	7,799,361	8,019,748	8,269,119	8,204,844	8,339,782	8,047,638	8,305,663	8,514,577	95,477,741
介護予防	実利用人数	273	270	270	264	273	272	287	272	278	272	277	278	3,286
	延べ利用回数	794	781	757	774	794	786	810	767	778	741	747	738	9,267
	単 位	290,266	288,534	277,486	283,495	293,338	294,494	302,529	284,396	288,694	274,536	277,156	273,181	3,428,105

カ) 通所介護【表2-3-11】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	6,793	6,710	6,768	6,836	6,779	6,798	6,899	6,913	6,923	6,736	6,338	6,520	81,013
	延べ利用回数	82,913	81,147	82,333	85,277	82,192	82,959	83,737	83,335	82,395	73,479	65,085	77,389	962,241
	単 位	66,502,489	65,338,681	66,345,501	68,938,237	66,568,139	67,198,999	67,714,352	67,447,817	66,430,487	59,307,748	52,679,397	62,163,087	776,634,934
介護 予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	6,648	6,703	6,799	6,779	6,650	6,713	6,902	6,989	6,932	6,734	6,775	6,898	81,522
	延べ利用回数	77,468	78,975	78,902	74,904	74,279	76,152	80,366	80,135	76,233	69,867	72,010	82,363	921,654
	単 位	62,701,427	63,982,680	63,973,718	60,540,334	59,650,832	61,400,451	65,831,384	65,718,116	62,476,520	57,715,842	59,663,586	67,852,618	751,507,508
介護予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	6,932	6,946	7,011	7,092	7,098	7,133	7,272	7,344	7,330	7,258	7,259	7,300	85,975
	延べ利用回数	77,095	82,194	79,649	79,488	81,407	80,402	83,030	83,131	82,382	76,393	77,831	82,940	965,942
	単 位	63,823,080	67,874,335	65,887,749	65,665,828	66,951,097	66,331,762	68,457,677	68,627,288	68,158,652	63,026,093	64,269,210	68,355,622	797,428,393
介護予防	実利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	延べ利用回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	単 位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	4,210	4,135	4,155	4,187	4,148	4,100	4,203	4,193	4,192	4,081	3,757	3,919	49,280
	延べ利用回数	40,061	38,032	39,111	40,178	37,960	38,964	40,382	39,869	39,585	34,546	31,958	37,587	458,233
	単 位	35,353,718	33,773,990	34,518,953	35,484,143	33,722,853	34,610,753	35,489,788	35,111,911	35,011,655	30,645,868	28,317,674	33,048,451	405,089,757
介護予防	実利用人数	1,808	1,764	1,780	1,814	1,798	1,802	1,837	1,869	1,877	1,809	1,680	1,757	21,595
	延べ利用回数	1,914	2,380	2,063	1,993	3,990	2,251	2,036	2,200	2,100	4,187	3,539	2,548	31,201
	単 位	6,542,135	6,360,318	6,454,019	6,569,826	6,435,221	6,511,663	6,620,025	6,717,565	6,744,724	6,447,714	5,986,334	6,315,992	77,705,536

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3,963	4,026	4,053	3,997	3,909	4,007	4,069	4,058	4,019	3,840	3,853	3,908	47,702
	延べ利用回数	36,718	37,558	38,119	35,318	35,350	35,566	38,227	37,549	35,488	30,872	33,268	37,681	431,714
	単 位	32,423,354	33,280,322	33,640,634	31,263,767	31,145,405	31,374,335	34,124,942	33,503,362	31,731,023	27,805,264	29,761,068	33,559,228	383,612,704
介護予防	実利用人数	1,824	1,809	1,851	1,807	1,770	1,800	1,826	1,853	1,825	1,798	1,808	1,858	21,829
	延べ利用回数	3,435	2,456	2,587	5,294	3,079	4,481	2,186	2,359	4,875	3,097	1,975	2,092	37,916
	単 位	6,481,567	6,473,434	6,588,836	6,348,779	6,331,465	6,447,420	6,634,986	6,748,671	6,574,402	6,493,283	6,554,678	6,749,248	78,426,769

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3,945	3,953	3,996	3,998	3,959	4,005	3,891	3,878	3,888	3,817	3,794	3,811	46,935
	延べ利用回数	35,673	37,637	37,551	36,524	36,588	36,511	36,389	35,716	35,252	32,840	33,306	34,632	428,619
	単 位	32,108,490	33,796,681	33,717,476	32,909,443	32,783,229	32,749,455	32,601,253	32,119,583	31,771,756	29,611,063	29,838,048	30,914,006	384,920,483
介護予防	実利用人数	1,851	1,866	1,876	1,865	1,892	1,918	1,892	1,901	1,907	1,878	1,855	1,884	22,585
	延べ利用回数	2,322	2,158	1,991	2,732	3,602	2,604	2,156	2,053	2,859	2,192	1,929	2,025	28,623
	単 位	6,746,464	6,783,386	6,808,634	6,744,044	6,821,401	6,932,765	6,867,052	6,930,182	6,952,978	6,822,726	6,792,312	6,907,334	82,109,278

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,087	1,026	1,041	1,128	1,118	1,053	1,125	1,187	1,177	1,090	899	990	12,921
	延べ利用回数	10,387	10,416	10,026	11,110	11,020	10,349	10,778	10,968	11,219	10,306	8,752	9,707	125,038
	単 位	10,728,910	10,651,522	10,437,136	11,531,944	11,249,380	10,565,038	11,114,745	11,439,977	11,540,730	10,446,813	8,739,244	9,778,947	128,224,386
介護予防	実利用人数	23	13	16	25	28	35	35	35	30	29	22	26	317
	延べ利用回数	136	96	111	124	153	153	222	201	196	161	128	144	1,825
	単 位	97,190	72,827	91,620	97,423	121,123	122,809	171,840	164,461	149,539	123,249	106,737	115,308	1,434,126

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,063	1,108	1,124	1,089	1,050	1,106	1,141	1,145	1,084	923	985	1,068	12,886
	延べ利用回数	10,070	10,602	10,353	10,455	10,002	10,061	10,530	10,271	9,389	8,497	8,604	9,433	118,267
	単 位	10,311,712	10,923,035	10,708,601	10,702,111	10,200,058	10,285,960	11,025,981	10,866,837	9,751,444	8,756,275	8,929,380	9,988,390	122,449,784
介護予防	実利用人数	26	38	27	32	29	43	28	30	22	27	27	25	354
	延べ利用回数	137	261	260	219	192	202	138	162	138	174	109	150	2,142
	単 位	104,689	197,759	181,541	163,788	140,432	165,691	109,726	123,717	108,531	133,073	86,170	122,338	1,637,455

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,099	1,192	1,121	1,182	1,189	1,188	1,202	1,228	1,162	1,063	1,037	1,116	13,779
	延べ利用回数	9,264	10,001	9,670	10,171	10,381	10,205	10,346	10,508	10,326	9,474	8,997	9,919	119,262
	単 位	9,890,542	10,692,646	10,372,465	10,849,583	10,863,842	10,791,854	10,861,336	11,063,089	10,931,777	9,772,202	9,343,254	10,375,727	125,808,317
介護予防	実利用人数	24	30	23	32	51	34	26	29	29	31	30	35	374
	延べ利用回数	132	142	103	127	228	159	123	134	133	165	156	164	1,766
	単 位	100,458	121,563	83,426	104,341	192,582	134,424	104,758	110,837	106,841	134,237	119,968	136,375	1,449,810

短期入所サービス（再掲）

a) 短期入所生活介護【表2-3-13-1】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	747	711	705	763	781	746	783	792	816	775	659	708	8,986
	延べ利用回数	7,953	7,977	7,478	8,218	8,498	8,064	8,149	7,956	8,457	7,941	7,054	7,651	95,396
	単 位	7,451,551	7,440,399	7,026,900	7,703,492	7,889,392	7,507,278	7,614,696	7,423,755	7,859,632	7,315,423	6,477,923	7,075,540	88,785,981
介護予防	実利用人数	19	8	9	19	22	26	25	25	25	24	15	19	236
	延べ利用回数	115	78	76	105	131	123	169	136	170	135	82	113	1,433
	単 位	79,031	54,248	54,028	78,926	98,786	93,109	119,575	99,709	124,814	97,657	59,934	84,235	1,044,052

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	753	782	786	779	748	797	793	783	773	673	747	739	9,153
	延べ利用回数	7,855	8,126	7,958	8,241	7,822	8,013	8,207	7,799	7,255	6,686	6,931	7,154	92,047
	単 位	7,336,016	7,584,481	7,461,840	7,731,544	7,274,639	7,524,541	7,866,681	7,486,629	6,910,630	6,371,205	6,635,595	6,863,001	87,046,802
介護予防	実利用人数	23	28	22	26	23	31	19	22	15	19	20	19	267
	延べ利用回数	118	189	204	175	161	136	95	126	104	140	82	115	1,645
	単 位	86,945	125,751	130,043	120,536	113,615	99,792	70,656	86,867	76,281	98,845	61,013	88,293	1,158,637

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	748	809	765	796	849	833	825	856	802	750	749	789	9,571
	延べ利用回数	6,875	7,361	7,188	7,567	7,963	7,716	7,817	7,888	7,591	7,314	6,973	7,691	89,944
	単 位	6,608,925	7,084,681	6,978,403	7,298,420	7,589,600	7,378,852	7,430,142	7,498,697	7,205,708	6,837,745	6,584,384	7,316,649	85,812,206
介護予防	実利用人数	21	20	19	23	33	23	18	21	21	21	23	26	269
	延べ利用回数	120	109	85	86	166	117	89	101	95	117	129	125	1,339
	単 位	89,966	83,483	66,164	66,249	121,447	88,599	66,658	75,156	67,409	82,854	93,087	92,868	993,940

b) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）【表2-3-13-2】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	321	297	319	344	318	290	324	374	345	295	223	261	3,711
	延べ利用回数	2,276	2,300	2,392	2,723	2,377	2,146	2,496	2,813	2,621	2,190	1,524	1,859	27,717
	単 位	3,094,626	3,055,834	3,240,023	3,644,922	3,192,215	2,898,151	3,352,108	3,789,818	3,520,097	2,937,222	2,074,342	2,484,578	37,283,936
介護予防	実利用人数	2	5	6	5	5	8	8	8	2	2	4	4	59
	延べ利用回数	6	18	30	13	16	24	35	46	7	9	22	14	240
	単 位	6,727	18,579	34,077	14,350	18,174	25,730	37,069	48,415	8,751	10,480	25,598	16,814	264,764

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	288	309	324	293	286	293	333	347	295	236	229	319	3,552
	延べ利用回数	2,030	2,323	2,264	2,047	2,043	1,901	2,188	2,345	1,999	1,691	1,589	2,172	24,592
	単 位	2,762,340	3,155,470	3,079,774	2,760,527	2,752,617	2,574,859	2,984,596	3,214,748	2,669,974	2,233,065	2,183,238	2,979,604	33,350,812
介護予防	実利用人数	1	7	3	4	4	10	6	5	4	5	5	4	58
	延べ利用回数	5	55	36	29	16	51	23	16	13	21	14	15	294
	単 位	5,934	57,355	34,824	30,619	14,190	53,284	22,509	19,887	14,723	23,276	14,465	17,519	308,585

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	341	369	344	366	327	343	365	361	353	307	282	316	4,074
	延べ利用回数	2,304	2,546	2,382	2,471	2,278	2,369	2,388	2,522	2,658	2,082	1,984	2,149	28,133
	単 位	3,169,895	3,481,409	3,254,458	3,379,826	3,090,325	3,253,713	3,255,838	3,438,776	3,623,432	2,828,281	2,703,743	2,958,934	38,438,630
介護予防	実利用人数	2	9	3	8	17	10	7	7	7	9	6	8	93
	延べ利用回数	3	26	7	32	53	33	25	25	28	39	19	32	322
	単 位	3,028	32,278	8,137	30,628	63,671	38,361	30,636	29,044	31,141	43,919	20,244	37,705	368,792

ｃ）短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）【表２－３－１３－３】

令和３年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	16	15	15	17	14	15	14	16	12	14	13	174
	延べ利用回数	149	128	146	152	124	124	122	158	113	141	126	1,619
	単 位	170,234	139,804	156,137	159,881	140,383	138,884	134,135	170,585	120,117	149,160	125,061	1,740,692
介護 予防	実利用人数	2	0	1	1	1	1	2	2	3	3	3	22
	延べ利用回数	15	0	5	6	6	6	18	19	19	17	17	152
	単 位	11,432	0	3,515	4,147	4,163	3,970	15,196	16,337	15,974	15,112	21,205	125,310

令和４年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	15	12	8	11	12	7	10	9	10	7	4	108
	延べ利用回数	117	98	71	106	102	60	88	72	84	56	36	902
	単 位	123,415	107,519	80,761	127,777	122,360	74,812	106,339	92,396	103,117	67,918	47,256	1,068,753
介護 予防	実利用人数	2	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	29
	延べ利用回数	14	17	20	15	15	15	20	20	21	13	20	203
	単 位	11,810	14,653	16,674	12,633	12,627	12,615	16,561	16,963	17,527	10,952	16,526	170,233

令和５年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3	4	2	6	4	6	5	5	3	1	3	44
	延べ利用回数	34	30	23	49	55	58	74	40	33	14	24	457
	単 位	41,517	39,213	32,945	62,952	70,089	73,198	87,908	49,679	42,583	29,776	30,971	582,231
介護 予防	実利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	延べ利用回数	9	7	11	9	9	9	9	8	10	9	7	105
	単 位	7,464	5,802	9,125	7,464	7,464	7,464	7,464	6,637	8,291	7,464	6,637	87,078

ｄ）短期入所療養介護（介護医療院）【表２－３－１３－４】

令和３年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	3	3	2	4	5	2	4	5	4	6	8	50
	延べ利用回数	9	11	10	17	21	15	11	41	28	34	61	306
	単 位	12,499	15,485	14,076	23,649	27,390	20,725	13,806	55,819	40,884	45,008	61,918	413,777
介護 予防	実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和４年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	7	5	6	6	4	9	5	6	7	6	6	73
	延べ利用回数	68	55	60	61	35	87	47	55	64	72	71	726
	単 位	89,941	75,565	86,226	82,263	50,442	111,748	68,365	73,064	67,723	84,087	98,529	983,417
介護 予防	実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和５年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	7	10	10	14	9	6	7	6	4	5	8	90
	延べ利用回数	51	64	77	84	85	62	67	58	44	26	55	728
	単 位	70,205	87,343	106,659	108,385	113,828	86,091	87,448	75,937	60,054	76,400	69,173	975,250
介護 予防	実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ケ) 福祉用具貸与【表2-3-14】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	12,377	12,424	12,482	12,526	12,523	12,615	12,725	12,707	12,774	12,573	12,440	150,740
	延べ利用回数	1,340,706	1,392,749	1,360,852	1,417,788	1,422,567	1,392,224	1,452,570	1,409,085	1,459,056	1,439,611	1,301,861	16,832,346
	単 位	15,864,323	15,979,875	16,118,545	16,263,183	16,324,028	16,493,233	16,649,670	16,678,704	16,792,823	16,511,364	16,458,989	196,703,814
介護予防	実利用人数	4,210	4,228	4,268	4,292	4,307	4,299	4,296	4,333	4,363	4,375	4,378	51,763
	延べ利用回数	220,479	232,015	228,020	238,539	237,633	231,459	239,268	234,136	243,850	247,193	224,946	2,829,336
	単 位	2,291,488	2,327,372	2,370,261	2,395,244	2,384,328	2,405,286	2,421,254	2,445,318	2,470,212	2,503,547	2,515,858	29,078,566

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	12,688	12,774	12,895	12,891	12,883	12,964	13,004	13,072	13,069	12,908	12,818	154,961
	延べ利用回数	1,413,325	1,474,137	1,445,463	1,506,756	1,506,457	1,473,156	1,532,066	1,489,612	1,538,350	1,522,617	1,373,191	17,810,391
	単 位	16,796,099	16,911,670	17,242,929	17,341,776	17,359,936	17,532,836	17,649,469	17,768,987	17,790,694	17,545,778	17,466,424	209,145,653
介護予防	実利用人数	4,462	4,477	4,537	4,539	4,521	4,527	4,563	4,568	4,605	4,589	4,550	54,511
	延べ利用回数	248,047	259,947	254,994	267,487	266,980	259,106	268,355	262,409	272,485	273,905	244,446	3,148,369
	単 位	2,597,066	2,630,546	2,683,234	2,697,985	2,696,182	2,719,058	2,726,988	2,747,573	2,767,077	2,768,350	2,730,841	32,502,874

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	13,106	13,108	13,232	13,283	13,296	13,360	13,394	13,410	13,497	13,380	13,309	159,744
	延べ利用回数	1,513,462	1,566,402	1,533,611	1,591,626	1,590,535	1,551,636	1,611,157	1,575,427	1,630,702	1,626,484	1,516,217	18,932,100
	単 位	18,059,729	18,002,718	18,197,123	18,370,752	18,420,277	18,488,783	18,628,008	18,798,170	18,926,836	18,793,360	18,719,651	222,264,541
介護予防	実利用人数	4,603	4,625	4,679	4,714	4,739	4,724	4,777	4,813	4,910	4,911	4,893	57,304
	延べ利用回数	264,183	276,069	270,714	285,219	287,242	279,814	293,970	285,766	301,840	301,983	284,064	3,436,807
	単 位	2,772,767	2,796,438	2,825,771	2,884,103	2,911,139	2,933,424	2,974,681	3,001,536	3,076,081	3,072,213	3,088,134	35,445,348

コ) 特定施設入所者生活介護【表2-3-15】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,122	1,126	1,121	1,129	1,130	1,129	1,133	1,135	1,113	1,111	1,109	13,486
	延べ利用回数	32,235	33,442	32,274	33,204	33,370	32,548	33,158	32,219	32,931	33,002	29,942	391,982
	単 位	23,632,639	24,480,706	23,671,640	24,404,060	24,667,233	23,995,087	24,440,968	23,837,377	24,306,800	24,427,340	22,164,408	288,914,048
介護予防	実利用人数	114	113	124	128	124	126	125	124	125	127	130	1,491
	延べ利用回数	3,283	3,429	3,597	3,844	3,754	3,641	3,773	3,662	3,773	3,792	3,530	43,948
	単 位	943,158	983,320	1,012,320	1,077,320	1,054,575	1,021,294	1,060,428	1,023,377	1,056,549	1,062,139	984,537	12,361,045

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,152	1,164	1,156	1,162	1,169	1,167	1,167	1,170	1,194	1,168	1,179	14,016
	延べ利用回数	33,165	34,422	33,262	34,280	34,529	33,550	34,611	33,326	35,342	34,132	31,050	406,260
	単 位	24,549,972	25,506,004	24,705,631	25,462,680	25,731,405	25,091,611	26,296,567	25,348,980	26,851,933	25,943,578	23,616,635	305,492,865
介護予防	実利用人数	130	127	122	124	119	118	116	120	124	125	121	1,473
	延べ利用回数	3,779	3,796	3,552	3,640	3,569	3,405	3,538	3,386	3,724	3,760	3,297	43,149
	単 位	1,053,453	1,055,651	1,001,317	1,017,536	1,008,067	964,639	1,005,764	968,608	1,057,899	1,063,821	935,541	12,192,690

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,162	1,172	1,173	1,159	1,162	1,172	1,231	1,247	1,254	1,240	1,228	14,422
	延べ利用回数	33,439	34,693	33,418	34,188	34,320	33,686	36,625	35,513	36,728	36,215	33,876	418,755
	単 位	25,477,433	26,545,593	25,552,457	26,120,203	26,172,564	25,639,958	27,958,450	27,123,966	28,094,134	27,635,703	25,717,025	319,417,743
介護予防	実利用人数	124	131	129	127	128	130	135	133	137	137	139	1,585
	延べ利用回数	3,608	3,939	3,671	3,782	3,840	3,776	3,980	3,823	4,094	4,138	3,754	46,604
	単 位	1,045,083	1,150,617	1,072,263	1,097,043	1,115,773	1,087,314	1,142,744	1,108,450	1,183,055	1,185,629	1,078,417	13,477,871

サ) 居宅介護支援【表2-3-16】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	17,545	17,513	17,585	17,620	17,597	17,664	17,819	17,735	17,780	17,489	17,217	17,381	210,945
単 位	25,435,270	25,412,015	25,562,687	25,640,020	25,593,830	25,676,995	25,922,356	25,825,881	25,884,132	25,445,195	25,069,375	25,364,433	306,832,189
介護 実利用人数	5,507	5,500	5,542	5,591	5,612	5,635	5,645	5,684	5,711	5,692	5,585	5,686	67,390
単 位	2,494,373	2,482,300	2,511,838	2,533,949	2,527,868	2,553,865	2,542,710	2,575,392	2,568,918	2,569,296	2,525,130	2,570,868	30,456,507

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	17,506	17,667	17,823	17,799	17,791	17,889	17,971	18,010	17,962	17,643	17,571	17,725	213,357
単 位	25,688,978	25,967,266	26,243,236	26,160,552	26,228,797	26,445,484	26,553,575	26,714,678	26,658,803	26,117,984	26,053,408	26,437,818	315,270,579
介護 実利用人数	5,754	5,767	5,829	5,804	5,755	5,795	5,830	5,865	5,845	5,828	5,822	5,875	69,769
単 位	2,617,452	2,603,646	2,642,202	2,618,052	2,590,290	2,619,510	2,648,340	2,666,070	2,647,710	2,627,364	2,625,936	2,665,050	31,571,622

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	17,760	17,727	17,870	17,922	17,936	18,008	18,069	18,124	18,167	17,964	17,884	17,987	215,418
単 位	26,412,186	26,302,372	26,573,668	26,621,781	26,670,601	26,772,303	26,784,855	26,891,809	27,002,062	26,624,633	26,612,695	26,799,546	320,068,511
介護 実利用人数	5,907	5,937	6,001	6,060	6,082	6,112	6,159	6,182	6,267	6,244	6,224	6,262	73,437
単 位	2,673,966	2,694,006	2,731,638	2,749,080	2,747,616	2,783,856	2,792,142	2,789,916	2,840,046	2,820,372	2,815,512	2,844,756	33,282,906

シ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【表2-3-17】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	6	4	6	6	19	28	36	47	99	144	156	153	704
延べ利用回数	24	4	30	8	99	195	256	307	487	578	1,058	1,158	4,204
単 位	80,787	66,558	88,515	92,803	223,124	632,210	863,585	1,061,609	2,386,480	3,092,632	3,205,645	2,958,529	14,752,477

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	171	208	249	276	304	325	344	370	369	368	384	393	3,761
延べ利用回数	699	1,158	1,316	1,488	1,322	1,442	1,774	2,269	2,048	1,194	1,341	1,515	17,566
単 位	3,408,323	4,287,439	5,084,938	5,948,103	6,583,818	7,099,872	7,856,117	8,010,962	8,354,314	8,442,903	8,530,368	8,769,275	82,376,432

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	394	395	417	416	438	437	445	460	472	485	486	488	5,333
延べ利用回数	1,596	1,282	1,695	1,452	1,942	1,608	1,879	1,799	1,696	2,063	1,476	2,056	20,544
単 位	8,642,165	8,628,254	9,096,654	9,235,766	9,676,460	9,794,596	9,688,260	9,961,305	10,603,903	10,744,591	10,846,164	10,982,492	117,900,610

ス) 夜間対応型訪問介護【表2-3-18】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護 実利用人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単 位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

セ) 地域密着型通所介護【表2-3-19】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	2,500	2,460	2,454	2,498	2,467	2,442	2,496	2,513	2,488	2,430	2,324	2,401	29,473
	延べ利用回数	28,583	27,658	27,895	28,689	27,604	27,906	28,012	28,075	27,781	24,919	24,154	27,949	329,225
	単 位	25,153,522	24,581,970	24,546,613	25,227,133	24,340,634	24,612,450	24,671,366	24,614,812	24,348,680	22,135,079	21,534,050	24,598,443	290,364,752

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	2,489	2,503	2,541	2,501	2,445	2,482	2,494	2,465	2,438	2,392	2,419	2,451	29,620
	延べ利用回数	27,493	28,094	28,458	26,705	26,669	26,920	27,920	27,186	25,714	23,731	24,904	27,492	321,286
	単 位	24,368,988	24,890,672	25,300,760	23,907,125	23,954,770	24,145,807	25,144,674	24,501,568	23,039,027	21,511,390	22,532,021	24,629,096	287,925,898

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	2,464	2,488	2,481	2,416	2,412	2,407	2,414	2,429	2,425	2,351	2,339	2,359	28,985
	延べ利用回数	25,752	27,892	27,195	25,551	26,272	25,774	26,550	26,106	25,447	23,197	23,813	24,969	308,518
	単 位	23,305,019	25,085,808	24,439,063	23,118,450	23,725,088	23,365,071	24,012,050	23,670,546	23,068,486	20,990,345	21,503,332	22,555,236	278,838,494

ソ) 認知症対応型通所介護【表2-3-20】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	380	376	377	382	390	393	406	392	398	390	353	374	4,611
	延べ利用回数	5,056	5,023	5,043	5,203	5,081	5,156	5,324	5,256	5,187	4,744	4,221	4,772	60,066
	単 位	5,646,585	5,602,275	5,594,543	5,755,473	5,633,535	5,730,838	5,879,619	5,796,186	5,732,346	5,279,481	4,689,334	5,248,018	66,588,233
介護予防	実利用人数	3	2	3	3	4	3	2	3	3	2	2	3	33
	延べ利用回数	18	11	16	17	21	16	7	17	15	10	10	15	173
	単 位	14,336	7,535	12,851	13,434	17,261	14,324	6,799	12,110	11,713	7,082	6,586	10,518	134,549

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	385	396	399	398	384	404	413	412	402	371	377	372	4,713
	延べ利用回数	5,068	5,122	4,975	4,776	4,567	4,747	5,099	5,008	4,611	4,174	4,300	4,837	57,284
	単 位	5,654,977	5,707,137	5,425,372	5,216,553	5,085,543	5,199,658	5,733,590	5,625,094	5,173,858	4,724,760	4,894,528	5,467,035	63,908,105
介護予防	実利用人数	4	5	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	33
	延べ利用回数	15	19	21	26	7	10	6	8	8	8	10	11	149
	単 位	9,845	11,784	15,310	21,032	5,553	7,037	5,933	7,895	7,820	7,865	9,767	10,764	120,605

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	363	360	366	368	365	366	369	365	365	350	349	352	4,338
	延べ利用回数	4,469	4,757	4,637	4,550	4,376	4,609	4,628	4,471	4,320	4,048	4,133	4,257	53,255
	単 位	5,092,153	5,441,801	5,341,740	5,207,445	5,018,844	5,273,665	5,286,822	5,137,360	4,971,503	4,665,953	4,783,987	4,903,978	61,125,251
介護予防	実利用人数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	延べ利用回数	10	10	9	10	4	3	4	5	3	5	4	3	70
	単 位	9,737	9,767	8,647	9,737	4,107	3,080	4,107	5,134	3,080	5,134	4,107	3,080	69,717

タ) 小規模多機能型居宅介護【表2-3-21】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	846	834	846	847	847	838	831	815	803	801	799	805	9,912
	延べ利用回数	1,932	1,754	1,728	1,843	1,835	1,732	1,901	1,478	1,970	1,742	1,499	1,937	21,351
	単 位	18,453,678	18,342,645	18,630,161	18,749,668	18,846,010	18,799,862	18,534,832	17,976,769	17,622,530	17,570,650	17,569,014	17,769,001	218,864,820
介護予防	実利用人数	81	82	84	81	89	86	85	86	84	87	91	94	1,030
	延べ利用回数	131	104	223	102	318	262	189	142	113	176	181	206	2,147
	単 位	598,416	601,713	605,369	600,531	635,387	611,879	621,612	642,461	629,502	639,831	659,331	676,628	7,522,660

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	792	772	776	760	745	754	759	760	751	747	730	740	9,086
	延べ利用回数	1,813	1,423	1,697	1,575	1,478	1,632	1,599	1,840	1,709	1,718	1,481	1,767	19,732
	単 位	17,338,550	17,147,724	17,127,414	17,085,981	16,650,821	16,564,004	16,723,863	16,804,588	16,503,336	16,349,855	16,016,845	16,197,765	200,510,746
介護予防	実利用人数	97	95	101	105	96	102	99	98	95	98	94	98	1,178
	延べ利用回数	204	128	182	244	219	170	162	173	184	255	203	222	2,346
	単 位	711,472	708,739	753,490	789,428	712,849	743,363	759,055	749,710	722,871	722,984	708,184	722,379	8,804,524

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	742	742	746	776	777	772	764	759	765	751	753	736	9,083
	延べ利用回数	1,575	1,570	1,564	1,950	1,725	1,694	1,610	1,808	1,621	1,555	1,467	1,745	19,884
	単 位	16,405,347	16,415,054	16,501,320	16,829,425	17,103,906	17,171,150	16,932,535	16,600,767	16,959,266	16,523,200	16,709,452	16,165,730	200,317,152
介護予防	実利用人数	94	97	86	86	82	85	82	83	83	85	79	78	1,020
	延べ利用回数	129	288	134	165	212	171	128	247	192	174	123	199	2,162
	単 位	719,157	712,839	639,994	633,514	613,011	644,707	601,373	606,336	624,874	617,315	590,115	577,588	7,580,823

チ) 認知症対応型共同生活介護【表2-3-22】

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,074	1,067	1,068	1,078	1,073	1,080	1,102	1,094	1,099	1,087	1,083	1,097	13,002
	延べ利用回数	30,804	32,035	30,927	31,981	32,152	31,241	32,842	31,535	32,743	32,666	29,375	32,625	380,926
	単 位	29,643,105	30,809,777	29,778,281	30,828,864	30,999,182	30,120,236	31,675,742	30,389,094	31,561,074	31,483,977	28,316,957	31,430,584	367,036,873
介護予防	実利用人数	5	5	5	5	5	4	2	2	4	3	4	5	49
	延べ利用回数	150	155	150	155	155	120	62	38	124	93	112	146	1,460
	単 位	127,568	131,821	127,568	131,821	131,821	102,096	53,253	33,968	109,680	80,439	98,127	128,039	1,256,201

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,107	1,107	1,107	1,101	1,114	1,110	1,124	1,117	1,099	1,084	1,087	1,083	13,240
	延べ利用回数	31,706	32,572	31,712	33,062	33,046	31,725	32,633	31,827	32,454	31,771	29,009	32,030	383,547
	単 位	30,637,790	31,462,552	30,606,184	31,906,313	31,870,960	30,640,722	32,079,768	31,312,801	31,913,703	31,263,104	28,626,310	31,562,952	373,883,159
介護予防	実利用人数	5	4	4	5	6	7	6	7	5	5	5	5	64
	延べ利用回数	150	124	120	155	163	210	186	142	155	151	140	136	1,832
	単 位	130,781	109,268	97,345	127,425	134,651	175,727	165,048	125,846	137,855	133,975	124,477	120,668	1,583,066

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,073	1,069	1,075	1,081	1,083	1,077	1,082	1,081	1,081	1,078	1,085	1,089	12,954
	延べ利用回数	30,955	31,905	31,072	32,316	32,287	31,160	32,266	31,015	32,154	32,165	30,316	32,523	380,134
	単 位	30,575,206	31,565,772	30,750,742	32,019,882	31,973,729	30,839,003	31,997,701	30,781,444	31,837,804	31,818,334	30,019,942	32,172,471	376,352,030
介護予防	実利用人数	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	53
	延べ利用回数	137	146	142	155	151	120	124	120	124	124	116	106	1,565
	単 位	121,291	129,082	125,533	137,249	133,180	105,428	108,826	105,326	108,826	108,826	101,828	94,266	1,379,661

ツ) 地域密着型特定施設入居者生活介護【表 2-3-23】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	20	20	20	19	19	20	20	19	20	20	20	237
	延べ利用回数	583	582	589	589	589	568	596	557	565	609	620	7,007
	単 位	409,272	412,230	415,968	419,490	424,082	408,801	430,988	401,462	404,735	434,724	401,407	5,012,173

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	20	20	20	19	19	19	19	20	18	18	20	231
	延べ利用回数	600	619	580	589	577	555	555	546	581	516	490	6,803
	単 位	434,544	448,262	423,164	434,952	429,488	413,898	419,263	412,027	432,372	373,058	351,705	5,000,077

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	20	20	19	19	19	20	19	19	19	18	19	230
	延べ利用回数	580	588	570	571	546	531	552	556	570	558	482	6,652
	単 位	418,497	423,603	408,659	409,925	393,482	381,842	393,103	397,861	398,205	385,402	335,766	4,722,722

テ) 地域密着型介護老人福祉施設【表 2-3-24】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	438	437	436	431	427	428	428	432	448	451	450	5,249
	延べ利用回数	12,499	12,860	12,271	12,663	12,699	12,220	12,482	12,121	12,874	13,064	12,058	150,878
	単 位	13,445,917	13,841,257	13,320,256	13,765,478	13,764,354	13,253,009	13,512,355	13,156,829	13,978,267	14,093,532	12,974,706	163,121,221

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	442	452	454	448	446	452	453	449	446	446	442	5,383
	延べ利用回数	12,705	13,255	12,915	13,210	13,233	12,856	13,377	12,953	13,473	13,395	11,764	156,048
	単 位	13,586,268	14,208,736	13,918,212	14,201,532	14,251,921	13,888,716	14,651,596	14,148,915	14,685,313	14,611,051	12,812,772	169,011,739

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	440	439	441	446	447	451	446	450	449	444	443	5,342
	延べ利用回数	12,551	13,020	12,759	13,121	13,458	12,893	13,228	12,930	13,277	13,402	12,412	156,156
	単 位	13,653,321	14,237,217	13,940,337	14,368,492	14,680,987	14,112,068	14,413,533	14,126,865	14,491,279	14,623,098	13,548,489	170,542,796

ト) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）【表 2-3-25】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	170	175	182	179	183	186	187	178	183	180	169	2,143
	延べ利用回数	439	500	499	325	315	391	480	463	466	427	387	5,178
	単 位	4,707,282	4,870,237	4,938,040	5,124,374	5,218,192	5,249,507	5,249,441	4,941,630	5,047,707	4,998,692	5,003,135	60,150,988

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	164	163	163	167	165	160	155	155	161	156	169	1,938
	延べ利用回数	425	343	442	390	585	305	409	363	379	322	534	4,856
	単 位	4,686,262	4,657,781	4,717,991	4,819,584	4,719,318	4,627,507	4,637,031	4,526,394	4,586,386	4,449,314	4,525,366	55,624,695

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	158	155	159	162	161	162	163	166	160	160	155	1,924
	延べ利用回数	412	390	325	373	341	294	364	394	426	357	295	4,334
	単 位	4,742,432	4,549,508	4,648,612	4,903,401	4,927,487	4,886,289	4,838,893	4,905,767	4,877,674	4,699,987	4,848,277	57,511,246

【施設サービス】

ナ) 介護老人福祉施設【表2-3-26】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,934	1,918	1,910	1,918	1,904	1,915	1,913	1,902	1,892	1,881	1,871	22,840
	延べ利用回数	55,155	56,721	54,955	56,707	56,725	54,719	56,674	54,395	56,106	55,676	50,247	663,429
	単 位	56,189,508	57,803,204	56,136,128	58,060,319	58,054,309	56,153,775	58,123,404	55,723,808	57,463,969	57,047,762	51,442,236	678,916,862

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,870	1,859	1,864	1,856	1,854	1,847	1,855	1,861	1,851	1,830	1,817	22,186
	延べ利用回数	53,467	55,462	53,634	55,420	54,711	53,159	55,000	53,340	54,517	52,706	47,907	642,885
	単 位	54,738,806	56,802,443	55,037,014	56,883,013	56,113,296	54,540,833	57,168,138	55,451,646	56,722,459	54,904,929	50,004,684	664,036,707

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,821	1,832	1,848	1,850	1,846	1,842	1,835	1,834	1,837	1,834	1,815	22,028
	延べ利用回数	52,416	54,320	53,055	54,965	54,817	52,747	54,448	52,386	54,039	53,512	50,413	641,357
	単 位	54,394,988	56,300,167	55,151,994	57,113,440	56,979,094	54,910,667	56,595,413	54,489,008	56,190,293	55,542,963	52,221,210	666,107,516

ニ) 介護老人保健施設【表2-3-27】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,764	1,718	1,720	1,765	1,785	1,781	1,770	1,754	1,793	1,811	1,780	21,258
	延べ利用回数	48,206	49,146	47,432	49,558	50,576	48,397	49,652	47,961	50,535	50,997	46,909	590,214
	単 位	54,657,799	55,565,137	53,766,790	56,374,723	57,974,477	55,586,426	56,867,614	54,921,072	58,208,308	58,532,817	53,958,455	674,519,756

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,781	1,765	1,775	1,776	1,757	1,717	1,714	1,733	1,713	1,734	1,741	20,963
	延べ利用回数	48,672	49,928	48,529	50,947	50,800	47,816	48,499	46,961	48,817	48,824	44,387	582,655
	単 位	55,806,092	57,305,665	55,971,038	58,181,835	58,016,429	54,766,537	55,939,191	54,638,777	56,494,355	56,329,681	51,887,944	671,860,411

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	1,714	1,671	1,692	1,742	1,740	1,738	1,734	1,718	1,743	1,749	1,755	20,766
	延べ利用回数	46,239	47,359	46,437	48,777	49,269	47,794	48,813	46,814	48,869	49,646	50,122	577,377
	単 位	53,953,186	55,310,172	54,299,733	56,954,767	57,484,177	56,074,814	57,139,347	54,689,915	56,982,597	57,867,513	55,179,344	674,272,430

ヌ) 介護療養型医療施設【表2-3-28】

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	174	176	173	175	173	176	173	172	173	132	131	2,001
	延べ利用回数	5,139	5,255	5,062	5,167	5,184	5,083	5,184	4,984	5,102	3,514	3,928	58,621
	単 位	5,909,760	6,029,670	5,820,890	5,929,094	5,946,701	5,838,635	5,918,396	5,674,743	5,817,028	5,716,409	3,955,746	66,988,084

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	102	102	107	91	92	89	89	91	92	52	53	1,050
	延べ利用回数	2,931	3,048	3,035	2,618	2,606	2,251	2,607	2,561	2,514	1,379	1,603	29,637
	単 位	3,291,151	3,418,000	3,376,296	3,015,517	3,003,523	2,610,447	3,020,442	2,978,702	2,924,381	2,880,166	1,532,842	33,839,104

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	48	52	53	54	51	54	53	51	53	49	43	614
	延べ利用回数	1,427	1,510	1,517	1,558	1,538	1,518	1,525	1,439	1,547	1,360	601	17,025
	単 位	1,380,755	1,466,521	1,474,457	1,519,801	1,503,765	1,486,015	1,492,060	1,422,150	1,528,247	1,466,843	1,355,632	16,691,108

ネ) 介護医療院【表 2－3－2 9】

令和 3 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	421	410	411	412	407	401	407	406	409	459	464	5,014
	延べ利用回数	12,022	12,168	11,722	11,951	12,053	11,586	11,916	11,941	12,034	12,026	13,390	144,228
	単 位	15,960,201	16,145,646	15,601,408	15,944,816	16,052,353	15,428,081	15,818,278	15,147,950	15,838,997	15,969,452	17,750,741	191,644,548

令和 4 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	476	471	472	489	488	474	483	481	479	472	523	5,852
	延べ利用回数	13,723	13,953	13,741	14,567	14,297	13,540	13,918	13,281	13,826	13,712	13,884	168,147
	単 位	18,225,094	18,495,039	18,247,967	19,220,236	18,884,641	17,864,614	18,373,780	17,536,327	18,211,541	18,023,279	18,401,487	222,322,774

令和 5 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	実利用人数	550	548	553	561	564	556	552	554	552	553	551	6,692
	延べ利用回数	15,640	16,223	15,889	16,599	16,655	15,961	16,380	15,853	16,309	16,155	15,071	193,607
	単 位	20,773,399	21,444,132	20,944,418	21,912,693	22,039,272	21,057,279	21,582,475	20,881,201	21,511,030	21,308,713	19,902,770	255,621,508

⑤ 高額介護（介護予防）サービス費の状況

介護保険制度では、自己負担分(通常1割)の上限が定めてあります（詳細は「参考 介護保険制度の概要 7.介護サービスにかかる費用等の負担軽減」を参照してください）。

自己負担分が上限を超えた場合、超えた部分については保険から払い戻しがあります。

自己負担上限額及び区分

利用者負担段階	対象者	自己負担上限額 (月額)
第1段階	生活保護受給者・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で【合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円/年】を満たす者	15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階に該当しない者	24,600円
第4段階	市民税課税世帯で下記に該当しない者	44,400円
第5段階	同一世帯内に課税所得145万円以上380万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる者	44,400円
第6段階	同一世帯内に課税所得380万円以上690万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる者	93,000円
第7段階	同一世帯内に課税所得690万円以上の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる者	140,100円

【表2-3-26】高額介護サービス費の支給の状況

類 型		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者負担第5段階	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
利用者負担第4段階	件数	16,907	15,639	14,840	14,896
	金額	332,370,711	296,471,707	270,496,906	271,410,447
利用者負担第3段階	件数	26,822	28,757	30,486	31,853
	金額	213,397,688	229,047,540	246,874,100	269,626,750
利用者負担第2段階	件数	62,131	62,083	60,284	60,876
	金額	801,723,578	795,799,330	785,342,073	817,229,935
利用者負担第1段階	件数	18,375	19,151	20,954	22,312
	金額	175,732,113	181,701,041	189,743,407	213,560,794
合 計	件数	124,235	125,630	126,564	129,942
	金額	1,523,224,090	1,503,019,618	1,492,456,486	1,571,827,926

⑥ 介護サービス費用の減額状況

ア) 利用料の減額

国の特別対策により、低所得者であって障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた者が介護保険の適用になった場合に、介護保険適用のホームヘルプサービスについても継続的に利用できるように利用者の負担軽減が図られています。

詳細は「参考 介護保険制度の概要 7.介護サービスにかかる費用等の負担軽減【表（参）7-7】」をご参照ください。

【表2-3-27】利用料減額の状況

減額事由			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームヘルプ の利用料を減 額	高齢者	認定者数	0人	0人	0人	0人	0人
		減額件数	0件	0件	0件	0件	0件
		減額額	0円	0円	0円	0円	0円
	障害者	認定者数	0人	0人	0人	0人	0人
		減額件数	0件	0件	0件	0件	0件
		減額額	0円	0円	0円	0円	0円
社会福祉法人等による減額		認定者数	39人	42人	42人	23人	20人
		減額額	6,499,432円	6,576,752円	5,432,114円	3,576,602円	5,122,331円

※障害者ホームヘルプ利用料の減免については、平成18年4月から自己負担3%の軽減、平成19年7月からは自己負担6%の軽減となっており、平成20年6月末で経過措置が終了している。

イ) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

平成17年10月から、介護保険施設（ショートステイを含む）利用に伴う居住費（滞在費）・食費と通所サービス利用に伴う食費は自己負担となりましたが、被保険者の世帯の所得（市民税課税状況等）に応じて申請・認定を受けることにより、本人の負担する額は限度額までとなり、本人の負担限度額と国が定めた基準費用額の差が介護保険から特定入所者介護（介護予防）サービス費として支払われます。

また、平成18年4月の制度改正に伴い地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が対象サービスとして拡充されました。

【表2-3-28】 食費・居住費に係る負担限度額認定件数

内 容		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
利用者負担第3段階	介護老人福祉施設	1,082	1,082	1,010	1,010	1,037	1,037	1,105	1,105
	介護老人保健施設	762	762	682	682	655	655	688	688
	介護療養型医療施設	114	114	90	90	73	73	76	76
	介護医療院	148	148	170	170	398	398	214	214
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	113	113	53	53	97	97	95	95
	その他	1,623	1,623	1,568	1,568	1,419	1,419	1,563	1,563
	小計	3,842	3,842	3,573	3,573	3,679	3,679	3,741	3,741
利用者負担第2段階	介護老人福祉施設	582	582	511	511	430	430	441	441
	介護老人保健施設	398	398	309	309	300	300	277	277
	介護療養型医療施設	43	43	40	40	33	33	32	32
	介護医療院	80	80	69	69	161	161	84	84
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	62	62	45	45	44	44	58	58
	その他	750	750	685	685	492	492	577	577
	小計	1,915	1,915	1,659	1,659	1,460	1,460	1,469	1,469
利用者負担第1段階	介護老人福祉施設	104	104	92	92	66	66	72	72
	介護老人保健施設	85	85	64	64	64	64	85	85
	介護療養型医療施設	22	22	11	11	10	10	12	12
	介護医療院	20	20	25	25	52	52	23	23
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	5	8	8	5	5	8	8
	その他	220	220	192	192	120	120	155	155
	小計	456	456	392	392	317	317	355	355
合計	介護老人福祉施設	1,768	1,768	1,613	1,613	1,533	1,533	1,618	1,618
	介護老人保健施設	1,245	1,245	1,055	1,055	1,019	1,019	1,050	1,050
	介護療養型医療施設	179	179	141	141	116	116	120	120
	介護医療院	248	248	264	264	611	611	321	321
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	180	180	106	106	146	146	161	161
	その他	2,593	2,593	2,445	2,445	2,031	2,031	2,295	2,295
	計	6,213	6,213	5,624	5,624	5,456	5,456	5,565	5,565

*利用者負担段階については、高額介護（介護予防）サービス費と同様。

4 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

○訪問型サービス

介護予防訪問サービス : 身体介護を含むホームヘルプサービス

生活援助型訪問サービス : 掃除、洗濯、調理など、身体介護を伴わないホームヘルプサービス

利用実績（延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問サービス	12,951人	13919	15,079	16,125
生活援助型訪問サービス	24,616人	22628	21,346	19,453

○通所型サービス

介護予防通所サービス : 運動、入浴、レクリエーション、食事などの通所サービス

運動型通所サービス : 機能訓練を中心とした通所サービス（3時間未満）

利用実績（延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防通所サービス	41,526人	43079	42,999	43,981
運動型通所サービス	2,197人	1779	1,513	1,733

○地域支え合い型サービス

地域支え合い型訪問サービス : 利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援

地域支え合い型移動支援サービス : 利用対象者が通院や買い物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎

地域支え合い型通所サービス : 住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎

地域支え合い型サービス団体数

年度	訪問	移動支援	通所
令和5年度	7	5	42

○短期集中予防サービス

利用対象者の主にフレイル状態の改善を目的として、短期間に集中的にプログラムを行う。「運動機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」の3つのプログラムがある。

○一般介護予防事業

住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

また、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の機能強化を図る。

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

くまもと元気くらぶ団体数

年度	中央区	東区	西区	南区	北区	計
令和5年度	8	12	20	21	9	70

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター運営事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）を設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っています。

ア 総合相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者の総合的な相談に対応するとともに、高齢者の権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援等を行います。

【表2-4-10】相談件数（延べ件数）※平成30年度（受託者契約更新）より、件数計上の見直しを実施（連絡調整の件数除外等）。

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅福祉・生活支援に関すること	10,809	9,809	10,045	13,074	13,809
介護保険に関すること	55,152	55,714	62,289	71,308	67,330
保健・医療に関すること	10,326	10,084	11,399	11,939	13,167
認知症に関すること	3,109	3,488	3,193	3,522	3,572
権利擁護（虐待関連含む）に関すること	4,294	3,663	4,130	4,804	4,326
家族問題に関すること	1,490	1,459	1,235	1,251	1,221
経済的な問題に関すること	1,274	1,234	1,214	1,592	1,340
居住環境に関すること	3,275	3,165	2,848	2,896	3,174
その他	6,634	6,930	7,718	8,920	8,718
計	96,363	95,546	104,071	119,306	116,657

イ 包括的・継続的マネジメント

地域のケアマネジャーに対する日常的な個別相談、支援困難事例への指導助言、医療機関を含む関係施設やボランティアなどさまざまな地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築に取り組んでいます。

【表2-4-11】ケアマネジャーの支援(延べ件数)

内 容	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ケアマネジャーの日常業務に対する個別指導、相談	1,845	2,039	2,571	3,041	3,043
支援困難事例への相談、指導	1,186	998	1,024	1,329	1,473
計	3,031	3,037	3,595	4,370	4,516

その他、民生委員、老人会、自治会、社協等の例会・会議等への参加、校区サロン、地区祭り、校区文化祭等の地域の行事への参加・協力を通じて、地域との連携づくりに努めるとともに、地域のインフォーマルサービスについての情報収集等に取り組んでいます。

②在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進しています。

③生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っています。

④認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築しています。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

(3) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

介護サービスの利用者に利用したサービスの内容や費用の額を記載した介護給付費通知書を送付し、利用者自身に確認していただき、事業者の不正請求防止に努めています。

【表2-4-12】介護給付費通知書送付実績(平成31～令和４年度)

送付月	対象給付月	対象者数	送付月	対象給付月	対象者数
令和元年8月	平成31年4月～令和元年6月	35,261人	令和3年8月	令和3年4月～令和3年6月	35,983人
令和2年3月	令和元年10月～令和元年12月	36,048人	令和4年2月	令和3年10月～令和3年12月	36,485人
令和2年8月	令和2年4月～令和2年6月	35,418人	令和4年8月	令和4年4月～令和4年6月	36,306人
令和3年2月	令和2年10月～令和2年12月	36,196人	令和5年2月	令和4年10月～令和4年12月	36,642人

②家族介護支援事業

要介護高齢者を介護する家族等を支援するため、家族介護教室を開催したり、家族介護者の交流事業等を実施しています。

ア 家族介護者教室の開催

地域包括支援センターに委託して、適切な介護知識・技術等を習得するための家族介護者教室を開催しています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数	173 回	34 回	75 回	89 回	120 回

イ 家族介護者リフレッシュ事業 ※H28年度より事業休止

要介護者を介護している家族に対して、介護の身体的・精神的負担から一時的に解放し、介護者相互の交流により介護者の心身の回復を図り、リフレッシュすることを目的とした事業です。

ウ 高齢者介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に対し、月額6,250円を上限として紙おむつ等を現物支給します。

○対象者：在宅生活において紙おむつが必要な要介護4又は5の認定を受けた方を介護している家族で、市民税非課税世帯の方。

○支給回数：年6回

【表2-4-14】支給実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支給人数	298	284	261	261	227
支給総額	13,400,740	12,470,338	11,272,861	10,463,000	10,092,000

③福祉用具・住宅改修支援事業

住宅介護(予防)支援を受けていない要介護(支援)者の住宅改修について、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター等が住宅改修理由書を作成した場合に、1件につき2,000円を支給しています。

【表2-4-15】支給実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支給件数	35 件	23 件	28 件	30 件	19 件
支給総額	70,000 円	46,000 円	56,000 円	60,000 円	44,000 円

④地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるために、高齢者住宅に対する生活援助員を派遣したり、介護サービス提供の場合介護サービス相談員を派遣しています。

高齢者ケア付住宅生活援助員の派遣

高齢者ケア付住宅生活援助員の派遣状況等については、次の表のとおりです。

【表2-4-16】 高齢者ケア付住宅生活援助員の派遣状況

対象住宅	戸数（戸）	生活相談員（人）
市営楠団地	164	4
市営南部中央団地	20	1
市営出水団地	70	3
県営水源団地	30	1
市営白藤団地	50	2
計	334	11

（単位：件数）

主な援助内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急時の対応等	緊急通報	201	142	52	52	45
	救急車出動要請	14	13	3	15	8
	警察への連絡	0	1	1	1	2
	病院への連絡	5	1	3	1	1
	急病の世話	8	8	1	9	8
	家事の世話	2,511	3,225	3,157	2,943	3,259
	誤報・その他	1,343	3,077	2,969	3,228	4,076
相談・指導	心配事相談	457	716	601	157	154
	身の上相談	206	126	85	76	80
	その他	1,165	1,208	811	840	928
福祉サービスの照会	地域包括支援センター	256	316	266	225	299
	ホームヘルパー	189	146	109	48	41
	デイセンターその他	131	207	218	69	37
関係機関との連絡調整	熊本市住宅課	38	63	41	39	27
	民生委員	135	111	184	134	108
	その他	264	315	305	226	199
計		6,923	9,675	8,806	8,063	9,272

⑤認知症高齢者等支援事業

在宅の認知症高齢者及びその家族に対し、保健師・看護師や認知症地域支援推進員による訪問・相談業務を行い、高齢者の精神保健の向上及び重症化の予防を図るとともに、家族の認知症に関する知識と理解を深めます。

【表2-4-19】 相談業務

	各区福祉課における認知症相談延人員			
	面接相談	電話相談	訪問相談	計
令和元年度	192人	757人	170人	1,119人
令和2年度	185人	480人	196人	861人
令和3年度	75人	332人	179人	586人
令和4年度	206人	1,233人	218人	1,660人
令和5年度	207人	984人	307人	1,498人

⑥成年後見制度等利用支援事業

高齢者サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの高齢者の権利擁護を図ることを目的としています。身寄りがいない等、申立を行う親族がない場合の申立事務や成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行っています。

（市長申立件数）

令和元年度実績	75件
令和2年度実績	90件
令和3年度実績	104件
令和4年度実績	102件
令和5年度実績	93件

5 介護保険サービス事業所等の指定・指導

平成18年4月より地域密着型サービスが創設され、当該事業所の指定及び指導・監督は市町村が行うこととなりました。それにより、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、地域の実情にあったサービスの提供が可能となります。

また、平成24年4月からは、熊本市に所在する居宅サービス事業所や介護保険施設の指定及び指導・監督権限が熊本県から熊本市に委譲されました。

【表2-5-1】介護保険施設・地域密着型サービス事業所の指定状況 (令和6年3月末)

	指定済み(開設)	開設予定(※)	計
介護老人福祉施設	35	1	36
介護老人保健施設	27	0	27
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	18	0	18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	2	9
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	33	0	33
小規模多機能型居宅介護	49	2	51
認知症対応型共同生活介護	78	5	83
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	19	1	20
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	7	1	8
地域密着型通所介護	139	-	139
計	413	12	425

※開設予定数は、令和5年度までに事業の実施について承認しており、令和6年度に開設予定の事業所数である。

【表2-5-1】介護保険サービス事業所等の指導・監督状況

○市の運営指導

(単位：事業所数)

施設種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	5	14	10
通所介護	6	11	6
特定施設入居者生活介護	1	1	2
介護老人福祉施設	11	11	19
介護老人保健施設	0	2	0
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	3	0
居宅介護支援	4	10	8
地域密着型通所介護	4	8	12
認知症対応型通所介護	0	3	1
小規模多機能型居宅介護	0	4	3
認知症対応型共同生活介護	1	5	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	8	8
看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0

○県市合同の運営指導

(単位：事業所数)

施設種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	0	0	0
訪問介護	0	0	0
通所介護	0	0	0
訪問看護	0	0	0

6 保険料

(1) 第1号被保険者保険料の収納状況(令和5年度決算)

令和5年度の決算において、第1号被保険者(65歳以上)の保険料の調定額(被保険者に対して、納付額としてお知らせした額)は、14,226,000,353円となっています。

この調定額のうち収納できた額は13,873,618,304円であり、収納率は97.25%となっています。

これを支払方法別にみると、特別徴収(年金からの天引きの方)は調定額12,534,195,700円に対して、12,534,195,700円の収納額、一方普通徴収(特別徴収とならない方)の現年度分は調定額1,415,184,075円に対して1,290,193,391円の収納額となっています。また、滞納繰越分(令和4年度までの未納分)は調定316,620,578円に対して、49,229,213円の収納額となっています。

収納率をみると、特別徴収(年金天引きの方)については100%、普通徴収については、現年度分が91.17%、滞納繰越分が15.55%となっています。

また、普通徴収分のうち105,708,970円が不納欠損となりました。不納欠損とは、保険料の徴収権が2年を経過することにより時効消滅し、徴収できなくなった保険料のことです。

【表2-6-1】保険料収納状況 (単位：円)

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収	現年	調定額累計	13,054,637,019	12,810,716,558	12,319,938,778	12,433,707,805	12,534,195,700
		収納額累計	13,054,637,019	12,810,716,558	12,319,938,778	12,433,707,805	12,534,195,700
		還付未済額	25,333,209	24,556,562	24,496,828	26,975,964	26,594,494
		不納欠損額	0	0	0	0	0
		未納額	0	0	0	0	0
		収納率	100%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
普通徴収	現年	調定額累計	1,439,827,705	1,461,928,882	1,354,939,841	1,371,366,066	1,415,184,075
		収納額累計	1,247,460,055	1,293,462,360	1,213,319,291	1,236,162,302	1,290,193,391
		還付未済額	1,750,709	1,716,510	1,434,036	1,770,920	1,651,160
		不納欠損額	0	116,159	40,000	17,360	3,040
		未納額	192,367,650	168,466,522	141,620,550	135,203,764	124,990,684
		収納率	86.64%	88.48%	89.55%	90.14%	91.17%
	滞納繰越	調定額累計	511,272,400	471,411,625	417,031,613	350,523,173	316,620,578
		収納額累計	82,099,992	67,054,696	77,144,502	51,415,982	49,229,213
		還付未済額	31,437	25,350	34,140	69,040	23,260
		不納欠損額	148,462,853	154,055,799	129,735,234	116,684,217	105,705,930
		未納額	429,172,408	404,356,929	339,887,111	299,107,191	267,391,365
		収納率	16.06%	14.22%	18.50%	14.67%	15.55%
合 計		調定額累計	15,005,737,124	14,744,057,065	14,091,910,232	14,155,597,044	14,266,000,353
		収納額累計	14,384,197,066	14,171,233,614	13,610,402,571	13,721,286,089	13,873,618,304
		還付未済額	27,115,355	26,298,422	25,965,004	28,815,924	28,268,914
		不納欠損額	148,462,853	154,171,958	129,775,234	116,701,577	105,708,970
		未納額	621,540,058	572,823,451	481,507,661	434,310,955	392,382,049
		収納率	95.86%	96.11%	96.58%	96.93%	97.25%

【参 考】

＊保険料の「収納額」と「収入額」について

第1章 4.介護保険特別会計決算状況【表1-4-1】介護保険特別会計の収支状況(概略)において、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料として、13,901,887,218円と記載している額は「収入額」となります。

このうち、過誤納となって被保険者の方等にお返しする分(還付金)で、まだ還付の手続きが終了していないいわゆる「還付未済額」28,268,914円を差し引いた額13,873,618,304円が「収納額」となります。

なお、算式であらわすと次のようになります。

収納額＝収入額－還付未済額(ただし上記の表には収入額の記載無)

また収納率については、次のとおりです。

収納率＝収納額累計÷調定額累計×100

(2) 所得段階別保険料収納状況

所得段階別に保険料収納状況をみると次のとおりです。

普通徴収(現年) についての収納率をみると、最も収納率の高い所得段階は第12段階の99.17%、続いて第13段階の98.57%、その次は第11段階の97.61%、その次は第10段階の97.33%、その次は第9段階の95.40%、その次は第8段階の93.68%、その次は第2段階の91.56%、その次は第1段階の90.58%、その次は第4段階の90.13%、その次は第7段階の89.52%、その次は第6段階の85.56%で、その次は第5段階の84.86%、最も収納率が低い段階は第3段階で70.86%となっています。

【表2-6-2】 令和5年度所得段階別保険料収納状況

(単位:円)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
特別徴収	調定金額	741,549,280	579,436,320	948,206,020	1,102,515,220	1,732,131,080	2,326,646,320	2,468,955,000	1,146,530,360	405,620,100	302,579,740	152,354,820	102,524,960	525,148,480	
	収納金額	741,549,280	579,436,320	948,206,020	1,102,515,220	1,732,131,080	2,326,646,320	2,468,955,000	1,146,530,360	405,620,100	302,579,740	152,354,820	102,524,960	525,148,480	
	不納欠損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	未納金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
普通徴収	現年	調定金額	145,954,380	24,988,720	39,209,040	168,410,885	33,384,600	219,029,520	231,660,870	187,689,760	77,518,180	60,128,740	40,002,940	27,662,640	159,541,800
		収納金額	132,208,693	22,879,830	27,785,440	151,786,628	28,331,580	187,402,511	207,380,509	175,821,340	73,954,740	58,525,920	39,048,740	27,433,500	157,254,800
		不納欠損	3,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		未納金額	13,745,687	2,108,890	11,423,600	16,624,257	5,053,020	31,627,009	24,280,361	11,868,420	3,563,440	1,602,820	954,200	229,140	2,287,000
		収納率	90.58%	91.56%	70.86%	90.13%	84.86%	85.56%	89.52%	93.68%	95.40%	97.33%	97.61%	99.17%	98.57%
	滞納繰越	調定金額	62,737,023	15,929,615	31,597,180	69,443,034	15,235,867	100,441,888	97,616,737	66,096,699	30,962,500	21,186,200	15,381,520	9,785,612	9,820,900
		収納金額	19,833,000	5,965,108	5,668,197	18,206,532	2,873,053	18,965,510	22,923,412	21,519,560	11,004,240	8,194,480	6,010,640	4,009,400	3,040,300
		不納欠損	10,950,441	2,562,202	10,950,885	14,386,646	6,156,473	30,139,429	18,643,261	6,299,316	2,352,617	1,202,008	523,492	223,740	1,315,420
		未納金額	42,904,023	9,964,507	25,928,983	51,236,502	12,362,814	81,476,378	74,693,325	44,577,139	19,958,260	12,991,720	9,370,880	5,776,212	6,780,600
		収納率	31.61%	37.45%	17.94%	26.22%	18.86%	18.88%	23.48%	32.56%	35.54%	38.68%	39.08%	40.97%	30.96%
合計		調定金額	950,240,683	620,354,655	1,019,012,240	1,340,369,139	1,780,751,547	2,646,117,728	2,798,232,607	1,400,316,819	514,100,780	383,894,680	207,739,280	139,973,212	694,511,180
		収納金額	893,590,973	608,281,258	981,659,657	1,272,508,380	1,763,335,713	2,533,014,341	2,699,258,921	1,343,871,260	490,579,080	369,300,140	197,414,200	133,967,860	685,443,580
		不納欠損	10,953,481	2,562,202	10,950,885	14,386,646	6,156,473	30,139,429	18,643,261	6,299,316	2,352,617	1,202,008	523,492	223,740	1,315,420
		未納金額	56,649,710	12,073,397	37,352,583	67,860,759	17,415,834	113,103,387	98,973,686	56,445,559	23,521,700	14,594,540	10,325,080	6,005,352	9,067,600
		収納率	94.04%	98.05%	96.33%	94.94%	99.02%	95.73%	96.46%	95.97%	95.42%	96.20%	95.03%	95.71%	98.69%

※システム処理の都合により、会計上の決算値とは一致しない。

(3) 保険料減免

ア) 減免の要件

介護保険料は次の要件を満たす場合は減額又は免除されることがあります。

熊本市介護保険条例 第13条

- 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
- その他規則で定める場合

熊本市介護保険法等の施行に関する規則 第13条

- 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合
- 第1号被保険者が条例第3条第2号又は第3号に該当する場合であって、生活保護法第8条の基準を参酌して市長が生活に困窮していると認める場合
- その他市長が特別の事由があると認める場合

熊本市介護保険料減免取扱要綱 第3条

- 世帯主又はその世帯に属する被保険者が債務返済のため居住用財産を譲渡し、その譲渡所得を債務の返済 に充て、その譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合
- 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業のために国又は地方公共団体に譲渡等したことにより、譲渡所得及び一時所得を取得し、その譲渡所得及び一時所得に対し保険料が賦課されている場合
- 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を譲渡したことにより、譲渡所得を取得し、当該譲渡所得の生じた日の前後1年以内に当該譲渡所得を自らの居住用財産の取得に充て、現に居住する場合であって、当該譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合

イ) 減免の状況

【表2-6-5-1】 減免理由別減免状況

減免理由	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)
災害	22	667,941	16	364,048	8	209,736	7	180,480
収入減少	10	144,317	4	150,860	7	130,040	4	44,885
拘禁	86	2,493,595	88	2,116,796	68	1,708,916	66	1,956,480
低所得	19	141,960	20	215,040	20	190,080	19	259,200
その他	6	328,536	4	241,920	4	176,640	0	0
コロナ	248	19,979,312	126	7,875,520	49	3,238,773	0	0
合計	391	23,755,661	258	10,964,184	156	5,654,185	96	2,441,045

【表2-6-5-2】 所得段階別減免状況

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	コロナを除く減免		コロナによる減免		コロナを除く減免		コロナによる減免		コロナを除く減免		コロナによる減免		コロナを除く減免		コロナによる減免	
所得段階	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)	件数 (実人数)	減免となった 金額計(円)
第1段階	63	1,334,465	15	406,693	84	1,748,480	14	314,777	58	1,200,570	6	138,240	49	1,033,040		
第2段階	21	200,772	6	215,753	19	152,160	3	71,972	23	256,320	3	86,400	17	190,080		
第3段階	26	1,017,040	15	948,302	10	376,136	13	632,768	11	375,016	4	215,040	22	950,960		
第4段階	5	159,295	38	2,372,645	3	114,400	10	519,999	1	67,200	5	259,840	2	79,775		
第5段階	8	275,132	22	1,655,508	4	156,160	14	858,276	1	25,600	4	222,720	1	12,800		
第6段階	10	249,084	63	5,919,123	8	258,288	36	2,501,130	6	214,870	16	1,385,973	1	3,040		
第7段階	5	200,908	46	4,413,061	2	84,320	25	2,083,249	2	40,620	3	279,552	2	20,830		
第8段階	2	57,761	29	2,663,153	1	52,800	8	665,246	2	38,400	4	318,336	0	0		
第9段階	0	0	7	700,935	0	0	1	9,223	0	0	3	261,120	1	4,600		
第10段階	0	0	3	274,492	0	0	1	110,592	1	27,976	1	110,592	0	0		
第11段階	1	154,128	3	308,256	1	145,920	1	108,288	1	145,920	1	60,800	1	145,920		
第12段階	1	103,428	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
第13段階	1	24,336	1	101,391	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	143	3,776,349	248	19,979,312	132	3,088,664	126	7,875,520	106	2,392,492	50	3,338,613	96	2,441,045		

※コロナによる減免は、令和4年度までで終了しました。

7 苦情・相談対応

熊本市は利用者や市民にとって身近な相談窓口であり、サービスの利用や保険料に関する各種の具体的な苦情・相談に対して、マニュアルにそった迅速かつ適切な対応を行っています。なお、日常的な相談や制度に対する苦情などその場で処理できるものについては、適宜上司に報告するなどして対応していますが、サービス事業者に対して問い合わせや指導を行う必要があるものや対応が継続する場合等については、書面により報告するなどし、類似案件への活用を行って判断基準を明確にし、行政への信頼を確保するように努めています。

なお、国民健康保険団体連合会は介護保険上の苦情処理機関として位置付けられており、引き続き国民健康保険団体連合会と連携を図りながら丁寧且つ適切な対応を行っています。

【表2-7-1】審査請求件数		(単位：件)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査請求件数	0	2	1	3	0	1
認定関係	0	2	1	2	0	1
保険料関係	0	0	0	1	0	0

第 3 章

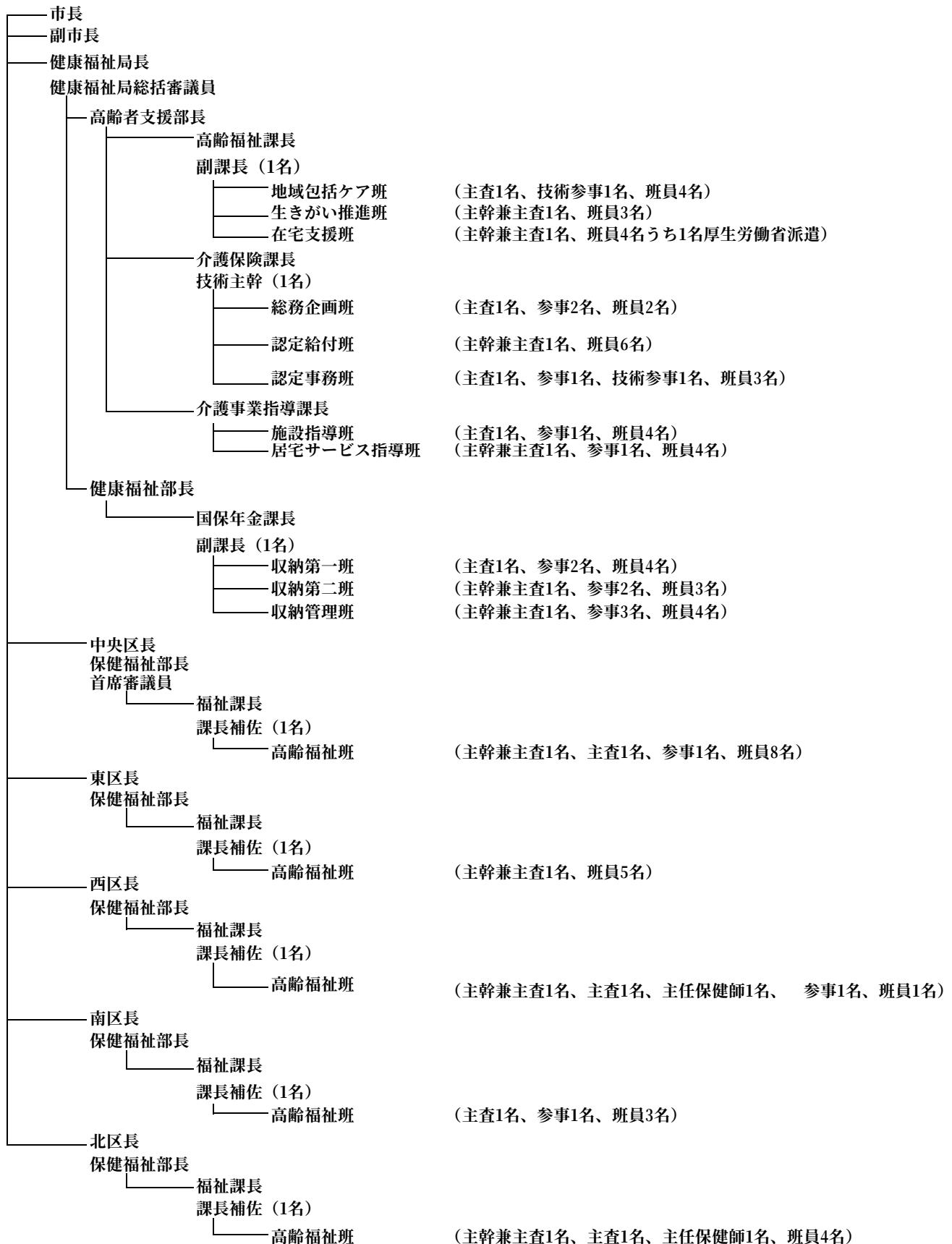
令和 5 年度 熊本市介護保険運営体制

第3章 令和5年度 介護保険運営体制

1 熊本市の組織

事務機構

【図3-1-1】組織体系図（令和5年度）



2 熊本市地域密着型サービス運営委員会

① 熊本市地域密着型サービス運営委員会の設置（目的）

制度改正により地域密着型サービスが創設され、市町村がサービス事業所の指定を行うことになったが、指定を行おうとするとき、または指定をしないこととするときには、あらかじめ被保険者や関係者等の意見を反映することになっているため、地域密着型サービス運営委員会を設置し、適切な指定事務の実施に努める。

② 構成

【表3-3-1】熊本市地域密着型サービス運営委員構成（令和6年3月末現在）

団体	団体名	人 数	備 考
学識者	熊本県立大学（名誉教授）	1名	委員長
関係団体	熊本市地域包括支援センター連絡協議会	1名	
	熊本市居宅介護支援事業者協議会	1名	
	熊本市医師会	1名	
	熊本県司法書士会	1名	
	熊本市民生委員児童委員協議会	1名	
一 般	被保険者代表（公募）	1名	
合 計		7名	

③ 熊本市地域密着型サービス運営委員会の開催状況

【表3-3-2】熊本市地域密着型サービス運営委員会の開催状況

開催時期	審 議 内 容	備 考
平成28年9月26日	平成28年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の指定について	
	②地域密着型サービス事業所の指定更新について	
平成29年3月6日	平成28年度第2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①社会福祉施設（高齢介護）施設整備に係る審査内容について	
	②地域密着型サービス事業所の指定について	
	③地域密着型サービス事業所の指定更新について	
平成29年8月29日	平成29年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の指定について	
	②地域密着型サービス事業所の指定更新について	
平成30年3月8日	平成29年度第2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①社会福祉施設（高齢介護）施設整備に係る審査内容について	
	②地域密着型サービス事業所の指定について	
	③地域密着型サービス事業所の指定更新について	
平成30年9月25日	平成30年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の指定について	
	②地域密着型サービス事業所の指定更新について	
平成31年3月12日	平成30年度第2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①社会福祉施設（高齢介護）施設整備に係る審査内容について	
	②地域密着型サービス事業所の指定について	
	③地域密着型サービス事業所の指定更新について	
令和1年9月4日	令和元年度1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の指定について	
	②地域密着型サービス事業所の指定更新について	
令和2年11月16日	令和2年度1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①令和2年度社会福祉（高齢介護）施設整備について	
	②地域密着型サービス事業所の新規指定について	
令和3年3月4日	令和2年度2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①令和3年度社会福祉（高齢介護）施設整備について	
令和3年10月18日	令和3年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の新規指定について	
令和4年10月27日	令和4年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①令和4年度社会福祉（高齢介護）施設整備について	
	②地域密着型サービス事業所の新規指定について	
令和5年3月2日	令和4年度第2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①令和5年度社会福祉（高齢介護）施設整備について	
	②地域密着型サービス事業所の新規指定について	
令和5年11月9日	令和5年度第1回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①地域密着型サービス事業所の新規指定について	
令和6年3月14日	令和5年度第2回熊本市地域密着型サービス運営委員会	
	①令和6年度社会福祉（高齢介護）施設整備について	
	②地域密着型サービス事業所の新規指定について	

3 熊本市地域包括支援センター運営協議会

① 熊本市地域包括支援センター運営協議会の設置（目的）

地域包括支援センターの設置及び運営並びに評価等に関する必要な事項を審議し、地域包括支援センターの中立・公正な運営を図るとともに、適正な事業実施を検証する。

② 構成

【表3-4-1】熊本市地域包括支援センター運営協議会委員構成（令和6年3月末現在）

団体	団体名	人 数	備 考
学識者	熊本県立大学（名誉教授）	1名	会長
保健・医療	市医師会	3名	副会長
	市歯科医師会		
	県看護協会		
事業者	県老人保健施設協会 県介護支援専門員協会熊本市支部 県社会福祉士会	3名	
福祉	市老人クラブ連合会	1名	
関係団体	認知症の人と家族の会	1名	
	市民生委員・児童委員協議会	1名	
一 般	公募	2名	
合 計		12名	

③ 熊本市地域包括支援センター運営協議会の開催状況

【表3-4-2】熊本市地域包括支援センター運営協議会の開催状況

開催時期	審 議 内 容	備 考
令和2年9月25日	<u>令和2年度（2020年度）第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センター所在地等の変更について ②地域包括支援センターの運営状況及び評価について ③その他	
令和3年3月29日	<u>令和2年度（2020年度）第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センター所在地及び名称の変更について ②令和3年（2021）年度 熊本市地域包括支援センター運営方針 ③令和3年度地域包括支援センター評価基準 ④介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて	
令和3年10月1日	<u>令和3年度（2021年度）第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センターの運営状況及び評価について ②その他	
令和4年3月24日	<u>令和3年度（2021年度）第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センターの移転について ②令和4年（2022）年度 熊本市地域包括支援センター運営方針 ③令和4年度地域包括支援センター評価基準 ④介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて	
令和4年9月2日	<u>令和4年度（2022年度）第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センターの運営状況及び評価について ②その他	
令和5年3月22日	<u>令和4年度（2022年度）第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センターの移転について ②令和5年（2023）年度 熊本市地域包括支援センター運営方針（案） ③令和5年度地域包括支援センター評価基準 ④介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて ⑤熊本市地域包括支援センター連絡協議会実務者研修会について ⑥地域包括支援センターにおける不審者対応訓練について	
令和5年7月12日	<u>令和5年度（2023年度）第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会</u> ①地域包括支援センターの運営状況及び評価について ②次期地域包括支援センターの受託者の選定手続きについて	

令和5年10月27日	令和5年度（2023年度）第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会 ①地域包括支援センターの選考結果について ②応募法人のいない北1圏域への対応について	
令和5年12月14日 （書面開催）	令和5年度（2023年度）第3回熊本市地域包括支援センター運営協議会 ①地域包括支援センター（北1圏域）の選定について	
令和6年3月19日	令和5年度（2023年度）第4回熊本市地域包括支援センター運営協議会 ①中央4地域包括支援センター所在地及び名称の変更について ②令和6年熊本市地域包括支援センター運営方針（案） ③令和6年熊本市地域包括支援センター評価基準 ④介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて	

4 熊本市介護認定審査会

（1）熊本市介護認定審査会の設置目的

介護保険を利用して介護サービスを受ける場合は、どのくらい介護の手間がかかるのかの判定が必要となります。このため、市町村には介護認定審査会を置いて、被保険者からの申請に基づきどの程度介護が必要かの審査（要介護認定審査）を行うこととなっています。

熊本市では、市内5ヶ所の区役所にて認定審査会を行っています。

介護認定審査会委員は、要介護認定を公正に行うために、保健・医療・福祉の関係者の中から市長が委嘱し、約6～7名程度で合議体を構成します。その際に、保健・医療・福祉の各分野の均衡に配慮した構成をとるようになっています。

こうして、委嘱を受けた介護認定審査会委員は、それぞれの担当の区役所において、被保険者からの申請に基づき要介護認定を行うこととなります。

【表3-5-1】熊本市介護認定審査会の概要

（令和6年3月末現在）

令和5年度委員数	253名（熊本市介護保険条例による委員定数304人以内）	
合議体数	38合議体（中央区10、東区8、西区6、南区7、北区7合議体）	
開催回数	中央区	毎月16回
	東区	毎月15回
	西区	毎月12回
	南区	毎月14回
	北区	毎月14回
時間帯	①13：00～15：00、②13：30～15：30、③14：00～16：00、④19：00～21：00	
審査時間	約1時間30分	
1件の審査時間	約1分30秒/件	
1回の審査件数	40～45件/回	
審査会委員報酬	18,000円/回	
委員の構成	保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。	

【表3-5-2】各区役所別認定審査会合議体数及び審査員数内訳

（令和6年3月末現在）

合議体名	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
A合議体	7	6	6	6	7
B合議体	6	6	6	6	7
C合議体	7	7	6	6	7
D合議体	7	6	7	7	7
E合議体	7	7	7	7	7
F合議体	7	6	6	7	7
H合議体	7				
I合議体	6	7		7	
J合議体	7				7
K合議体		7			
L合議体	7				
合 計	68	52	38	46	49

介護認定審査会の認定審査活動状況

【表3-5-3】 月別審査判定状況（全区役所合計）

（令和6年3月末現在）

単位：件

月	回数	審査件数	自立	判定結果の内訳（件数）						
				要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	68	2,458	36	315	327	564	435	284	281	216
5月	65	2,475	38	353	354	563	385	259	289	234
6月	74	3,479	55	515	508	829	517	371	390	294
7月	70	2,554	34	333	344	630	453	270	285	205
8月	68	2,704	36	395	378	650	434	273	339	199
9月	70	2,708	29	397	347	705	420	289	298	223
10月	75	2,836	32	435	374	667	450	301	335	242
11月	68	2,506	39	403	355	590	402	247	267	203
12月	74	2,359	21	353	349	575	343	247	290	181
1月	63	2,196	24	332	263	538	329	254	277	179
2月	68	2,682	26	392	384	639	422	299	315	205
3月	68	2,684	35	379	319	666	449	273	334	229
合計	831	31,641	405	4,602	4,302	7,616	5,039	3,367	3,700	2,610

区役所別審査会活動状況

【表3-5-4】 各区役所別年間審査活動状況

（令和6年3月末現在）

単位：件

区役所名	回数	審査件数	自立	判定結果の内訳（件数）						
				要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
中央	184	7,573	98	1,181	1,098	1,910	1,121	737	811	617
東	199	7,439	104	1,100	1,069	1,635	1,223	788	906	614
西	137	4,538	61	742	527	1,156	675	465	534	378
南	154	5,828	112	689	735	1,407	954	644	681	506
北	157	6,363	30	890	873	1,508	1,066	733	768	495
合計	831	31,741	405	4,602	4,302	7,616	5,039	3,367	3,700	2,610

【表3-5-5】 中央区役所 月別審査判定状況

（令和6年3月末現在）

単位：件

月	回数	審査件数	自立	判定結果の内訳（件数）						
				要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	15	565	8	74	80	131	92	65	68	47
5月	16	668	8	93	97	168	98	73	70	61
6月	17	782	15	140	127	186	86	81	79	68
7月	15	589	4	83	90	149	105	53	60	45
8月	15	661	4	99	88	180	108	57	81	44
9月	16	623	6	107	89	147	93	59	64	58
10月	17	667	9	102	88	172	94	69	81	52
11月	15	638	16	128	103	153	80	56	47	55
12月	16	593	3	77	99	151	102	54	65	42
1月	13	516	6	91	68	141	62	49	54	45
2月	15	614	5	88	83	171	91	60	66	50
3月	14	657	14	99	86	161	110	61	76	50
合計	184	7,573	98	1,181	1,098	1,910	1,121	737	811	617

【表3-5-6】 東区役所 月別審査判定状況

(令和6年3月末現在)

単位：件

月	回数	審査件数	判定結果の内訳（件数）							
			自立	要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	17	590	14	76	81	119	111	68	73	48
5月	13	489	3	74	81	104	80	39	62	46
6月	18	844	17	135	127	175	130	90	97	73
7月	17	603	10	87	85	126	103	67	78	47
8月	16	601	8	86	90	126	93	74	83	41
9月	17	667	7	74	91	170	114	76	76	59
10月	18	686	9	110	99	158	114	66	76	54
11月	16	572	7	89	80	125	110	51	67	43
12月	18	562	8	92	79	124	69	66	67	57
1月	15	540	8	76	73	119	85	56	81	42
2月	17	624	5	109	100	136	88	69	69	48
3月	17	661	8	92	83	153	126	66	77	56
合計	199	7,439	104	1,100	1,069	1,635	1,223	788	906	614

【表3-5-7】 西区役所 月別審査判定状況

(令和6年3月末現在)

単位：件

月	回数	審査件数	判定結果の内訳（件数）							
			自立	要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	11	372	7	53	41	102	59	39	41	30
5月	12	410	6	69	49	94	59	46	48	39
6月	11	469	6	72	51	130	77	43	54	36
7月	12	379	11	50	38	119	60	39	26	36
8月	12	379	5	51	56	90	58	34	44	41
9月	11	388	5	62	54	99	56	46	40	26
10月	12	393	4	74	40	103	51	45	45	31
11月	11	372	5	64	44	89	50	43	49	28
12月	12	311	4	52	40	75	45	27	42	26
1月	12	324	1	60	37	69	47	35	45	30
2月	10	363	2	67	39	77	61	37	55	25
3月	11	378	5	68	38	109	52	31	45	30
合計	137	4,538	61	742	527	1,156	675	465	534	378

【表3-5-8】 南区役所 月別審査判定状況

(令和6年3月末現在)

単位：件

月	回数	審査件数	判定結果の内訳（件数）							
			自立	要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	11	405	5	45	55	90	79	50	39	42
5月	12	436	19	62	54	92	71	44	45	49
6月	14	697	13	75	94	192	108	75	77	63
7月	13	471	7	49	55	110	84	55	65	46
8月	13	521	13	69	77	115	96	51	62	38
9月	13	507	9	76	53	154	73	47	54	41
10月	14	538	7	71	70	113	100	58	67	52
11月	13	415	8	45	49	113	75	46	49	30
12月	14	388	6	54	59	99	45	45	54	26
1月	11	377	8	44	38	92	64	57	48	26
2月	13	627	10	53	70	119	90	67	70	48
3月	13	446	7	46	61	118	69	49	51	45
合計	154	5,828	112	689	735	1,407	954	644	681	506

【表3-5-9】 北区役所 月別審査判定状況

(令和6年3月末現在)

単位：件

月	回数	審査件数	判定結果の内訳（件数）							
			自立	要支援		要介護				
				支1	支2	1	2	3	4	5
4月	14	526	2	67	70	122	94	62	60	49
5月	12	472	2	55	73	105	77	57	64	39
6月	14	687	4	93	109	146	116	82	83	54
7月	13	512	2	64	76	126	101	56	56	31
8月	12	542	6	90	67	139	79	57	69	35
9月	13	523	2	78	60	135	84	61	64	39
10月	14	552	3	78	77	121	91	63	66	53
11月	13	509	3	77	79	110	87	51	55	47
12月	14	505	0	78	72	126	82	55	62	30
1月	12	439	1	61	47	117	71	57	49	36
2月	13	554	4	75	92	136	92	66	55	34
3月	13	542	1	74	51	125	92	66	85	48
合計	157	6,363	30	890	873	1,508	1,066	733	768	495

5 熊本市居宅介護支援事業者協議会

① 熊本市居宅介護支援事業者協議会の目的

介護保険に定められる居宅介護支援事業者の重要な役割に鑑み、在宅要介護者等への適切な介護サービス計画の作成及び居宅介護支援事業の公正な運営等に関して、協議、研究等を行うとともに、会員及び関係機関の相互の連絡協調を図ることを目的とする。

② 熊本市居宅介護支援事業者協議会の構成ならびに部会等の構成

居宅介護支援事業者協議会には、介護の現場が抱える課題に応じて部会を構成しています。部会の状況は次のとおりです。

【表3-6-1】熊本市居宅介護支援事業者協議会の構成ならびに部会

部会名等	部会の目的等	役員構成等
役員会	本協議会の円滑な運営に関する事項を協議することを目的とし、協議会の会計についての監査等を行う。	会長・・・・・・・・ 1名 副会長・・・・・・ 2名 理事・・・・・・・・ 4名 監事・・・・・・・・ 2名 計・・・・・・・・・・ 9名
介護サービス計画に関する部会 (ケアプラン部会)	【介護サービス計画に関する部会】 本協議会の事業者が一体となり、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、事業者間の交流を深めることを目的とする。	部会長・・・・・・ 1名 委員・・・・・・・・ 10名 計・・・・・・・・・・ 11名
居宅介護支援事業の運営に関する部会 (マーケティング部会)	【居宅介護支援事業の運営に関する部会】 介護保険とそれを取り巻く環境について、市場調査等を実施し、分析・研究の結果を提供することで事業者運営の円滑化を図ることを目的としている。	部会長・・・・・・ 1名 委員・・・・・・・・ 8名 計・・・・・・・・・・ 9名

③ 熊本市居宅介護支援事業者協議会の開催状況

【表3-6-2】熊本市居宅介護支援事業者協議会の開催状況

	開催時期	審議内容	備考
	令和5年7月4日	役員会 ①令和4年度事業報告等及び決算報告について ②令和5年度事業計画及び予算（案）について ③その他	
	令和5年7月23日	総会（書面開催・資料送付） ①議決案件 ②報告案件 ③その他 研修会「新型コロナウイルス5類移行後の介護現場はどう変わる？」	
	令和5年8月8日	介護サービス計画に関する部会 ①令和5年度部会員について ②新規部会員の公募について ③ノートブックについて ④令和5年度部会の活動について ⑤「在宅医療委員会」との意見交換会について	
	令和5年9月7日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 ①令和4年度部会員について ②令和4年度研修会について ③主任ケアマネ更新研修の研修会とするために ④令和4年度部会の開催日程について	
	令和5年9月12日	介護サービス計画に関する部会 ①令和4年度アンケート調査について	
	令和5年10月19日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 ①令和4年度アンケート調査について	
	令和5年11月28日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 ①第11回主治医と介護支援専門員との連携セミナー及び熊本市多職種連携研修会について ②主任ケアマネ更新研修の研修会とするために ③ノートブックの内容見直しについて	
	令和5年12月20日	介護サービス計画に関する部会 ①アンケート調査内容について	
	令和6年1月10日	介護サービス計画に関する部会 ①アンケート調査内容について	
	令和6年1月16日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 ①アンケート調査内容について	
	令和6年3月1日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 中止	
	令和6年3月6日	介護サービス計画に関する部会 中止	
	令和6年4月25日	居宅介護支援事業の運営に関する部会 ①第11回主治医と介護支援専門員との連携セミナー及び熊本市多職種連携研修会の開催報告 ②ノートブックの内容見直しについて ③主任ケアマネ更新研修の研修会とするために ④その他	
	令和6年4月19日	介護サービス計画に関する部会 アンケート調査結果報告書の原稿について	

6 介護保険事業者

(1) 介護保険事業者の指定状況

【表3-7-1】事業者数

(令和6年3月31日現在)

事業者区分	サービス内容等	事業所数
居宅介護支援事業者	居宅介護支援	257
居宅サービス事業者 (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護については、みなし指定も含む)	訪問介護	273
	訪問入浴介護	4
	訪問看護	845
	訪問リハビリテーション	632
	居宅療養管理指導	1,432
	通所介護(デイサービス)	165
	通所リハビリテーション(デイケア)	935
	短期入所生活介護	49
	短期入所療養介護	45
	特定施設入居者生活介護	43
	福祉用具貸与	65
	特定福祉用具販売	61
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7
	夜間対応型訪問介護	0
	認知症対応型通所介護	33
	小規模多機能型居宅介護	49
	認知症対応型共同生活介護	78
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	19
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
	看護小規模多機能型居宅介護	7
	地域密着型通所介護	139
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	35
	介護老人保健施設(老人保健施設)	27
	介護療養型医療施設	0
	介護医療院	18

第 4 章

令和 6 年度(2024 年度)の取組み

第4章 令和6年度（2024年度）の取組

1 令和6年度（2024年度）介護保険主要事業

【表4-1-1】主要事業一覧

	事業名	事業概要
1	包括的支援事業（地域包括支援センター運営事業）	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っています。 本市では、27箇所の日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。各地域包括支援センターの円滑な運営を図り、事業の推進に努めます。
2	包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。
3	包括的支援事業（生活支援体制整備事業）	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。 市及び区の地域包括ケア推進会議を開催し、抽出された地域課題について関係団体とともに解決に向けた検討を図ります。
4	包括的支援事業（認知症総合支援事業）	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。
5	介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する等、機能強化を図ります。 くまもと元気くらぶに対して運営費助成やリハビリテーション専門職を派遣し活動を支援します。
6	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施します。また、多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等と地域の支え合いの体制づくりを推進します。
7	地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督	介護保険法の改正により、地域密着型サービスが創設され、当該事業者の指定及び指導監督は市町村が行うこととなりました。 地域密着型サービス事業所について、熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく指定を行うとともに、必要に応じて指導監督を行います。
8	介護給付費適正化事業	国保連合会給付適正化システムから提供されるデータを分析し、サービスの偏りや画一的なサービスの提供など、不適正な可能性がある介護給付費について調査（照会）を行います。不適正な給付については、介護事業所に対して過誤による給付費の返還を求めるなど、介護給付の適正化に努めます。 ・縦覧点検・医療費情報との突合による給付適正チェック ・ケアプラン点検
9	介護サービス利用者アンケート調査（満足度調査）	介護サービス利用者の意識や満足度を把握するため、アンケート調査を実施します。今後の取り組みの方向性を確認するために、現在の取り組みを踏まえてアンケート調査を実施しています。

2 令和6年度（2024年度）介護保険事業予算の概要

【表4-2-1】令和6年度（2024年度）予算一覧

○介護保険会計

（単位：円）

款	項	目	事業	当初予算額		
10総務費	10総務管理費	10一般管理費	人件費	481,171,000		
			一般管理費	9,020,000		
			一般管理費（高齢）	2,190,000		
			介護保険制度研修経費	460,000		
			事業計画管理評価事業	320,000		
			介護保険事務処理運用経費	53,640,000		
			保険料収納関係経費	26,860,000		
			窓口相談員等事業（区役所）	27,692,000		
			指定サービス事業者管理経費	10,790,000		
			介護サービス情報の公表制度支援事業	3,330,000		
			社会保障・税番号制度システム対応経費	345,816,000		
			介護保険制度改正に伴うシステム改修経費	77,000,000		
			介護人材確保・定着促進事業	14,010,000		
			要介護認定審査業務効率化対策事業	109,090,000		
			熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援経費	0		
			介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業	5,200,000		
				1,166,589,000		
			20介護認定審査会等費	介護認定審査会費	79,880,000	
				介護認定審査会費（区役所）	31,800,000	
		認定調査経費		268,360,000		
		認定調査経費（区役所）		238,810,000		
		認定調査員等研修経費		925,000		
			619,775,000			
		30趣旨普及費	介護保険制度広報経費	4,000,000		
				1,790,364,000		
		20保険給付費	10保険給付費	10介護サービス等諸費	居宅介護サービス給付費	26,800,000,000
					施設介護サービス給付費	14,605,000,000
					居宅介護福祉用具購入費	71,000,000
					居宅介護住宅改修費	105,000,000
					居宅介護サービス計画費	3,346,000,000
					地域密着型介護サービス給付費	11,772,000,000
						56,699,000,000
				25介護予防サービス等諸費	介護予防サービス給付費	1,550,000,000
					介護予防福祉用具購入費	36,000,000
					介護予防住宅改修費	95,000,000
					介護予防サービス計画費	349,000,000
					地域密着型介護予防サービス給付費	90,000,000
						2,120,000,000
				30高額介護サービス等費	高額介護サービス費	1,589,000,000
					高額介護予防サービス費	3,000,000
					高額医療合算介護サービス費	214,000,000
高額医療合算介護予防サービス費	3,000,000					
	1,809,000,000					
40審査支払手数料	審査支払手数料			90,000,000		
				90,000,000		
60特定入所者介護サービス等費	特定入所者介護サービス費			1,000,000,000		
	特定入所者介護予防サービス費			800,000		
				1,000,800,000		
				61,718,800,000		
25地域支援事業費	10地域支援事業費			11介護予防生活支援サービス事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	1,887,000,000
					介護予防ケアマネジメント事業費	172,000,000
					高額総合事業サービス費	3,700,000
					高額医療合算総合事業サービス費	3,600,000
					総合事業審査支払手数料	8,300,000
		介護予防・生活支援サービス事業費（地域支え合い型サービス）	17,000,000			
		介護予防・生活支援サービス事業費（短期集中予防サービス）	14,850,000			
			2,106,450,000			

		15一般介護予防事業費	介護予防把握事業（区役所）	16,470,000
			介護予防普及啓発事業	1,410,000
			地域リハビリテーション活動支援事業	9,000,000
			地域リハビリテーション活動支援事業（介護）	2,500,000
			地域介護予防活動支援事業（介護）	4,870,000
			地域介護予防活動支援事業（高齢）	24,856,000
			地域介護予防活動支援事業（区役所）	33,020,000
				92,126,000
		20包括的支援等事業費	地域包括ケアシステム推進経費	868,200,000
			総合相談支援業務	1,400,000
			高齢者権利擁護事業	1,210,000
			認知症施策総合推進事業	26,250,000
			給付費適正化事業	26,030,000
			家族介護継続支援事業	27,100,000
			福祉用具・住宅改修支援事業	100,000
			地域自立生活支援事業（高齢福祉課）	64,100,000
			認知症高齢者等支援事業	1,950,000
			成年後見人制度等利用支援事業	49,957,000
			生活援助型訪問サービス研修経費	1,000,000
			在宅医療・介護連携推進事業	7,350,000
			地域ケア会議推進経費	5,600,000
				1,080,247,000
			合計	3,278,823,000
40基金積立金	10基金積立金	10介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金	3,825,000
60諸支出金	10償還金及び還付加算金	10保険料還付金	第1号被保険者保険料還付金	24,000,000
		30 還付加算金	還付加算金	20,000
				24,020,000
	20繰出金	10他会計繰出金	一般会計への繰出金	0
				0
70予備費	10予備費	10予備費	予備費	30,000,000
合計				66,845,832,000

○一般会計

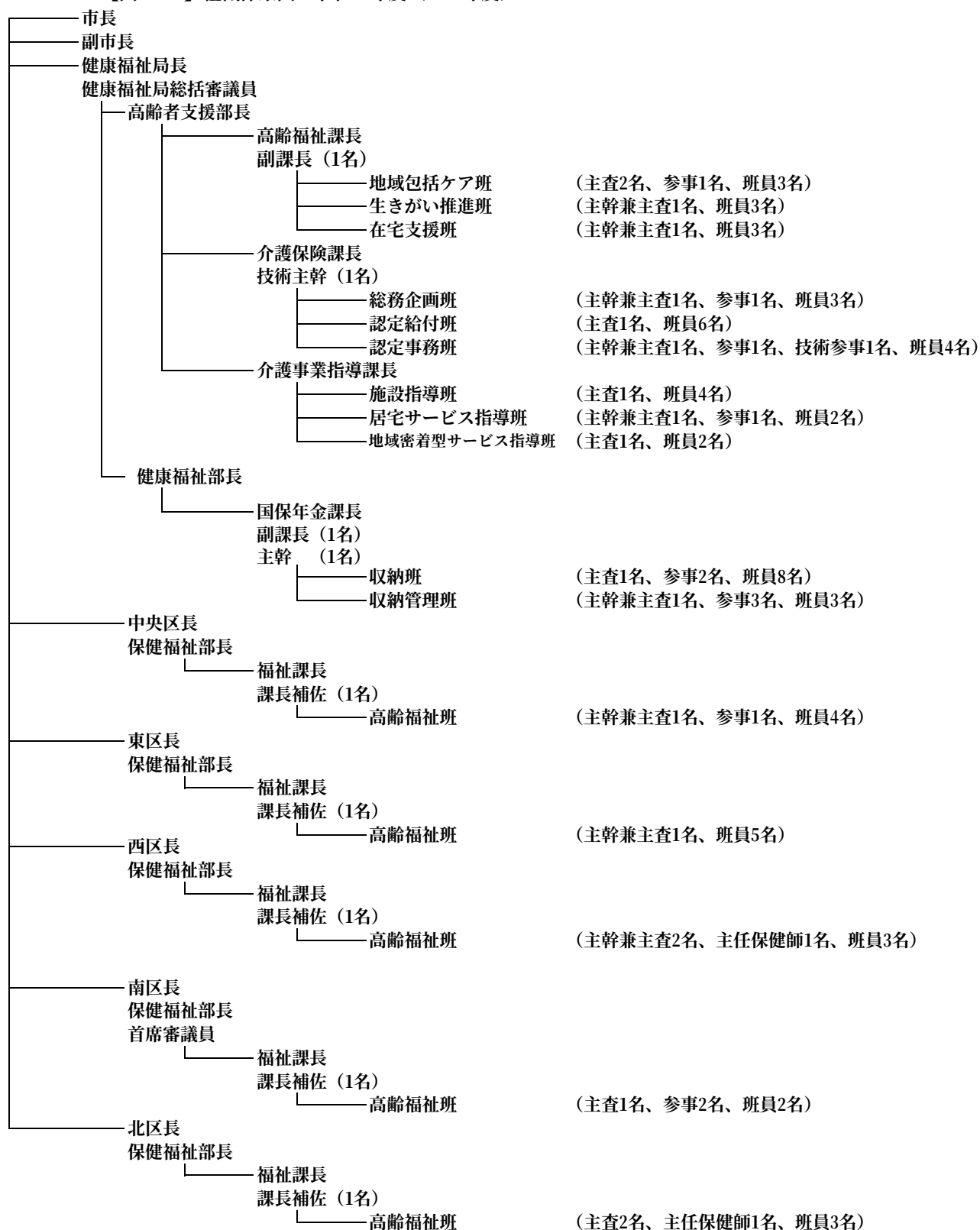
（単位：円）

款	項	目	事業	当初予算額
20民生費	10社会福祉費	25老人福祉費	介護保険特別対策経費	1,069,000
			介護保険会計繰出金	10,981,108,000
				10,982,177,000
			合計	10,982,177,000

3 熊本市の組織

事務機構

【図4-3-1】組織体系図：令和6年度（2024年度）



参考

介護保険制度の概要

参考 介護保険制度の概要

1 介護保険の目的

介護保険制度は、年齢を重ねることに伴って生じる様々な心身の変化が原因で起きる疾病などにより、介護が必要な状態になり、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練や看護および療養上の管理その他の医療を必要とする方に、これらの方が尊厳を保持し、その方の持っている能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、必要な保健医療サービスや福祉サービスについての給付を行うために、国民の共同連帯の理念に基づいてこの制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定めて、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

【制度創設のねらい】

- (1) 老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みを創設
- (2) 社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、国民の理解を得られやすい仕組みを創設
- (3) 従来の縦割りの制度を再編成し、利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みを創設
- (4) 介護を医療保険から切り離し、社会的入院解消の条件整備を図るなど社会保障構造改革の第一歩となる制度を創設

2 被保険者

介護保険制度上の被保険者は、40 歳以上の方となっています。また、被保険者は次のとおり分かります。

- (1) 第 1 号被保険者(65 歳以上の者)
市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者
- (2) 第 2 号被保険者(40 歳から 64 歳までの者)
市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

3 要介護（要支援）認定

(1) 要介護(要支援)認定とは

介護保険制度では、介護が必要な方に介護サービスを提供することとなりますが、介護が必要かどうか、あるいは必要であればどのくらい必要かを判断することが必要となります。

このため、市町村では被保険者からの申請に基づいて、保健、医療や福祉の専門家による介護認定審査会を設置し、この審査を経て要介護認定区分（どのくらい介護の手間がかかるのかを判断する区分）を決定します。

平成 18 年 4 月から、従来の予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメント等の見直しが行われ、要介護（要支援）認定についても一部見直しがなされました。また、平成 24 年 4 月にも、要介護（要支援）認定について一部見直しがなされました。

(2)「要介護者」及び「要支援者」

介護が必要な方を「要介護者」、また介護予防のための支援を要する方や介護が必要となるおそれのある方を「要支援者」といいますが、具体的には以下のとおりです。

【表（参）3-1】要介護者と要支援者

要支援者	ア) 要支援状態にある 65 歳以上の方 イ) 要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の方で、特定疾病に該当する方
要介護者	ア) 要介護状態にある 65 歳以上の方 イ) 要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の方で、特定疾病に該当する方

【要支援状態】

要支援状態とは、「身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（6 月間）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間（6 月間）にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態」をいい、支援の必要の程度に応じて、要支援 1 と要支援 2 の区分に分けられます。

要支援者に対しては、要介護状態にならない、又は状態の軽減を図る若しくは悪化を防ぐという観点から予防給付が提供されます。

【要介護状態】

要介護状態とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（6 月間）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」をいい、介護の必要の程度に応じて、要介護 1 ～要介護 5 の区分に分けられます。

【認定の基準】

要介護認定の審査判定は、「介護の手間に係る審査判定」と「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」に分けることができます。

「介護の手間に係る審査判定」では、介護サービスがどのくらい必要であるか、すなわち介護の手間を客観的に判断します。この介護の手間を判断する全国共通のものさしとして、「介護に係る時間」（要介護認定等基準時間）が使用されます。

介護の手間に係る審査判定で要介護認定基準時間 32 分以上 50 分未満の申請者に対しては、続いて「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」を行います。予防給付の適切な利用が見込まれない状態像の者を「要介護 1」と判定し、残りの者を「要支援 2」と判定します。

このように、要支援状態、要介護状態は、介護の手間の度合い及び状態の維持・改善可能性で【表（参）3-2】のように 7 段階に分けられます。

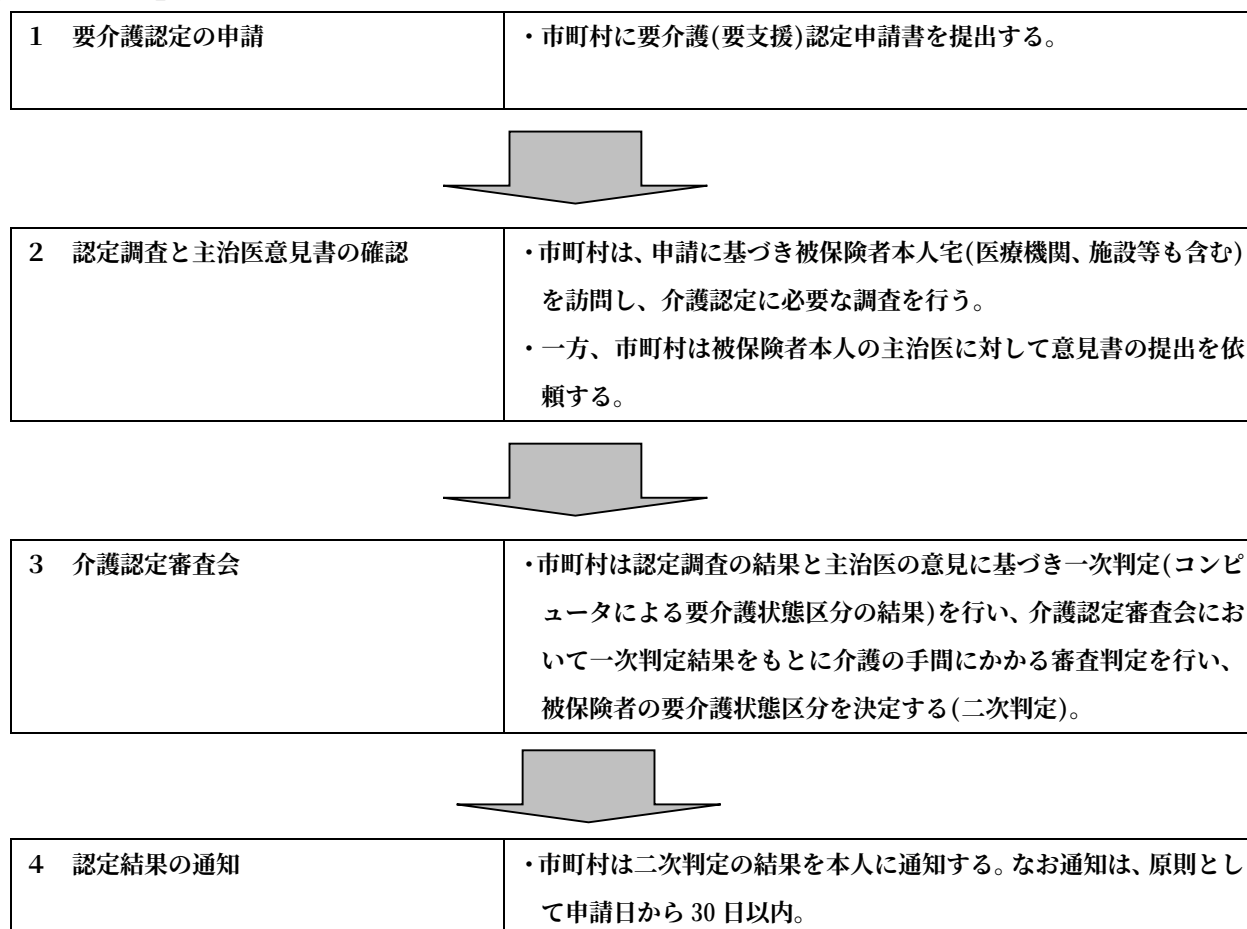
【表（参）3-2】平成18年度以降の要介護認定等基準時間

要支援1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要支援2	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護1	要介護状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

（3）要介護認定及び介護サービスを受けるまでの手順

要介護認定については以下のような手順で進められます。

【表（参）3-3】要介護認定の流れ





5 サービス計画(ケアプラン)の作成	・被保険者は、認定結果を踏まえ、ケアプランの作成を依頼する。 要支援 1・2 の者⇒地域包括支援センターへ介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成を依頼する。 - 要介護 1～5 の者⇒居宅介護支援事業者へ介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼する。 ・被保険者の依頼に基づき、地域包括支援センターの保健師等又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)は、介護サービスを提供する各事業者を調整しながら、ケアプランを作成する。
--------------------	--



6 サービス提供開始	・介護サービスを提供する事業者は、ケアプランに基づき介護サービスを提供する。
------------	--

4 介護サービスの種類(保険給付の内容)

介護保険制度では、介護が必要とされた方(要介護あるいは要支援と認定された方)に対して、以下のようなサービスを保険給付します。()書きのサービスは、要支援者を対象とする介護予防サービスで、介護予防を目的として提供されます。

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護

要介護者に対して、居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の要介護者に必要な日常生活上の世話をを行います。

居宅とは、自宅のほか、養護老人ホーム、軽費老人ホームや有料老人ホームも含まれます。

② 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

要介護者について、居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴介護です。

③ 訪問看護(介護予防訪問看護)

要介護者について、居宅で看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

④ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

要介護者について、居宅においてその心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションです。

⑤ 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む)、管理

栄養士、及び看護職員が療養上の管理及び指導を行います。

⑥ 通所介護

要介護者について、デイサービスセンターに通わせ、当該事業所で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者に必要な日常生活上の世話や機能訓練を行います。

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

要介護者（主治医が、病状が安定期にあり、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを要すると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設等のリハビリテーション事業所に通わせ、その施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

⑧ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

要介護者について、老人短期入所施設等に短期入所させ、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

⑨ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

要介護者（病状が安定期にあり、施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要するものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

⑩ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅であって地域密着型特定施設でないもの）に入居している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

⑪ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

要介護者について、福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの）を貸与します。

⑫ 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

要介護者について行われる福祉用具（福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの）の販売のことで、指定事業所で販売される特定福祉用具を購入したときは、購入金額 10 万円までに対して、購入額の 9 割～7 割を居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費として支給します。

【表（参）4-1】 特定福祉用具販売に係る特定福祉用具（福祉用具購入費の対象品目）

1 腰掛式便座	・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動的に尿を吸収する自動排泄処理装置に接続、交換可能なもので、レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの
3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。	(ア)入浴用いす (イ)浴槽用手すり (ウ)浴槽内いす (エ)入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの (オ)浴室内すのこ (カ)浴槽内すのこ (キ)入浴用介助ベルト
4 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5 移動用リフトのつり具の部分	
6 排泄予測支援機器	
7 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る
8 歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器（車輪・キャスターがついている歩行者は除く）
9 スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（可搬型のものは除く）

（２）地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応などを行うとともに、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

② 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者に対して、夜間の定期的な巡回訪問又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話を行います。

③ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

居宅要介護者であって認知症の方に対して、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該事

業所において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話や機能訓練を行います。

④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

居宅要介護者に対して、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

要介護者であって認知症の方に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護専用型特定施設（特定施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの）のうち、その入居定員が 29 人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて同一の事業所から訪問看護サービスを提供します。

（３）居宅介護支援・介護予防支援

① 居宅介護支援

居宅要介護者が指定居宅介護サービス等を、居宅において適切に利用することができるよう、居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス計画に基づく指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 介護予防支援

居宅要支援者が指定介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（４）住宅改修

居宅要介護者等が、手すりの取り付け等の住宅の改修で 20 万円までの工事を行った場合は、工事費の 9 割～7 割を居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費として支給します。

【表（参）4-2】住宅改修の対象となる工事内容

1	手すりの取付け
2	段差の解消
3	滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4	引き戸等への扉の取替え
5	洋式便器等への便器の取替え
6	その他1～5の工事を行う際に付帯して必要となる工事

（５）施設サービス（要支援認定の方は利用できません）

① 介護福祉施設サービス

介護老人福祉施設（入所定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

② 介護保健施設サービス

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

③ 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。なお、介護療養型医療施設は令和 5 年度末で廃止となりました。

④ 介護医療院サービス

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えたサービスを行います。

5 介護保険事業者

介護保険で介護サービス等を提供する事業者は次のとおりです。

（１）指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者

条例で定める居宅サービスの種類ごと及び介護予防サービスの種類ごとの指定基準等に基づき、それぞれのサービスの種類及び当該サービスを行う事業所ごとに都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が指定します。なお、6 年ごとに指定の更新が必要です。

（２）指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者

条例で定める指定地域密着型サービスの種類ごと及び地域密着型介護予防サービスの種類ごとの指定基準等に基づき、それぞれのサービスの種類及び当該サービスを行う事業所ごとに市町村長が指定します。

当該指定は、原則指定を行った市町村の住民に対してのみ効力を有します。なお、6 年ごとに指定の更新が必要です。

(3) 指定居宅介護支援事業者

条例で定める指定基準等に基づき、居宅介護支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が指定します。なお、6年ごとに指定の更新が必要です。

(4) 指定介護予防支援事業者

条例で定める指定基準等に基づき、介護予防支援事業を行う事業所ごとに市町村長が指定します。また、当該指定は、指定を行った市町村の住民に対してのみ効力を有します。なお、6年ごとに指定の更新が必要です。

(5) 介護保険施設

① 指定介護老人福祉施設

条例で定める指定基準等に基づき、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が指定を行います。当該指定は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、入所定員が30人以上であることが前提となります。なお、6年ごとに指定の更新が必要です。

② 介護老人保健施設

条例で定める基準等に基づき、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が許可を行います。

介護老人福祉及び介護療養型医療施設が、介護保険法に基づいて指定を受けるのに対し、介護老人保健施設は介護保険法に基づき設置されているため開設許可となり、指定は必要ありません。なお、6年ごとに許可の更新が必要です。

③ 指定介護療養型医療施設

条例で定める指定基準等に基づき、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が指定を行います。当該指定は、療養病床等を有する病院又は診療所であって、その開設者の申請があったものについて行われます。なお、6年ごとに指定の更新が必要です。なお、介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止となりました。

④ 介護医療院

条例で定める基準等に基づき、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が許可を行います。介護老人保健施設と同じく、介護保険法に基づいて設置されているため開設許可となり、指定は必要ありません。なお、6年ごとに更新が必要です。

6 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」が平成18年4月に創設されました。

(1) 事業内容

① 介護予防・日常生活支援総合事業

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)の施行に伴い、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を

2017（平成 29）年度から導入しています。

要支援者等軽度の高齢者については、I A D Lの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる高齢単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められます。

そこで、従来の介護予防訪問・通所サービスについて、必要なサービスを低廉な単価で利用できるサービスとして「生活援助型訪問サービス」「運動型通所サービス」を創設しました。

2017（平成 29）年 11 月 1 日現在、従来の介護予防訪問・通所事業所のうち、生活援助型訪問サービスについては 4 割、運動型通所サービスについては 2 割の事業所がこれらのサービスを提供しております。

令和元年度からは、介護予防・生活支援サービスを住民主体で行う「地域支え合い型サービス」や、フレイル改善のため、運動機能・口腔機能向上、栄養改善のプログラムを行う「短期集中予防サービス」を創設しました。

今後も地域住民による多様な生活支援サービスの充実と合わせて必要な体制を整え、介護予防に取り組みます。

イ. 一般介護予防事業

住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の機能強化を図ります。

※なお、二次介護予防事業は平成 28 年度で終了

② 包括的支援事業

ア. 地域包括支援センター運営事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行います。

イ. 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

ウ. 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

また、市及び区の地域包括ケア推進会議を開催し、抽出された地域課題について関係団体とともに解決に向けた検討を図ります。

エ. 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築します。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

③ 任意事業

介護給付等に要する費用の適正化のための事業、介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業です。

(2) 財源構成等

① 事業規模

保険給付費の 3.0%以内（平成 18 年度は、2.0%以内、平成 19 年度は 2.3%以内）

② 財源構成

	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料
介護予防事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

7 介護サービスにかかる費用等の負担軽減

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用した際の自己負担は原則 1 割または 2 割（3 割）ですが、この 1 割の自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、その超えた分について保険給付を行うものです。上限額は、本人及び世帯の所得状況によって次のとおり定められています。

【表（参）7-1】高額介護サービス費上限額（令和 3 年（2021 年）8 月サービス利用分から）

利用者負担 第 1 段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税世帯で老齢福祉年金受給者	15,000 円（個人）
利用者負担 第 2 段階	・世帯全員が市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	15,000 円（個人） 24,600 円（世帯）
利用者負担 第 3 段階	・世帯全員が市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円超の者	24,600 円（世帯）
利用者負担 第 4 段階	・市民税課税世帯で第 5・第 6・第 7 段階に該当しない者	44,400 円（世帯）
利用者負担 第 5 段階	・同一世帯内に課税所得 145 万円以上 380 万円未満の現役並み所得に相当する第 1 号被保険者がいる者	44,400 円（世帯）
利用者負担 第 6 段階	・同一世帯内に課税所得 380 万以上 690 万円未満の現役並み所得に相当する第 1 号被保険者がいる者	93,000 円（世帯）
利用者負担 第 7 段階	・同一世帯内に課税所得 690 万円以上の現役並み所得に相当する第 1 号被保険者がいる者	140,100 円（世帯）

(2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

平成 17 年 10 月から、介護保険施設（ショートステイを含む）利用に伴う居住費（滞在費）・食費は、自己負担となり、利用者と施設の契約によって定められることとなりました。

ただし、利用者負担第 1～第 3 段階に該当する方は、申請・認定を受けることにより、本人の負担する額は限度額までとなり、本人の負担限度額と国が定めた基準費用額の差が介護保険から特定入所者介護（介護予防）サービス費として支払われます。

なお、利用者負担第 4 段階の方は、施設が設定する金額での契約となります。

【表（参）7-2】食費の負担限度額及び基準費用額

負担限度額					基準費用額
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	
施設	300 円／日	390 円／日	650 円／日	1,360 円／日	1,445 円／日
ショートステイ	300 円／日	600 円／日	1,000 円／日	1,300 円／日	

【表（参）7-3】居住費の負担限度額及び基準費用額 （）内は令和 6 年 8 月からの金額

区分		負担限度額			基準費用額
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①②	
多床室（相部屋）		0 円／日	370（430）円／日	370（430）円／日	377 円／日
従来型	特養等	320（380）円／日	420（480）円／日	820（880）円／日	1,171 円／日
個室	老健・療養等	490（550）円／日	490（550）円／日	1,310（1,370）円／日	1,668 円／日
ユニット個室的多床		490（550）円／日	490（550）円／日	1,310（1,370）円／日	1,668 円／日
ユニット型個室		820（880）円／日	820（880）円／日	1,310（1,370）円／日	2,006 円／日

※平成 17 年度 9 月末までの標準負担額（食費）について

平成 17 年 9 月末までは、介護保険で施設サービスを利用した場合、施設で提供される食事費用については、利用者の所得に応じて次のように 1 日当たり定額の自己負担額が定められていました。

【表（参）7-4】食費の標準負担額（1 日あたり）

・ 一般世帯	780 円
・ 市民税世帯非課税等 ・ 標準負担額が 1 日あたり 500 円であれば被保護者（生活保護）とならない者	500 円
・ 生活保護受給者 ・ 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・ 標準負担額が 1 日あたり 500 円であれば被保護者（生活保護）となるが、1 日あたり 300 円であれば被保護者（生活保護）とならない者	300 円

【表（参）7-5】旧措置者に対する特定標準負担額

対象者	標準負担の額（食費の額）
・ 老齢福祉年金の受給者であって、市町村 村民税世帯非課税であるもの ・ 被保護者（生活保護）	1日あたり 300 円 （1日あたり 300 円であれば、法施行の際 の1日あたりの本人にかかる費用徴収額を 上回る場合にあっては、当該費用徴収額）
・ 市町村村民税世帯非課税者	1日あたり 500 円
・ 上記に該当しない者	1日あたり 780 円

（3）障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者の方が、介護保険の適用を受けることになった場合に、当該障害者ホームヘルプサービス事業では所得に応じた費用負担となっていたことから、介護保険制度適用のホームヘルプサービスについても継続的に利用できるように、激変緩和の経過措置として利用者負担の軽減が図られています。

なお、平成 18 年度に対象者の要件等について次のとおり見直しが行われています。

【表（参）7-6】障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の対象者と負担割合

対象者区分	負担割合	期 間
(1) 経過措置対象者 平成 17 年度末現在の本事業認定者であって世帯 の生計中心者が所得税非課税	3%	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 6 月 30 日
	6%	平成 19 年 7 月 1 日 ～平成 20 年 6 月 30 日 (軽減措置終了)
	10%	平成 20 年 7 月 1 日以降
(2) 制度移行措置対象者 障害者自立支援法によるホームヘルプサービス において、境界層該当者として定率負担額が 0 円 となっている者	0% (全額免除)	

※平成 17 年度までの対象者と負担割合

①対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯で、次のいずれかに該当する者

- ・ 65 歳到達以前の概ね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で 65 歳到達により介護保険の対象者となったもの。
- ・ 特定疾病による障害が原因で、要介護、要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの者。

②負担割合

3%

※低所得世帯で介護保険法施行時にホームヘルプサービスを利用していた高齢者については、次のような経過措置がありましたが、平成 16 年度末で終了しています。

【表（参）7-7】高齢者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減の経過措置

期 間	利用者負担割合
平成 12 年 4 月 1 日～平成 15 年 6 月 30 日	3%
平成 15 年 7 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日（経過措置終了）	6%
平成 17 年 4 月 1 日～	10%

（4）特別養護老人ホームの旧措置入所者の利用者負担の特例（経過措置）

介護保険制度施行前から特別養護老人ホームに入所している方については、制度導入後の自己負担額と、導入前の自己負担額を比べた場合、導入後の負担が高くなるものについては、負担の低い額に利用料を設定することで負担の激変を緩和することとしています。

この経過措置は、当初は平成 12 年 4 月 1 日から 5 年間限りの取扱いとされていましたが、平成 17 年 4 月 1 日にさらに 5 年間延長され、平成 22 年 4 月 1 日にさらに延長される取扱いとなっています。

【表（参）7-8】旧措置者に対する利用料の軽減措置

対象者	利用料の負担割合
・ 老齢福祉年金の受給者であって、市町村民税世帯非課税であるもの ・ 被保護者（生活保護）	サービス費用の 3%を負担 ただし、1 月あたりの自己負担額が法施行時の 1 月あたりの本人にかかる費用徴収額を上回った場合は負担しない。
・ 市町村民税世帯非課税者であって上記に該当しない者	サービス費用の 10%を負担 ただし 10%とした場合に、1 月あたりの自己負担額が費用徴収額を上回った場合は 5%、また 5%とした場合、1 月あたりの自己負担額が費用徴収額を上回った場合は 3%の負担とする。
・ 上記に該当しない者	サービス費用の 10%を負担

（5）社会福祉法人による利用者負担軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で特に生計が困難である者について、利用者負担を軽減するものです。

軽減を行った社会福祉法人に対しては、その軽減に係る社会福祉法人の当該年度の減収分について、一定の割合で補助金を交付します。

（６）高額医療合算介護サービス費

平成 20 年 4 月より、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月末）の医療保険と介護保険の自己負担を合算し、世帯の自己負担限度額を 500 円以上超える場合に、その超えた額を、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として、医療保険からは「高額介護合算療養費」としてそれぞれ支給します。

【表（参） 7-9】世帯の年間での自己負担限度額

医療制度上の世帯 所得区分		後期高齢者医療 ＋介護保険	被用者保険又は国民 健康保険＋介護保険 (70～74 歳)	被用者保険又は国民 健康保険＋介護保険 (70 歳未満)
標報83万円以上・旧ただし書 所得901万円超・70歳以上現 役並み所得者		212 万円		
標報53～79万円・旧ただし書 所得600万円超901万円以下・ 70歳以上現役並み所得者		141 万円		
標報28～50万円・旧ただし書 所得210万円超600万円以下・ 70歳以上現役並み所得者		67 万円		
標報26万円以下・旧ただし書 所得210万円以下・70歳以上 一般		56 万円		60 万円
低所得者	Ⅱ	31 万円		34 万円
	Ⅰ	介護サービス利用者が 1 人の世帯 19 万円		
		介護サービス利用者が複数いる世帯 31 万 円(※)		

※70 歳以上の低所得者Ⅰの世帯で、介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合は、医療保険からの支給は自己負担限度額が 19 万円で計算され、介護保険からの支給は 31 万円で計算されます。

（７）介護サービス利用料の減免

災害・失業・事業の廃止等の特別な事情がある場合には、介護サービスの利用料（自己負担分）が減免される場合があります。

8 保険料

（１）保険料基準額の算定

介護保険の保険料は、その市町村における介護サービスの水準が反映されることとなります。
要介護度に応じて必要なサービスを潤沢に受けやすい環境を整えれば、サービス水準が高くなり

給付費全体を押し上げ、保険料が高くなります。

一方、サービスを絞りサービス水準を低く抑えれば保険料を低くすることもできます。

このため、介護保険事業を展開するにあたっては、各市町村の高齢者が必要としている介護サービスの量と、在宅で心豊かに過ごすために望まれるサービスの量【利用意向を反映した量】にもとづき、過剰な供給を抑え、需要に見合った基盤整備の計画を立てることでサービスの目標量を算出します。

こうして算出された目標量を基に、その 23%（平成 15 年 3 月以前 17%、平成 15 年 4 月～平成 18 年 3 月 18%、平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月 19%、平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月 20%、平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月 21%、平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月 22%、平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月 23%）を 65 歳以上の人口でまかなうために、1 人あたりの保険料【基準額】を算出します。

（２）所得段階別保険料

介護保険料は、被保険者の所得に応じて 13 段階のいずれかの段階の保険料が賦課(保険料がかかること)されることとなります。

【表（参） 8-1】 令和 3 年度～令和 5 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 令和 3 年度～令和 5 年度 76,800 円（年額）

段階	対象者			保険料年額
第 1 段階 基準額× 0.3	生活保護の受給者			23,040 円
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合			
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合	
本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の場合			28,800 円	
本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 120 万円を超える場合			53,760 円	
世帯課税		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合	67,200 円	
		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超える場合	76,800 円	
第 6 段階 基準額× 1.2	本人が市民税課税	額－譲渡特別控除 本人の合計所得金	120 万円未満の場合	92,160 円
第 7 段階 基準額× 1.3			120 万円以上 210 万円未満の場合	99,840 円

第8段階 基準額× 1.5			210 万円以上 320 万円未満の場合	115,200 円
第9段階 基準額× 1.7			320 万円以上 400 万円未満の場合	130,560 円
第10段階 基準額× 1.8			400 万円以上 500 万円未満の場合	138,240 円
第11段階 基準額× 1.9			500 万円以上 600 万円未満の場合	145,920 円
第12段階 基準額× 2.0			600 万円以上 700 万円未満の場合	153,600 円
第13段階 基準額× 2.1			700 万円以上の場合	161,280 円

【表（参）8-2】 平成30年度～令和2年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成30年度～令和2年度 81,120 円（年額）

段階	対象者			保険料年額
第1段階 基準額× 0.45 (R1年度)×0.375 (R2年度)×0.3	生活保護の受給者			36,504 円
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合			30,420 円 (R1年度)
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	24,336 円 (R2年度)
第2段階 基準額× 0.625 (R1年度)×0.5 (R2年度)×0.375			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	50,700 円 40,560 円 (R1年度) 30,420 円 (R2年度)
第3段階 基準額× 0.75 (R1年度)×0.725 (R2年度)×0.7			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	60,840 円 58,812 円 (R1年度) 56,784 円 (R2年度)
第4段階 基準額× 0.875		世帯課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	70,980 円
第5段階 基準額			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	81,120 円
第6段階 基準額× 1.2	市民税課税 本人が市	計所得金 本人の合	120万円未満の場合	97,344 円

第7段階 基準額× 1.3		120 万円以上 200 万円未満の場合	105,456 円
第8段階 基準額× 1.5		200 万円以上 300 万円未満の場合	121,680 円
第9段階 基準額× 1.7		300 万円以上 400 万円未満の場合	137,904 円
第10段階 基準額× 1.8		400 万円以上 500 万円未満の場合	146,016 円
第11段階 基準額× 1.9		500 万円以上 600 万円未満の場合	154,128 円
第12段階 基準額× 2.0		600 万円以上 700 万円未満の場合	162,240 円
第13段階 基準額× 2.1		700 万円以上の場合	170,352 円

※令和元年 10 月から消費税が 10%へ引き上げられたことにより、公費を投入して保険料の軽減が実施されました。（第 1 段階（H27 年度～）、第 2 段階・第 3 段階（R1 年度～））

【表（参）8-3】 平成 27 年度～29 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成 27～29 年度 68,400 円（年額）

段階	対象者	平成 27～29 年度 保険料年額
第 1 段階 基準額× 0.45	○生活保護の受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者	30,780 円
第 2 段階 基準額×0.625	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の者	42,756 円
第 3 段階 基準額×0.75	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える者	51,300 円
第 4 段階 基準額×0.875	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	59,856 円
第 5 段階 基準額	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える者	68,400 円
第 6 段階 基準額×1.15	○本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の者	78,660 円
第 7 段階 基準額×1.3	○本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円を超え 190 万円未満の者	88,920 円

第 8 段階 基準額×1.5	○本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の者	102,600 円
第 9 段階 基準額×1.65	○本人が市民税課税で合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の者	112,860 円
第 10 段階 基準額×1.8	○本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の者	123,120 円
第 11 段階 基準額×1.9	○本人が市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の者	129,960 円
第 12 段階 基準額×2.0	○本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の場合	136,800 円
第 13 段階 基準額×2.1	○本人が市民税課税で合計所得金額が 700 万円以上の場合	143,640 円

【表（参）8-4】 平成 24 年度～26 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成 24～26 年度 63,360 円（年額）

段階	対象者	平成 24～26 年度 保険料年額
第 1 段階 基準額×0.5	○生活保護の受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	31,680 円
第 2 段階 基準額×0.5	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者	31,680 円
第 3 段階 基準額×0.625	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の者	39,600 円
第 4 段階 基準額×0.75	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える者	47,520 円
第 5 段階 基準額×0.875	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	55,440 円
第 6 段階 基準額	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える者	63,360 円
第 7 段階 基準額×1.125	○市民税本人課税で、合計所得金額が 125 万円以下の者	71,280 円
第 8 段階 基準額×1.25	○市民税本人課税で、合計所得金額が 125 万円を超え 190 万円未満の者	79,200 円
第 9 段階 基準額×1.375	○市民税本人課税で、合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の者	87,120 円
第 10 段階 基準額×1.5	○市民税本人課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	95,040 円

第 11 段階 基準額×1.75	○市民税本人課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	110,880 円
第 12 段階 基準額×1.9	○市民税本人課税で、合計所得金額が 600 万円以上の者	120,384 円

【表（参）8-5】 平成 21 年度～23 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成 21 年度 48,912 円（年額）

平成 22 年度 49,656 円（年額）

平成 23 年度 50,400 円（年額）

段階	対象者	平成 21 年 度 保険料年額	平成 22 年 度 保険料年額	平成 23 年 度 保険料年額
第 1 段階 基準額×0.5	○生活保護の受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	24,456 円	24,828 円	25,200 円
第 2 段階 基準額×0.5	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の 合計額が 80 万円以下の者	24,456 円	24,828 円	25,200 円
第 3 段階 基準額×0.75	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の 合計額が 80 万円を超える者	36,684 円	37,242 円	37,800 円
第 4 段階 基準額×0.875	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者 で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以 下の者	42,798 円	43,449 円	44,100 円
第 5 段階 基準額	○市民税本人非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる者 で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を 超える者	48,912 円	49,656 円	50,400 円
第 6 段階 基準額×1.125	○市民税本人課税で、合計所得金額が 125 万円以下の者	55,026 円	55,863 円	56,700 円
第 7 段階 基準額×1.25	○市民税本人課税で、合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の者	61,140 円	62,070 円	63,000 円
第 8 段階 基準額×1.375	○市民税本人課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	67,254 円	68,277 円	69,300 円
第 9 段階 基準額×1.5	○市民税本人課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	73,368 円	74,484 円	75,600 円
第 10 段階 基準額×1.75	○市民税本人課税で、合計所得金額が 400 万円以上の者	85,596 円	86,898 円	88,200 円

【表（参）8-6】 平成 18 年度～20 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成 18～20 年度 55,200 円（年額）

段階	対象者	平成 18～20 年度 保険料年額
第 1 段階 基準額×0.5	○生活保護受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	27,600 円
第 2 段階 基準額×0.5	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者	27,600 円
第 3 段階 基準額×0.75	○市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える者	41,400 円
第 4 段階 基準額×1.0	○市民税本人非課税で同一世帯に市民税課税者がいる者	55,200 円
第 5 段階 基準額×1.25	○市民税本人課税で合計所得金額が 200 万円未満の者	69,000 円
第 6 段階 基準額×1.5	○市民税本人課税で合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の者	82,800 円
第 7 段階 基準額×1.75	○市民税本人課税で合計所得金額が 400 万円以上の者	96,600 円

【表（参）8-7】 平成 12 年度～17 年度の所得段階別保険料

保険料基準額 平成 12～14 年度 39,000 円（年額）

平成 15～17 年度 48,000 円（年額）

段階	対象者	平成 12 年 度 保険料年額	平成 13 年度 保険料年額	平成 14 年 度 保険料年額	平成 15 年度 ～17 年度 保険料年額
第 1 段階 基準額×0.5	○生活保護受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	4,875 円	14,625 円	19,500 円	24,000 円
第 2 段階 基準額×0.75	○市民税世帯非課税の者	7,313 円	21,938 円	29,250 円	36,000 円
第 3 段階 基準額×1.0	○市民税本人非課税で同一世帯に市民税課税者がいる者	9,750 円	29,250 円	39,000 円	48,000 円
第 4 段階 基準額×1.25	○市民税本人課税で合計所得金額が 250 万円未満	12,188 円	36,563 円	48,750 円	60,000 円
第 5 段階 基準額×1.5	○市民税本人課税合計所得金額が 250 万円以上	14,625 円	43,875 円	58,500 円	72,000 円

※保険料の特別対策による軽減

介護保険制度は平成 12 年 4 月 1 日から始まりましたが、制度を円滑に導入するにあたり、保険料の徴収については、以下のような特別対策がとられました。

- ・平成 12 年度の前半(4 月～9 月)6 ヶ月間は保険料徴収を行わない。
- ・平成 12 年度の後半(10 月～3 月)6 ヶ月間と平成 13 年度の前半(4 月～9 月)の保険料は半額徴収とする。

(3) 第 1 号被保険者介護保険料徴収について

① 徴収方法

第 1 号被保険者の保険料は年金天引きの特別徴収と納付書、口座振替、代理納付による普通徴収があります。

【特別徴収となる場合】

年額 18 万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、原則として年金からの天引きとなります。(ただし、老齢福祉年金、恩給等は天引きの対象とはなりません。)

また、天引き対象年金が 2 つ以上ある場合は、法定で定める優先順位により特別徴収を行います。

なお、次のような方は特別徴収の対象者にはなりません。

<対象とならない方>

- ・複数の年金合計が 18 万以上でも、天引き対象の年金が 18 万未満である方

<一定期間を経なければ特別徴収が開始されない方>

- ・新たに 65 歳に到達した方
- ・年度途中で他市町村から転入された方
- ・天引き対象年金が停止された方

現況届(年金支払元より送付されるもの)を期日内に提出されなかった場合

他の年金との併給調整がなされている場合

過去の年金記録等の判明により、年金の裁定が行われた場合

- ・年金権を担保に供している方
- ・本算定以降に保険料年額が下がった方

【普通徴収となる場合】

普通徴収者は、上記の特別徴収者以外の方となります。

(4) 介護保険料の減免

介護保険制度においては、災害や失業、死亡・障害・長期入院等によって著しく所得額が減少した方等に対して、保険料の減免を行うことができます。

また、平成 15 年 4 月から、低所得者の方々に対する減免を、平成 18 年 4 月から居住用財産を公共事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合や、債務返済のために居住用財産を譲渡し、その譲渡所得を債務の返済に充てた場合に市独自の減免を実施しています。さらに、平成 23 年 4 月からは東日本大震災で被災された方の減免の減免も実施しています。

その他にも、平成 28・29 年度は熊本地震で被災された方の減免を実施し、令和 2～4 年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による死亡又

は収入減少があった場合の減免を実施しました。

付録

- ・ 熊本市介護保険条例
- ・ 熊本市介護保険法等の施行に関する規則
- ・ 熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則
- ・ 熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・ 熊本市介護保険料減免取扱要綱
- ・ 熊本市介護認定審査会運営要綱
- ・ 熊本市地域包括支援センター運営協議会の組織及び運営に関する要綱
- ・ 熊本市地域密着型サービス運営委員会運営要綱
- ・ 熊本市居宅介護支援事業者協議会会則
- ・ 熊本市介護給付費準備基金条例

○熊本市介護保険条例〔介護保険課〕

平成12年3月30日

条例第5号

改正 平成13年3月30日条例第19号

平成14年9月25日条例第45号

平成14年12月25日条例第54号

平成15年3月17日条例第22号

平成18年3月28日条例第26号

平成20年3月18日条例第20号

平成20年9月19日条例第84号

平成21年3月26日条例第27号

平成22年3月8日条例第51号

平成23年12月19日条例第53号

平成24年3月22日条例第57号

平成27年3月6日条例第20号

平成27年7月3日条例第52号

平成29年3月24日条例第17号

平成30年3月26日条例第25号

令和元年7月2日条例第7号

令和2年3月31日条例第38号

令和2年12月18日条例第64号

令和3年3月24日条例第34号

令和3年3月24日条例第56号

令和6年3月22日条例第31号

(趣旨)

第1条 本市の行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

(保険料率)

第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,944円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,776円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,920円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 84,480円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 99,840円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに

該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,560円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 145,920円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 161,280円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176,640円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 207,360円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る

部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 222,720円

(平18条例26・全改、平21条例27・平24条例57・平27条例20・平30条例25・令元条例7・
令3条例34・令3条例56・令6条例31・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第4条 保険料の納期は、毎月末日とする。

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとに分割した金額に100円未満の端数があるときは当該端数金額の全額を、当該分割した金額が100円未満であるときはその全額を第6条第1項に規定する普通徴収に係る納期終了後に到来する最初の納期に係る金額に合算するものとする。ただし、次条第1項の規定により保険料の額を算定する納期であって第6条第1項に規定する普通徴収に係るものがある場合においては、当該納期に係る分割した金額に100円未満の端数があるときは当該端数金額の全額を、当該納期に係る分割した金額が100円未満であるときはその全額を当該納期のうち最初に到来するものに係る金額に合算するものとする。

(平13条例19・平14条例45・平29条例17・一部改正)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
 - 3 保険料の賦課期日後に第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ又は令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第6号から第14号まで又は令第39条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する者として月割りにより算定した

保険料の額との合算額とする。

- 4 前項の規定により算定した合算前の保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例26・平21条例27・平24条例57・平27条例20・令6条例31・一部改正)

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分（以下この項において「前年度分」という。）の市町村民税の課税非課税の別又は前年度分の市町村民税に係る合計所得金額及び所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を算定の基礎として第3条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額）をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(平21条例27・平29条例17・平30条例25・一部改正)

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度分の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額を決定したときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(公示送達)

第9条 法第143条により準用する地方税法第20条の2の規定による公示送達は、市役所及び各区役所の掲示場に掲示して行うものとする。

(平13条例19・追加、平21条例27・平23条例53・一部改正)

(保険料の督促)

第10条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、市長は、納期限の日の翌日から起算して30日以内に、発行の日から起算して10日以上を指定した督促状を発しなければならない。ただし、第12条の規定により介護保険料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

(平13条例19・追加)

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後に保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算しなければならない。

2 前項の延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(平13条例19・旧第9条繰下、平29条例17・一部改正)

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を当該保険料に係る納期限までに納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間に限って徴収猶予をすることができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者並びにその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(平13条例19・旧第10条繰下)

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められるときは、保険料を減免することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

(5) その他規則で定める場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者並びにその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに

その旨を市長に申告しなければならない。

(平13条例19・旧第11条繰下、平15条例22・平22条例51・一部改正)

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者については、当該取得した日から起算して15日を経過する日)までに、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該本人の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者、その世帯に属する世帯主及び世帯員の前年分の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該第1号被保険者、その世帯に属する世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者である場合においては、この限りでない。

(平13条例19・旧第12条繰下、平14条例54・平18条例26・一部改正)

(介護認定審査会の委員の定数)

第15条 熊本市介護認定審査会の委員の定数は、304人以内とする。

(平13条例19・旧第13条繰下、平24条例57・一部改正)

(報酬)

第16条 委員の報酬は、日額18,000円とする。

2 前項に定めるもののほか、委員の報酬については、熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の規定を準用する。

(平13条例19・旧第14条繰下、平15条例22・一部改正)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例26・追加)

(罰則)

第18条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第15条繰下、平18条例26・旧第17条繰下)

第19条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められた者が正当な理由なしにこれに応じないときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第16条繰下、平18条例26・旧第18条繰下・一部改正)

第20条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第17条繰下・一部改正、平18条例26・旧第19条繰下、平30条例25・一部改正)

第21条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料又は第11条第1項に規定する延滞金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第18条繰下・一部改正、平18条例26・旧第20条繰下)

第22条 第18条から前条までに規定する過料を徴収しようとする場合に発する納付書に記載される納付期限は、当該納付書を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

(平13条例19・旧第19条繰下・一部改正、平18条例26・旧第21条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率等に係る経過措置)

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,875円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 7,313円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,750円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 12,188円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 14,625円

2 第3条第2項及び前項の規定にかかわらず、第14条に規定する保険料に関する申告を行わない第1号被保険者の平成12年度における保険料率は、令第38条第2項に規定する基準額の4分の1とする。

3 平成12年度の普通徴収に係る納期について、第4条第1項を適用する場合は、同項中「毎月末日」とあるのは「10月以後毎月末日」とし、同条第2項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期を納期とすることができる」とする。

(平13条例19・一部改正)

(平成13年度における保険料率等に係る経過措置)

第3条 平成13年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 14,625円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,938円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 29,250円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 36,563円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 43,875円

2 第3条第2項及び前項の規定にかかわらず、第14条に規定する保険料に関する申告を行わない第1号被保険者の平成13年度における保険料率は、令第38条第2項に規定する基準額の4分の3とする。

3 平成13年度においては、10月から翌年3月までの納期に納付すべき保険料の額は、4月から9月までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とするものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平13条例19・一部改正)

(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合の経過措置)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該取得した日が属する月を含み、当該喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号に至った場合等の経過措置)

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を

有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ並びに第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ並びに第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から同年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月1日から同月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ並びに第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ並びに第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、同項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ並びに第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除

して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の特例)

第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平13条例19・平29条例17・平30条例25・令2条例64・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

第7条 下益城郡富合町の編入の日（以下「富合町編入日」という。）前に旧富合町介護保険条例（平成12年条例第27号。以下「旧富合町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 富合町編入日前に旧富合町条例の規定により賦課し、又は賦課すべきであった保険料の賦課徴収は、旧富合町条例の例による。
- 3 富合町編入日以後に旧下益城郡富合町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者（当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際下益城郡富合町の編入前の本市の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。）に対する平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。
- 4 富合町編入日以後に第1号被保険者の転居（本市の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）があった場合で、前項の規定により転居前及び転居後の区域に適用される保険料率が異なる場合の保険料の額は、転居前の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料の額と転居後の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月からの月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 5 富合町編入日前に法第13条の規定により旧下益城郡富合町の第1号被保険者であった者が富合

町編入日以後継続して住所地特例対象施設に入所等をしている場合の平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。

- 6 富合町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧下益城郡富合町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合及び下益城郡富合町の編入前の本市の区域内の住所地特例対象施設に入所等をするにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合の平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。
- 7 富合町編入日前に旧富合町条例の規定により旧下益城郡富合町において発行された督促状に係る督促手数料については、旧富合町条例の例による。
- 8 富合町編入日前にした旧富合町条例の規定に違反する行為及び第2項の規定により例によることとされる旧富合町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧富合町条例の例による。

(平20条例84・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

第8条 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）前に旧城南町介護保険条例（平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。）又は旧植木町介護保険条例（平成12年条例第2号）（以下「旧2町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 2町編入日前に旧2町条例の規定により賦課した、又は賦課すべきであった保険料の賦課徴収（保険料の減免を除く。）は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 3 2町編入日以後に旧下益城郡城南町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者（当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をするにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際下益城郡城南町の編入前の本市及び旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。）又は2町編入日以後に旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者（当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をするにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際鹿本郡植木町の編入前の本市及び旧下益城郡城南町の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。）に対する平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 4 2町編入日から平成22年度の保険料の賦課期日の前日までの間に第1号被保険者の転居（本市の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）があった場合で、前

項の規定により転居前及び転居後の区域に適用される保険料率が異なる場合の保険料の額は、転居前の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料の額と転居後の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月からの月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

- 5 2町編入日前に法第13条の規定により旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の第1号被保険者であった者が2町編入日以後継続して住所地特例対象施設に入所等をしている場合の平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 6 2町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧下益城郡城南町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合並びに下益城郡城南町の編入前の本市及び旧鹿本郡植木町の区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合又は2町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合並びに鹿本郡植木町の編入前の本市及び旧下益城郡城南町の区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合の平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 7 平成22年度又は平成23年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に本市の第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該取得した日を含む。以下この項において同じ。）において旧下益城郡城南町の区域内に住所を有する第1号被保険者に対する保険料率は、当該賦課期日の属する年度に限り、旧城南町条例の例による。
- 8 前項の規定により旧城南町条例の例による保険料率により平成22年度の保険料を賦課する場合における普通徴収に係る納期は、旧城南町条例の例による。
- 9 2町編入日前に旧2町条例の規定により旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町において発行された督促状に係る督促手数料については、それぞれ旧2町条例の例による。
- 10 2町編入前にした旧2町条例の規定に違反する行為及び第2項の規定により例によることとされる旧2町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ旧2町条例の例による。

（平22条例51・追加）

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

(平27条例20・追加)

(平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,780円とする。

(平27条例52・追加)

(平成30年度における保険料率の特例)

第10条の2 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,504円とする。

(平30条例25・追加、令元条例7・令2条例38・一部改正)

(令和元年度における保険料率の特例)

第10条の3 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,560円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,812円とする。

(令元条例7・追加)

(令和2年度における保険料率の特例)

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(令2条例38・追加)

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和

5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令3条例34・追加)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(令3条例34・追加)

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の7 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,888円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,416円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,536円とする。

(令6条例31・追加)

(熊本市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第11条 熊本市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第28号)は、廃止する。

(平20条例84・旧第7条繰下、平22条例51・旧第8条繰下、平27条例20・旧第9条繰下、平27条例52・旧第10条繰下)

(熊本市火災予防条例の一部改正)

第12条 熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平20条例84・旧第8条繰下、平22条例51・旧第9条繰下、平27条例20・旧第10条繰下、平27条例52・旧第11条繰下）

（熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正）

第13条 熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（平成2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平20条例84・旧第9条繰下、平22条例51・旧第10条繰下、平27条例20・旧第11条繰下、平27条例52・旧第12条繰下）

（熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 前条の規定による改正後の熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の規定は、平成12年4月1日以後に行われるホームヘルパーの派遣に係る手数料について適用し、同日前に行われたホームヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例による。

（平20条例84・旧第10条繰下、平22条例51・旧第11条繰下、平27条例20・旧第12条繰下、平27条例52・旧第13条繰下）

附 則（平成13年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第54号）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月17日条例第22号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 平成15年度における第6条第1項に規定する普通徴収の特例の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは、「その者の前年度の保険料の額が、19,500円の者にあつては24,000円、29,250円の者にあつては36,000円、39,000円の者にあつては48,000円、48,750

円の者にあつては60,000円、58,500円の者にあつては72,000円（前年度において第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、市長が定める額）」とする。

附 則（平成18年3月28日条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの

36,430円

- (2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 36,430円

- (3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 45,810円

- (4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 41,400円

- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 41,400円
- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円
- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 59,610円
(平20条例20・一部改正)

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 45,810円
- (2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 45,810円
- (3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円
- (4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 55,200円
- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 55,200円
- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての

の世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 59,610円

- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 64,030円

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 45,810円

- (2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 45,810円

- (3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円

- (4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 55,200円

- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 55,200円

- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 59,610円

- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ

れていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 64,030円

(平20条例20・追加)

(平成18年度における普通徴収の特例の適用)

- 6 平成18年度における新条例第6条第1項に規定する普通徴収の特例の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは、「その者の前年度の保険料の額が、24,000円の者にあっては27,600円、36,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年中の公的年金等の収入金額及び当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額の合計額が80万円以下のものにあっては27,600円、36,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年中の公的年金等の収入金額及び当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額の合計額が80万円を超えるものにあっては41,400円、48,000円の者にあっては55,200円、60,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が200万円未満のものにあっては69,000円、60,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が200万円以上のものにあっては82,800円、72,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が400万円未満のものにあっては82,800円、72,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が400万円以上のものにあっては96,600円（前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者にあっては、市長が定める額）」とする。

(平20条例20・旧第5項繰下)

7 略

8 略

附 則（平成20年3月18日条例第20号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第84号）

この条例は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、44,100円とする。

- 4 平成21年度における保険料率は、新条例第3条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1号に掲げる者 24,456円
- (2) 新条例第3条第2号に掲げる者 24,456円
- (3) 新条例第3条第3号に掲げる者 36,684円
- (4) 新条例第3条第4号に掲げる者 48,912円
- (5) 新条例第3条第5号に掲げる者 55,026円
- (6) 新条例第3条第6号に掲げる者 61,140円
- (7) 新条例第3条第7号に掲げる者 67,254円
- (8) 新条例第3条第8号に掲げる者 73,368円
- (9) 新条例第3条第9号に掲げる者 85,596円
- (10) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者 42,798円

- 5 平成22年度における保険料率は、新条例第3条及び附則第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1号に掲げる者 24,828円
- (2) 新条例第3条第2号に掲げる者 24,828円
- (3) 新条例第3条第3号に掲げる者 37,242円
- (4) 新条例第3条第4号に掲げる者 49,656円
- (5) 新条例第3条第5号に掲げる者 55,863円
- (6) 新条例第3条第6号に掲げる者 62,070円
- (7) 新条例第3条第7号に掲げる者 68,277円
- (8) 新条例第3条第8号に掲げる者 74,484円
- (9) 新条例第3条第9号に掲げる者 86,898円
- (10) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者 43,449円

(平成21年度から平成23年度までにおける新条例第5条第3項の適用)

- 6 平成21年度から平成23年度までにおける新条例第5条第3項の規定の適用については、同項中

「第8号イ又は」とあるのは「第8号イ若しくは」と、「至った第1号被保険者」とあるのは「至った第1号被保険者又は第1号被保険者であって令附則第11条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する第1号被保険者に該当するに至ったもの」と、「第8号まで又は」とあるのは「第8号まで若しくは」と、「いずれかに該当する者」とあるのは「いずれかに該当する者又は令附則第11条第2項に規定する第1号被保険者に該当する者」とする。

（平成21年度における新条例第6条第1項の適用）

- 7 平成21年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、27,600円の者にあつては24,456円を、41,400円の者にあつては36,684円を、45,810円の者にあつては42,798円を、50,230円の者又は55,200円の者（前年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されていない者に限る。）にあつては48,912円を、55,200円の者（前年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者に限る。））、59,610円の者又は64,030円の者にあつては55,026円を、69,000円の者にあつては61,140円を、82,800円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が300万円未満の者に限る。）にあつては67,254円を、82,800円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が300万円以上の者に限る。）にあつては73,368円を、96,600円の者にあつては85,596円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者又は新条例附則第7条第2項から第6項までの規定の適用を受けていた者にあつては、市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則（平成22年3月8日条例第51号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第53号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、39,600円とする。

- 4 令附則第17条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、55,440円とする。

（平成24年度における新条例第6条第1項の適用）

- 5 平成24年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、25,200円の者にあつては31,680円を、37,800円の者（令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者に限る。）にあつては39,600円を、37,800円の者（令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者を除く。）にあつては47,520円を、44,100円の者にあつては55,440円を、50,400円の者にあつては63,360円を、56,700円の者にあつては71,280円を、63,000円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が190万円未満の者に限る。）にあつては79,200円を、63,000円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が190万円以上の者に限る。）又は69,300円の者にあつては87,120円を、75,600円の者にあつては95,040円を、88,200円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が600万円未満の者に限る。）にあつては110,880円を、88,200円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が600万円以上の者に限る。）にあつては120,384円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者又は新条例附則第8条第7項の規定の適用を受けていた者にあつては、新条例第3条に規定する保険料率の額の範囲内において市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則（平成27年3月6日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度における新条例第6条第1項の適用)

- 3 平成27年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、31,680円の者にあつては34,200円を、39,600円の者にあつては42,756円を、47,520円の者にあつては51,300円を、55,440円の者にあつては59,856円を、63,360円の者にあつては68,400円を、71,280円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が120万円未満の者に限る。）にあつては78,660円を、71,280円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が120万円以上の者に限る。）及び79,200円の者にあつては88,920円を、87,120円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が290万円未満の者に限る。）にあつては102,600円を、87,120円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が290万円以上の者に限る。）及び95,040円の者にあつては112,860円を、110,880円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が500万円未満の者に限る。）にあつては123,120円を、110,880円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が500万円以上の者に限る。）にあつては129,960円を、120,384円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が700万円未満の者に限る。）にあつては136,800円を、120,384円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が700万円以上の者に限る。）にあつては143,640円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、新条例第3条に規定する保険料率の額の範囲内において市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則（平成27年7月3日条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第10条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則（平成29年3月24日条例第17号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第6条の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する延滞金（平成

26年1月1日以後の期間に係るものに限る。)について適用する。

附 則（平成30年3月26日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成30年度における新条例第3条及び第6条第1項の適用）

- 4 平成30年4月から同年7月までの納期に納付すべき保険料に係る新条例第3条及び第6条第1項の規定の適用については、新条例第3条第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」とあるのは「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）（以下「改正前令」という。）」と、同条第2号から第5号までの規定中「令」とあるのは「改正前令」と、同条第6号ア中「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」とあるのは「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とする。

附 則（令和元年7月2日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10条の2及び第10条の3の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日条例第38号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日条例第64号）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の熊本市介護保険条例附則第6条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金につ

いて適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月24日条例第34号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月24日条例第56号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月22日条例第31号）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○熊本市介護保険法等の施行に関する規則〔介護保険課〕

平成12年 3 月31日

規則第40号

改正 平成12年 9 月13日規則第65号

平成13年 3 月30日規則第17号

平成15年 3 月28日規則第27号

平成17年 9 月30日規則第95号

平成18年 3 月31日規則第55号

平成18年 5 月18日規則第61号

平成19年 3 月30日規則第33号

平成21年 3 月31日規則第32号

平成22年 3 月19日規則第25号

平成23年 9 月29日規則第64号

平成24年 3 月29日規則第83号

平成25年 2 月28日規則第 8 号

平成25年12月12日規則第80号

平成26年 2 月28日規則第 3 号

平成27年 3 月30日規則第42号

平成27年 7 月31日規則第60号

平成28年 3 月23日規則第14号

平成28年 7 月15日規則第90号

平成28年 9 月27日規則第100号

平成29年 3 月31日規則第30号

平成30年 3 月26日規則第18号

平成30年 7 月25日規則第60号

平成31年 3 月 6 日規則第11号

令和 2 年 3 月30日規則第42号

令和 2 年 6 月19日規則第62号

令和 3 年 3 月26日規則第21号

令和 3 年 6 月 9 日規則第52号

令和 4 年 3 月31日規則第32号

令和 5 年 3 月 31 日規則第44号

令和 6 年 3 月 29 日規則第53号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第 2 条 熊本市介護認定審査会（以下「審査会」という。）に係る政令第 9 条に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、38とする。

(平24規則83・一部改正)

(合議体を構成する委員の定数)

第 3 条 一の合議体を構成する委員の定数は、7 人以内とする。

(座長等)

第 4 条 各合議体に座長及び副座長を置き、当該合議体を構成する委員の互選により定める。

2 座長は、当該合議体を代表し、その会務を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 各合議体の会議は、その座長が招集する。

(判定業務の受託)

第 6 条 審査会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者で、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満のものに係る同法に基づく介護扶助の決定のための審査判定業務を受託することができる。

(特例居宅介護サービス費等の額)

第 7 条 法第42条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第49条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

2 法第54条第 3 項に規定する特例介護予防サービス費の額は、指定介護予防サービスに

要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

（平18規則55・平27規則42・平27規則60・平30規則60・一部改正）

（特例地域密着型介護サービス費等の額）

第7条の2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第49条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

2 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

（平18規則55・追加、平27規則60・平30規則60・一部改正）

（特例居宅介護サービス計画費等の額）

第8条 法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）により算定した額の100分の100とする。

2 法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）により算定した額の100分の100とする。

（平18規則55・平25規則80・一部改正）

（特例施設介護サービス費の額）

第9条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第49条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

(平17規則95・平27規則60・平30規則60・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費等の額)

第9条の2 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費及び法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額又は法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額
- (2) 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額から同号に規定する居住費の負担限度額を控除した額又は法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額から同号に規定する滞在費の負担限度額を控除した額

(平17規則95・追加、平27規則42・一部改正)

(サービス費等の額の特例)

第10条 法第50条各項及び第60条各項の規定によるサービス費等の額の特例（以下「サービス費等の特例」という。）に係る割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とするものとする。

- (1) 省令第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合（水害による場合を除く。） 次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度として、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合

被保険者の区分	割合
条例第3条第1号に該当する者	100分の100
条例第3条第2号及び第3号に該当する者	100分の97
条例第3条第4号から第15号までに該当する者	100分の94

- (2) 省令第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合（水害により床上浸水の損害を受けた場合に限る。） 次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合

被保険者の区分	割合
条例第3条第1号に該当する者	100分の100
条例第3条第2号及び第3号に該当する者	100分の97
条例第3条第4号から第15号までに該当する者	100分の94

- (3) 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までに

掲げる事由に該当する場合（前年中の収入額に対する当該年中の収入額又は収入の見込み額が2分の1以上減少すると認められるときに限る。） 次の表の左欄に掲げる前年中の収入額に応じて同表の右欄に掲げる割合

前年中の収入額	割合
150万円以下	100分の100
150万円を超え300万円以下	100分の97
300万円を超え450万円以下	100分の97
450万円を超えるとき	100分の94

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第2号被保険者が同項第1号及び第2号の被保険者の区分に該当する場合のサービス費等の特例に係る割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度とし、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合とする。

第2号被保険者の区分	割合
(1) 被保護者（生活保護法第6条第1項の被保護者をいう。）及び要保護者（同条第2項の要保護者をいう。）であって、サービス費等の特例に係る右欄の割合を適用されたならば保護を必要としなくなる者	100分の100
(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市町村民税を課されていない者並びにサービス費等の特例に係る右欄の割合を適用されたならば保護を必要としなくなる者	100分の97
(3) 前2号に該当しない者	100分の94

（平18規則55・平21規則32・平24規則83・平27規則42・平27規則60・平28規則100・令6規則53・一部改正）

（特例適用申請）

第11条 サービス費等の特例の適用を受けようとする者は、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合 官公署の発行する罹災証明書その他の損害の内容、程度等を確認できるもの
- (2) 前条第1項第3号に該当する場合 給与の明細書、年金額を証明する書類その他収

入の種類及び当該年中の収入額等を確認できるもの

(平28規則100・一部改正)

(特例適用期間)

第12条 サービス費等の特例を適用する期間は、前条第1項の申請書が提出された日の属する月の初日から申請書が提出された日の属する年度の末日までとする。

2 第10条第1項第1号及び第2号又は同条第2項に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該事由の発生した月の翌月から12月を限度とし、サービス費等の特例を適用することができる。

(平21規則32・平28規則100・一部改正)

(保険料の減免)

第13条 条例第13条の規定による保険料の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第13条第1項第1号に掲げる場合（水害による場合を除く。）に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の当該保険料の賦課期日の属する年（当該日が1月1日から3月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。）の前年の合計所得金額（条例第3条第6号アに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が600万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に、次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度として、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	割合
条例第3条第1号から第3号までに該当する者	10分の10
条例第3条第4号から第11号までに該当する者	10分の4

(2) 条例第13条第1項第1号に掲げる場合（水害により、床上浸水の損害を受けた場合に限る。）に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	割合
条例第3条第1号から第3号までに該当する者	10分の10
条例第3条第4号から第11号までに該当する者	10分の4

(3) 条例第13条第1項第2号から第4号までに掲げる場合に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場

合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表に掲げる被保険者の区分に応じて同表の収入の区分に掲げる割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	収入の区分	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が4分の1以上2分の1未満減少するとき。	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が2分の1以上減少するとき。
	収入の区分	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が4分の1以上2分の1未満減少するとき。	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が2分の1以上減少するとき。
条例第3条第1号から第3号までに該当する者		20分の10	20分の20
条例第3条第4号から第11号までに該当する者		20分の5	20分の10

2 条例第13条第1項第5号に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定めるところにより、保険料の減免を行うものとする。

- (1) 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合
当該拘禁の期間に係る保険料全額の免除
- (2) 第1号被保険者が条例第3条第2号又は第3号に該当する場合であって、生活保護法第8条の基準を参酌して市長が生活に困窮していると認める場合 条例第3条第1号に定める額に相当する額に減額
- (3) その他市長が特別の事由があると認める場合 市長が定める額に減額
(平13規則17・平15規則27・平18規則55・平18規則61・平21規則32・平24規則83・平27規則42・平28規則90・平29規則30・平30規則18・令6規則53・一部改正)

(減免申請)

第14条 保険料の減免を受けようとする者は、別に定める減免に係る申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 減免申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 官公署の発行する罹災証明書^りその他損害の内容、程度等を確認できるもの

(2) 前条第1項第3号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 給与の明細書、年金額を証明する書類その他の収入の種類及び賦課期日所属年の前年中の総収入金額及び賦課期日所属年中の総収入金額又はその見込額を確認できるもの

ウ 収入の減少の原因となった事由を確認できるもの

(3) 前条第2項第1号に該当する場合 刑事施設又は労役場その他これらに準ずる施設の発行する在所証明書等その他当該施設に拘禁されていることを確認できるもの

(4) 前条第2項第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入状況等申告書

イ 収入状況等の調査に関する同意書

ウ 生活困窮の状態を確認できる書類

(5) 前条第2項第3号に該当する場合 収入状況等の調査に関する同意書その他の市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に定められた添付書類の提出がなされなかった場合は、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、期間内に補正がなされない場合は、申請を却下することができる。

(平15規則27・平22規則25・平28規則90・平29規則30・一部改正)

(減免の適用期間)

第15条 第13条第1項の規定により減免の対象となる保険料の額は、当該年度の保険料のうち、減免申請書が提出された日以後に納期（特別徴収に係る保険料の減免については、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払の日をいう。以下同じ。）が到来する保険料の額とする。

2 第13条第1項第1号及び第2号に該当する場合における保険料の減免は、前項の規定にかかわらず、当該年度を超えて行うことができるものとする。この場合において、減免の対象となる期間は、当該事由の発生した月の翌月から12月を限度とする。

3 第13条第2項に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、当該年度（同条第2項第1号に該当する場合にあっては、当該拘禁の期間）の保険料のうち、減免申請書が提出された日前に納期が到来している保険料についても保険料を減免できるものとする。ただし、既に当該年度の保険料の全額を普通徴収の方法により納付している場合を除く。

4 市長が特に必要と認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、減免申請書が提出された日前に納期が到来している保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）についても保険料を減免できるものとする。

（平22規則25・一部改正）

（決定通知）

第16条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免について決定したときは、当該申請者に速やかに通知しなければならない。

（減免事由消滅等の届出）

第17条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、その旨を直ちに市長に届出なければならない。

（サービス費等の特例の適用又は保険料の減免の取消し）

第18条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、これらの決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によりサービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けたと認められるとき。
- (2) 資力の回復その他事情の変化によって、サービス費等の特例の適用又は保険料の減免の要件に該当しないこととなったとき。

（平15規則27・全改）

第19条 削除

（平18規則55）

（徴収職員）

第20条 市長又はその委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）は、介護保険料の賦課徴収及びそのための調査又は検査、介護保険料の滞納処分並びに介護保険料の犯則事件の調査を行う。

- 2 徴収職員は、前項の規定に関する事務を行う場合においては、介護保険料徴収職員証（様式第1号）及び熊本市職員証に関する訓令（平成17年訓令第7号）に規定する職員証その他の本市の職員であることを示す証明書（本人の写真を添付したものに限る。）を携帯し、関係人の請求があったときには、これらを併せて提示しなければならない。

（平12規則65・追加、平19規則33・平22規則25・一部改正）

（雑則）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12規則65・旧第20条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

2 平成21年度における第13条の規定の適用については、同条第1項第1号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで、旧城南町介護保険条例（平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。）第2条第1号から第3号まで又は旧植木町介護保険条例（平成12年条例第2号。以下「旧植木町条例」という。）第4条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで、旧城南町条例第2条第4号から第6号まで又は旧植木町条例第4条第4号から第8号まで」とし、同項第2号及び第3号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで、旧城南町条例第2条第1号から第3号まで又は旧植木町条例第4条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで、旧城南町条例第2条第4号から第6号まで又は旧植木町条例第4条第4号から第8号まで」とし、同条第2項第2号中「条例第3条第3号」とあるのは「条例第3条第3号、旧城南町条例第2条第3号又は旧植木町条例第4条第3号」と、「条例第3条第1号」とあるのは「条例第3条第1号、旧城南町条例第2条第1号又は旧植木町条例第4条第1号」とする。

(平22規則25・追加)

3 平成22年度及び平成23年度における第13条の規定の適用については、同条第1項第1号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで又は旧城南町介護保険条例（平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。）第2条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで又は旧城南町条例第2条第4号から第6号まで」とし、同項第2号及び第3号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで又は旧城南町条例第2条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで又は旧城南町条例第2条第4号から第6号まで」とし、同条第2項第2号中「条例第3条第3

号」とあるのは「条例第3条第3号又は旧城南町条例第2条第3号」と、「条例第3条第1号」とあるのは「条例第3条第1号又は旧城南町条例第2条第1号」とする。

(平22規則25・追加)

(熊本市介護認定審査会に関する規則の廃止)

- 4 熊本市介護認定審査会に関する規則（平成11年規則第59号）は、廃止する。

(平22規則25・旧第2項繰下)

(被災被保険者に係るサービス費等の特例等)

- 5 被災被保険者（法第9条に規定する被保険者で、平成23年3月11日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有し、かつ、当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が同条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）による被害を受けたものをいう。以下同じ。）に係るサービス費等の特例に係る割合は、第10条の規定にかかわらず、100分の100とする。

(平23規則64・追加)

- 6 前項に規定するサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、第11条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申請書に被災被保険者に該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平23規則64・追加)

- 7 附則第5項に規定するサービス費等の特例を適用する期間は、第12条の規定にかかわらず、同項に規定するサービス費等の特例に係る第11条第1項の申請書が提出された日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

- (1) 次に掲げる被災被保険者 令和7年2月28日

ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による指示において設定された帰還困難区域に該当するため避難を行っている者

イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域（平成27年4月1日前に指定が解除されたものに限る。）に該当したため、又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定し

- た地点をいう。以下同じ。)(平成26年4月1日以後に指定が解除されたものに限る。)に存する住居に居住していたため避難を行っている者(以下「旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- ウ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため、又は特定避難勧奨地点(平成26年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に存する住居に居住していたため避難を行っている者(以下「旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- エ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域(平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「平成27年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- オ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域(平成28年4月1日以後平成30年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「平成28年度及び平成29年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- カ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域(平成31年4月1日以後令和2年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「令和元年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- キ 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の2第1項の特定避難指示区域(同条第6項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和4年4月1日以後令和5年4月2日前に指定が解除されたものの区域に限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「令和4年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。))のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- ク 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の特定避難指示区域(同条第6項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和5年4月2日以後令和6年4月1日前に指定が解除されたものの区域に限る。)に該当したため避難を行って

いる者（以下「令和５年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が633万円未満のもの

- (2) 令和５年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和６年９月30日
- (3) 令和４年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和５年９月30日
- (4) 令和元年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和２年９月30日
- (5) 平成28年度及び平成29年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成29年９月30日
- (6) 平成27年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成28年９月30日
- (7) 旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成27年９月30日
- (8) 旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成26年９月30日
- (9) 前各号に掲げる者以外の被災被保険者 平成24年９月30日
(平26規則３・全改、平27規則42・平28規則14・平29規則30・平30規則18・平31規則11・令２規則42・令３規則21・令４規則32・令５規則44・令６規則53・一部改正)

(被災被保険者に係る減免の基準等の特例等)

- 8 被災被保険者（附則第10項の期間を経過していない者に限る。）に係る条例第13条の規定による保険料の減免の割合は、第13条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第１号イからカまでに規定する区域又は地点であって平成27年にその指定が解除されたものの被災被保険者 10分の５
- (2) 前号に掲げる者以外の被災被保険者 10分の10

(平23規則64・追加、令５規則44・令６規則53・一部改正)

- 9 前項に規定する保険料の減免の適用を受けようとする者は、第14条第２項の規定にかかわらず、減免申請書に被災被保険者に該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって

確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平23規則64・追加)

- 10 第15条第2項後段の規定にかかわらず、附則第8項に規定する保険料の減免を受ける者の減免の対象となる期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる期間を限度とする。この場合において、第15条第4項中「保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）」とあるのは「保険料」とする。

- (1) 附則第7項第1号（イ及びウを除く。）に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から168月
- (2) 附則第7項第1号イ及びウに規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から156月
- (3) 附則第7項第2号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から162月
- (4) 附則第7項第3号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から150月
- (5) 附則第7項第4号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から114月
- (6) 附則第7項第5号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から78月
- (7) 附則第7項第6号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から66月
- (8) 附則第7項第7号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から54月
- (9) 附則第7項第8号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から42月
- (10) 附則第7項第9号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から18月

(平24規則83・全改、平25規則8・平26規則3・平27規則42・平28規則14・平29規則30・平30規則18・平31規則11・令2規則42・令3規則21・令4規則32・令5規則44・令6規則53・一部改正)

(熊本地震被災被保険者に係る保険料の減免の特例等)

- 11 熊本地震被災被保険者（法第9条に規定する被保険者で、平成28年熊本地震による被

害を受けたものをいう。)に係る条例第13条の規定による保険料の減免の額は、第13条に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる区分並びに次の各号に掲げる区分のうち2以上に該当するときは、これらのうちその者に最も有利な区分によるものとする。

- (1) 平成28年熊本地震により、第1号被保険者の居住に係る住居が、本市が行う平成28年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊又は半壊に相当する程度の損害を受けたと認められる場合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

損害の程度	割合
全壊に相当するとき。	10分の10
大規模半壊又は半壊に相当するとき。	10分の5

- (2) 平成28年熊本地震により、熊本地震が発生した時における第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）が死亡し、障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となり、又は負傷若しくは疾病により重態となった場合 全額

- (3) 平成28年熊本地震により、生計維持者の賦課期日所属年の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額、給与所得に係る総収入金額又は山林所得に係る総収入金額（以下この号において「事業収入等」という。）のいずれかにつき減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が平成27年の当該事業収入等の10分の3以上となる減少が見込まれ、かつ、生計維持者の平成27年の合計所得金額のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成27年の所得の合計額を乗じて得た額を生計維持者の平成27年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

生計維持者の平成27年の合計所得金額	割合
190万円以下	10分の10
190万円を超えるとき。	10分の8（生計維持者の事業の廃止、失業等により当分の間収入を得ることができない場合にあっては、10分の

- (4) 平成28年熊本地震により生計維持者が行方不明となった場合 全額
 (平28規則90・追加、平29規則30・平30規則60・令2規則62・令3規則21・一部改正)

12 前項前段の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を減免申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 第14条第2項第1号に掲げる書類
 (2) 前項第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 死亡診断書、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。）、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。）、医師の診断書その他の死亡し、障害者となり、又は負傷若しくは疾病により重態となったことを確認できるもの

- (3) 前項第3号に該当する場合 第14条第2項第2号に掲げる書類
 (4) 前項第4号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 警察署長に提出した行方不明者に係る届出その他行方不明であることを確認できるもの

(平28規則90・追加)

13 第15条の規定にかかわらず、附則第11項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により第13条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受ける者の減免の対象となる保険料の額は、平成28年度分の保険料の額及び平成29年度分の保険料のうち平成29年9月30日までの間に納期が到来する保険料の額とする。この場合において、第15条第4項中「保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）」とあるのは、「保険料」とする。

(平28規則90・追加、平29規則30・一部改正)

(熊本地震被災被保険者に係るサービス費等の特例等)

14 熊本地震被災被保険者であって、平成28年熊本地震により次の各号のいずれかに該当することとなったものに係るサービス費等の特例に係る割合は、第10条の規定にかかわらず、100分の100とする。

- (1) その居住に係る住居の全壊若しくは半壊又はこれに準ずる被災があったこと。
- (2) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったこと。
- (3) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が行方不明であること。
- (4) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業を廃止し、又は休止したこと。
- (5) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が失業したことに
より収入を得ることができないこと。

(平28規則100・追加、平29規則30・一部改正)

15 前項の規定によるサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を第11条第1項の申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 第11条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に該当する場合 次に掲げる書類
 - ア 収入状況等申告書
 - イ 収入等の調査に関する同意書
 - ウ 死亡診断書、医師の診断書その他の死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったことを確認できるもの
- (3) 前項第3号に該当する場合 次に掲げる書類
 - ア 収入状況等申告書
 - イ 収入等の調査に関する同意書
 - ウ 警察署長に提出した行方不明者に係る届出その他行方不明であることを確認できるもの
- (4) 前項第4号に該当する場合 次に掲げる書類
 - ア 収入状況等申告書
 - イ 収入等の調査に関する同意書

ウ 登記事項証明書、公的機関に提出した届出書の写しその他の事業を廃止し、又は
休止したことを確認できるもの

(5) 前項第5号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入状況等申告書

イ 収入等の調査に関する同意書

ウ 雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条
の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証をいう。）、事業主等による証明書その
他の失業したことにより収入を得ることができないことを確認できるもの

（平28規則100・追加）

16 第11条の規定は、平成28年9月30日までの間に受けた介護サービスに対し附則第14項
の規定によるサービス費等の特例の適用をする場合については、適用しない。この場合
において、同項に規定するサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、同項各号
のいずれかに該当する旨を介護サービス事業者に申し出なければならない。

（平28規則100・追加）

17 次に掲げる者に係るサービス費等の特例は、第12条の規定にかかわらず、平成28年4
月1日から平成29年9月30日までの間に受けた介護サービスについて適用する。

(1) 附則第14項の規定によるサービス費等の特例の適用を受ける者

(2) 熊本地震被災被保険者であって、第10条に規定するサービス費等の特例の適用を受
ける者（熊本地震に起因して同条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった者
に限る。）

（平29規則30・全改）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特
例等）

18 法第9条に規定する被保険者であって新型コロナウイルス感染症の影響により収入が
減少したもの等に係る条例第13条の規定による保険料の減免の額は、第13条に規定する
もののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場
合において、同条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる区分並びに次の各号に掲げる
区分のうち2以上に該当するときは、これらのうちその者に最も有利な区分によるもの
とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として
維持する者（以下この項及び次項において「生計維持者」という。）が死亡し、又は

重篤な傷病を負った場合 全額

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の令和4年の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額、給与所得に係る総収入金額又は山林所得に係る総収入金額（以下この号において「事業収入等」という。）のいずれかにつき減少額（保険金、損害賠償金その他これらの類するものにより補填される部分の金額を除く。）が令和3年の当該事業収入等の10分の3以上となる減少が見込まれ、かつ、生計維持者の令和3年の合計所得金額（政令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得の合計額を乗じて得た額を生計維持者の令和3年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

生計維持者の令和3年の合計所得金額	割合
210万円以下	10分の10
210万円を超えるとき。	10分の8

- (3) 前号に掲げる場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者が事業等を廃止し、又は失業したとき 全額

（令2規則62・追加、令3規則52・令4規則32・一部改正）

- 19 前項前段の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を減免申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 死亡診断書、医師の診断書その他の死亡し、又は重篤な傷病を負ったことを確認できるもの

- (2) 前項第2号に該当する場合 第14条第2項第2号に掲げる書類

- (3) 前項第3号に該当する場合（生計維持者が事業等を廃止した場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 登記事項証明書、消費税法（昭和63年法律第108号）第57条第1項の規定により税

務署長に提出した届出書（同項第3号に該当することとなったことにより提出したものに限る。）の写し、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に提出した届出書（事務所、事業所等を廃止したことにより提出したものに限る。）の写しその他の事業等を廃止したことを確認できるもの

(4) 前項第3号に該当する場合（生計維持者が失業した場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則第17条第1項の離職票をいう。）の写し、雇用保険受給資格者証（同令第19条第3項の受給資格者証をいう。）の写し、事業主等による証明書その他の失業したことを確認できるもの

（令2規則62・追加）

20 第15条の規定にかかわらず、附則第18項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により第13条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受ける者の減免の対象となる保険料の額は、令和4年度分の保険料のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期が到来する保険料の額とする。この場合において、第15条第4項中「保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）」とあるのは、「保険料」とする。

（令2規則62・追加、令3規則52・令4規則32・一部改正）

附 則（平成12年9月13日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第27号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第95号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日規則第61号）

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に使用されている第6条による改正前の熊本市介護保険法等の施行に関する規則様式第1号に基づく介護保険料徴収吏員証は、第6条による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則様式第1号に基づく介護保険料徴収職員証とみなす。

附 則 (平成21年3月31日規則第32号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成23年度までにおけるこの規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第10条及び第13条の規定の適用については、新規則第10条第1項第1号及び第2号並びに第13条第1項第1号から第3号までの規定中「条例第3条第4号から第9号までに該当する者」とあるのは、それぞれ「条例第3条第4号から第9号までに該当する者及び政令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」とする。

附 則 (平成22年3月19日規則第25号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第14条第2項、第15条、第20条第2項及び様式第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日規則第64号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成23年3月12日から適用する。
- 2 平成23年3月12日からこの規則の施行の日の前日までの間に介護保険法（平成9年法律第123号）第50条各号に掲げる介護給付を受けた新規則附則第5項に規定する被災被保険者が、同項に規定するサービス費等の特例の適用を受けた場合における新規則附則第7項の規定の適用については、同項中「同項に規定するサービス費等の特例に係る第11条第1項の申請書が提出された日」とあるのは、「平成23年3月12日から熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（平成23年規則第64号）の施行の日の前日までの間に法第50条各号に掲げる介護給付を受けた日」とする。

附 則 (平成24年3月29日規則第83号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成26年度までにおけるこの規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第10条及び第13条の規定の適用については、新規則第10条第1項第1号及び第2号中「条例第3条第3号に該当する者」とあるのは「条例第3条第3号に該当する者並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、「条例第3条第4号から第10号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第4号から第10号までに該当する者並びに政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、新規則第13条第1項第1号から第3号までの規定中「条例第3条第1号から第3号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第1号から第3号までに該当する者並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、「条例第3条第4号から第10号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第4号から第10号までに該当する者並びに政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、同条第2項第2号中「条例第3条第3号」とあるのは「条例第3条第3号並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」とする。

附 則（平成25年2月28日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月12日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第3号）

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）附則第7項の規定は、この規則の施行の日以後のサービス費等の特例について適用し、同日前のサービス費等の特例については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第10項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月30日規則第42号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 9 条の 2 並びに附則第 7 項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日規則第60号）

この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7 月15日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 9 月27日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第14項の規定は平成28年 4 月 1 日から、改正後の規則附則第17項の規定は平成29年 3 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に熊本市介護保険法等の施行に関する規則附則第11項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により同規則第13条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受ける者から同規則第14条第 1 項の規定により提出されている平成28年度分の保険料の減免申請書は、平成28年度分の保険料及び平成29年度分の保険料の減免申請書とみなす。この場合において、当該減免の申請に係る平成29年度分の保険料について附則第11項後段の規定により同規則第13条第 1 項各号に掲げる区分により減免がされるときは、同項第 1 号中「当該保険料の賦課期日の属する年（当該日が 1 月 1 日から 3 月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。）の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年の合計所得金額」と、同項第 3 号中「賦課期日所属年の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年の合計所得金額」と、「賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額」とあるのは「平成27年中の収入額又は平成28年中の収入額に対する平成29年中の収入額」と読み替えるものとする。
- 3 熊本地震被災被保険者（附則第 2 項に規定する者を除く。）に係る平成29年度分の保

保険料について熊本市介護保険法等の施行に関する規則附則第11項後段の規定により同規則第13条第1項各号に掲げる区分により減免がされるときは、同項第1号中「当該保険料の賦課期日の属する年（当該日が1月1日から3月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。）の前年合計所得金額」とあるのは「平成27年又は平成28年の合計所得金額」と、同項第3号中「賦課期日所属年の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年又は平成28年の合計所得金額」と、「賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額」とあるのは「平成27年中の収入額又は平成28年中の収入額に対する平成29年中の収入額」と読み替えるものとする。

- 4 この規則の施行の際現に改正後の規則附則第7項各号に掲げる者から、この規則による改正前の熊本市介護保険法等の施行に関する規則第12条又は附則第17項に規定する期間に係る特例の適用の申請をするために提出されている申請書は、改正後の規則附則第17項に規定する期間に係る特例の適用の申請のために提出された申請書とみなす。

附 則（平成30年3月26日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第1号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月25日規則第60号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、附則第11項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月6日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月19日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第11項及び第18項から第20項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月9日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第18項及び第20項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度分の保険料であって、令和2年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則中附則第7項第1号及び第10項第1号の改正規定は公布の日から、附則第18項第2号及び第20項の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第18項第2号及び第20項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の保険料であって、令和3年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第7項、第8項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 令和 5 年度分の保険料であって、令和 5 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより令和 6 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 20 条関係）

（平 12 規則 65・追加、平 19 規則 33・平 22 規則 25・一部改正）

様式第1号(第20条関係)

(表)

第	号
介護保険料徴収職員証	
熊本市	
課名	
職名	
氏名	
(年 月 日生)	
(本証の有効期間は、現職在任期間とする。)	
年 月 日 発行	
熊本市長	
印	

縦 6.3センチメートル

横 9.2センチメートル

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、介護保険料の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときには、何時でもこれを提示しなければならない。
3 本証を他人に貸与若しくは譲渡し、又は改ざんしてはならない。

○熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則〔高齢福祉課〕

平成18年3月31日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則35・一部改正)

(指定を受けたことの標示)

第2条 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平21規則14・令6規則35・一部改正)

(雑則)

第3条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則57・旧第7条繰上、令6規則35・旧第6条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則に規定する指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成21年3月23日規則第14号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第35号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス
事業所の指定等に関する規則〔介護事業指導課〕

平成18年3月31日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指
定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等
に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則25・一部改正)

(指定を受けたことの標示)

第2条 法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定により指定を受け
た者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平21規則14・令6規則25・一部改正)

(雑則)

第3条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地
域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定め
る。

(平21規則57・旧第8条繰上、令6規則25・旧第7条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則に規定する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防
サービス事業所の指定に関し必要な手続は、この規則の施行日前においても行うこ
とができる。

附 則（平成21年3月23日規則第14号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第25号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成15年	3月14日	市長決裁
改正	平成16年	3月29日	市長決裁
	平成17年	3月30日	市長決裁
	平成18年	4月	1日市長決裁
	平成18年	5月23日	健康福祉局長決裁
	平成21年	3月31日	高齢介護福祉課長決裁
	平成22年	4月	1日健康福祉局長決裁
	平成22年	6月	1日高齢介護福祉課長決裁
	平成24年	4月	1日高齢介護福祉課長決裁
	平成27年	4月	1日高齢介護福祉課長決裁
	平成27年	9月29日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	3月30日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第13条及び熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成12年規則第40号。以下「規則」という。）第13条から第18条までの規定による保険料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 規則第13条第2項第1号に規定する「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された」者は、刑の確定にかかわらず、逮捕に引き続き30日以上、身体の抑留又は拘束を受けている第1号被保険者とする。

2 規則第13条第2項第2号に規定する「市長が生活に困窮していると認める」者は、次の各号のいずれにも該当する第1号被保険者とする。

- (1) 保険料の所得段階区分が第2段階又は第3段階（条例第3条第1項第2号又は第3号に掲げる区分）であること。
- (2) 世帯（同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、同一世帯とする。）の申請年の年間収入見込額（給与、年金、事業所得等を含む全ての収入）が別表1に基づき算定した額（以下「基準額」という。）の範囲内であること。
- (3) 市民税を課税されている者が被保険者となっている健康保険等の医療保険において、被扶養者となっていないこと。
- (4) 第1号被保険者及びその世帯に属する者の預貯金の合計額が、単身世帯で200万円、2人世帯で400万円、3人世帯以上で500万円の額を超えないこと。
- (5) 第1号被保険者及びその世帯に属する者が、居住用以外に処分可能な土地及び家屋を有していないこと。
- (6) 減免申請時点において、介護保険料の滞納がないこと。ただし、納付相談のうえ、納付誓約書の提出がある場合は、この限りでない。

3 規則第13条第2項第3号に規定する「市長が特別の事由があると認める場合」は次の各号に掲げる場合とし、「市長が定める額」はそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が債務返済のため居住用財産を譲渡し、その譲渡所得を債務の返済に充て、そ

の譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合 債務の返済に充てた費用の範囲内で、当該所得を控除し、算定した額

(2) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業のために国又は地方公共団体に譲渡等したことにより、譲渡所得及び一時所得を取得し、その譲渡所得及び一時所得に対し保険料が賦課されている場合 当該所得を控除し、算定した額

(3) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を譲渡したことにより、譲渡所得を取得し、当該譲渡所得の生じた日の前後1年以内に当該譲渡所得を自らの居住用財産の取得に充て、現に居住する場合であって、当該譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合（前号に該当する場合を除く。） 居住用財産の取得に充てた費用の範囲内で、当該所得を控除し、算定した額

（年間収入の算定方法）

第3条 前条第2項第2号に規定する世帯の申請年の年間収入見込額は、次に掲げる区分によりそれぞれ算定し、それらを合算するものとする。

- (1) 給与（別表2に掲げる額を控除後の額）及び年金の収入額
- (2) 事業所得、不動産所得等の所得金額（必要経費を控除した額）
- (3) 前2号に掲げる以外の収入金額

2 前条第2項第2号に規定する世帯の申請年の年間収入見込額の算定に当たっては、次の各号に掲げるもののうち当該第1号被保険者の居住用の土地及び家屋に係る部分を控除するものとする。

- (1) 地代及び家賃（家賃については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額を上限とする。）
- (2) 固定資産税

（申請の方法）

第4条 減免の申請は、原則として本人又は家族が行うこととする。それ以外の代理人が申請する場合には、委任状を必要とする。

（申請に必要な書類）

第5条 規則第14条第1項に規定する減免申請書は、様式第1号とする。

2 規則第14条第2項に規定する減免申請に係る添付書類は、別表3に掲げるとおりとする。

（減免の適用期間）

第6条 保険料の減免は、当該年度のうち、減免申請書が提出された日以後に納期が到来する保険料について行うものとする。

2 規則第13条第2項に該当する者の保険料の減免は、前項の規定にかかわらず、年度初日まで遡って適用するものとする。

3 規則第13条第2項第1号又は第2号に該当する者で当該減免の理由となる状態が翌年度以降も継続し、保険料の減免を受けようとするものは、年度ごとに減免の申請を行わなければならない。ただし、減免後の保険料に未納がある場合には、完納を申請の条件とする。

（減免の決定）

第7条 保険料減免の申請がなされた場合には、審査のうえ、速やかに申請者に対して決定内容を通知する。ただし、当該年度の保険料減免は、当該年度分の保険料確定日に決定するため、当該年度の保険料確定日前になされた申請に関しては、決

定を保留することができる。

(減免理由が2以上の場合)

第8条 条例第13条第1項各号のいずれか2つ以上に該当する者については、当該者に係る減免後の保険料の額が最も小さくなるものを適用する。

(口座振替の勧奨)

第9条 普通徴収の対象者が減免を適用された場合は、口座振替の利用を勧奨する。

(留意事項)

第10条 規則第13条第2項第2号に規定する減免は、利用料までは波及しないため、高額介護サービス費等、利用料までの減免が必要な場合には、従前の「生活保護境界層判定」を活用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日から平成15年6月16日までに行われた規則第13条第2項第2号に規定する保険料減免の申請に係る減額の適用については、平成15年4月からとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

介護保険料減免基準額

単位：円

	収入基準額 (年額)	預貯金基準額
単身世帯	1,000,000	2,000,000
2人世帯	1,500,000	4,000,000
3人世帯	2,000,000	5,000,000
4人世帯	2,500,000	5,000,000
以後1人増えるごとに500,000円加算		

※障害者加算

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章の2の規定に定める障害者加算の対象者がいる場合は、同基準に基づき算定した額を収入基準額に加算する。

別表2（第3条関係）

給与収入基礎控除額表	収入金額別区分		1人目	2人目以降
	0	～ 8,000	0	～ 8,000
	8,001	～ 8,339	8,001	～ 8,339
	8,340	～ 11,999	8,340	～ 8,000
	12,000	～ 15,999	9,030	～ 8,000
	16,000	～ 19,999	9,720	～ 8,260
	20,000	～ 23,999	10,410	～ 8,850
	24,000	～ 27,999	11,100	～ 9,440
	28,000	～ 31,999	11,780	～ 10,010
	32,000	～ 35,999	12,470	～ 10,600
	36,000	～ 39,999	13,160	～ 11,190
	40,000	～ 43,999	13,850	～ 11,770
	44,000	～ 47,999	14,540	～ 12,360

48,000	～	51,999	15,220	12,940
52,000	～	55,999	15,910	13,520
56,000	～	59,999	16,600	14,110
60,000	～	63,999	17,290	14,700
64,000	～	67,999	17,980	15,280
68,000	～	71,999	18,660	15,860
72,000	～	75,999	19,350	16,450
76,000	～	79,999	20,040	17,030
80,000	～	83,999	20,730	17,620
84,000	～	87,999	21,420	18,210
88,000	～	91,999	22,100	18,790
92,000	～	95,999	22,570	19,180
96,000	～	99,999	22,940	19,500
100,000	～	103,999	23,220	19,740
104,000	～	107,999	23,510	19,980
108,000	～	111,999	23,800	20,230
112,000	～	115,999	24,080	20,470
116,000	～	119,999	24,370	20,710
120,000	～	123,999	24,660	20,960
124,000	～	127,999	24,940	21,200
128,000	～	131,999	25,230	21,450
132,000	～	135,999	25,520	21,690
136,000	～	139,999	25,800	21,930
140,000	～	143,999	26,090	22,180
144,000	～	147,999	26,370	22,410
148,000	～	151,999	26,660	22,660
152,000	～	155,999	26,950	22,910
156,000	～	159,999	27,280	23,190
160,000	～	163,999	27,550	23,420
164,000	～	167,999	27,890	23,710
168,000	～	171,999	28,090	23,880
172,000	～	175,999	28,380	24,120
176,000	～	179,999	28,750	24,440
180,000	～	183,999	28,950	24,610
184,000	～	187,999	29,240	24,850
188,000	～	191,999	29,530	25,100
192,000	～	195,999	29,810	25,340
196,000	～	199,999	30,200	25,670
200,000	～	203,999	30,200	25,670
204,000	～	207,999	30,200	25,670
208,000	～	211,999	30,200	25,670
212,000	～	215,999	30,200	25,670
216,000	～	219,999	30,200	25,670
220,000	～	223,999	30,200	25,670
224,000	～	227,999	30,200	25,670
228,000	～	231,999	30,200	25,670
232,000	～	235,999	30,200	25,670
236,000	～	239,999	30,200	25,670
240,000	～		30,200	25,670

別表3（第5条関係）

区 分		必要な書類
条例第13条第1項第1号から第4号までに掲げる場合	共 通	収入等の調査に関する同意書 （当該年の収入（見込み）が分かるもの） 源泉徴収票 年金支払（振込）通知書 雇用保険の受給者証 給与明細書
	第1号に掲げる場合	り災証明書 被害箇所の写真等状況の分かるもの
	第2号に掲げる場合	障害者手帳 診断書 生命保険等の支払通知書
	第3号に掲げる場合	銀行取引停止処分通知 離職証明書
	第4号に掲げる場合	被害証明書（共済加入の有無）
規則第13条第2項第1号に掲げる場合		在所証明書
規則第13条第2項第2号に掲げる場合		収入等の調査に関する同意書 収入状況等申告書 （当該年の収入（見込み）が分かるもの） 給与明細書 源泉徴収票 年金支払（振込）通知書 雇用保険の受給者証 預貯金通帳の写し 健康保険証の写し 賃貸借契約書、地代家賃証明書等地代や家賃等の状況が分かるもの 資産の状況の分かるもの 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書等 障害者加算の対象者に該当することを確認できるもの

規則第13条第2項 第3号に掲げる場合 (要綱第2条第3項 各号に掲げる場合)	収入等の調査に関する同意書 (住居等を譲渡し債務返済、代替資産の取得又は新たな住居を購入したことを確認できるもの) 不動産売買契約書 債務返済又は代替資産購入の領収書 債務返済の場合は、契約書等その事実を確認できるもの 資産購入の場合は、資産購入の登記簿(抄)本等、資産購入を確認できるもの 転居の事実(現住所)が分かるもの(住民票、賃貸借契約書等) 確定申告書の控え
--	---

※ 上記のうち該当するものを添付すること。

また、上記以外でも規則第14条第2項各号に掲げる区分に応じ、必要と認められるものを添付すること。

介護保険料減免申請書

年 月 日

氏名		被保険者との関係	
住所	〒 電話番号（ ） -		

熊本市長（宛）
次のとおり、年度介護保険料の減免を申請します。

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏名										
	住所	〒 電話番号（ ） -									
主たる生計維持者		氏名								住所	〒

※主たる生計維持者が被保険者本人の場合、氏名以外は記入不要

申請理由	1.災害等 2.死亡・長期入院等 3.失業等 4.生活困窮（第2・3段階） 5.その他（ ）

減免を受けようとする保険料額			円				
	特別徴収	普通徴収	納付期限		特別徴収	普通徴収	納付期限
4月			年 月 日	10月			年 月 日
5月			年 月 日	11月			年 月 日
6月			年 月 日	12月			年 月 日
7月			年 月 日	1月			年 月 日
8月			年 月 日	2月			年 月 日
9月			年 月 日	3月			年 月 日

※職員記入欄 受付者（ ）

保険料段階	方書	送付先	口座	認定	滞納・分納相談
第 段階	有（ ） 無	有 無	有 無	有 → 利用料減免 該当・非該当 無	有 無

制定 平成11年10月 1日

改正 平成15年 4月 1日健康福祉局長決裁

平成18年 4月 1日健康福祉局長決裁

平成21年 4月 1日高齢介護福祉課長決裁

平成22年10月 8日高齢介護福祉課長決裁

平成24年 3月30日高齢介護福祉課長決裁

平成24年 9月 1日高齢介護福祉課長決裁

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 認定審査会は、法第15条第2項の定めるところにより、次の各号に掲げる分野ごとに定める職種のうち、市長の委嘱を受けた者をもって構成する。

- (1) 医療分野 医師
- (2) 保健分野 歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等
- (3) 福祉分野 社会福祉施設長、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉施設職員（社会福祉主事の資格を有し一定の実務経験を有する者）等

(会長及び副会長)

第3条 認定審査会に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第7条の定めにより会長を置くほか、副会長を置くこととする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(認定調査員との兼務)

第4条 認定審査会委員（以下「委員」という。）は、原則として認定調査員として認定調査に従事することはできない。

(合議体)

第5条 認定審査会の合議体（以下「合議体」という。）は、区役所福祉課に38合議体を設置する。

2 各合議体は、保健・医療・福祉の各分野の均衡に配慮し、あらかじめ会長が指定する者をもって構成する。

3 各合議体は、原則として月2回開催するものとする。但し、これにより対応が困難な場合は、臨時審査会を開催することができる。

4 開催にあたっては、各合議体の過半数以上の出席をもって定足数とする。

(議長)

第6条 各合議体における審査判定は、合議体を構成する委員のうち座長又は副座長を議長として行う。

2 議長に事故あるときは、当該合議体に所属する委員の中より議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議決)

第7条 合議体において議長は、審査判定にあたって委員間の意見を調整し、合意を得よう努めなければならない。

2 合議体の議決は、令第9条の定めるところにより、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 各合議体の議決をもって、認定審査会の議決とする。

(審査判定)

第8条 合議体は、認定調査票における「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし、次の各号について審査判定を行う。

- (1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること。
- (2) 介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）

2 特に必要がある場合は、次の各号について意見を付することができる。

- (1) 被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
- (2) 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項

3 第2号被保険者である審査対象者にあつては、主治医意見書により令第2条に規定される特定疾病によって生じている障害（生活機能の低下）を原因として要介護状態又は要支援状態になっていることを確認しなければならない。

(事前の準備)

第9条 各合議体を所管する区役所福祉課の事務局（以下「事務局」という。）は、認定審査会開催に先立ち、当該開催日の認定審査会において審査判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する対象者について以下の資料を作成する。この場合において、これらの資料は、氏名、住所など個人を特定できる情報を削除した上で作成する。

- (1) 基本調査結果及び主治医意見書を用いて一次判定用ソフトウェアによって分析・判定された結果
- (2) 特記事項の写し
- (3) 主治医の意見書の写し

2 作成した資料は、事前に委員に配布することとする。

(審査及び判定の手順)

第10条 合議体における審査及び判定の手順は、介護認定審査会の運営について（平成21年3月31日老発第0331006号厚生労働省労健局長通知）に基づき、行うものとする。

(審査判定における留意事項)

第11条 概況調査及び過去に用いた審査判定資料については、認定審査会が当該審査対象者の状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。

2 審査会資料のうち、「認知機能・状態の安定性の評価結果」は、介護の手に係る審査判定において要介護1相当と判定された者に対する状態の維持・改善可能性に係る審査判定においてのみ用い、介護の手に係る審査判定において「認知機能・状態の安定性の評価結果」を用いることはできない。

3 審査対象者が入院若しくは入所している施設、又は介護サービスを受けている施設等に所属する委員は、当該審査対象者の審査判定に限って加わることはできない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

(議事の開示)

第12条 審査会の議事は、第三者に対して原則非公開とする。

2 審査判定にあたって、法第27条第9号の規定により、必要に応じて審査対象者及び家族、主治医、認定調査員その他関係者の意見を聞くことができる。

3 審査会の議事録は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条第5号に基づき、公開しない。

(庶務)

第13条 認定審査会の運営については、各区役所福祉課において行う。

(記録の保存)

第14条 審査判定に用いた記録は各区役所福祉課において5年間保存する。

(国への報告)

第15条 市は、当該月における審査判定に関する必要事項を翌月10日までに、国に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

(改訂要介護認定への移行)

第2条 改訂要介護認定の移行は別紙3に基づき行うものとする。

(経過措置)

第3条 この要綱による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に定める基準に基づき法第27条第8項前段（同法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第32条第4項前段（同法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定を行うことが困難であると認められる特別の事情がある場合における当該審査及び判定については、平成15年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(改訂要介護認定への移行)

第2条 改訂要介護認定の移行は別紙5に基づき行うものとする。

(経過措置)

第3条 この要綱による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に定める基準に基づき法第27条第5項前段（同法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第32条第4項前段（同法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定を行うことが困難であると認められる特別の事情がある場合における当該審査及び判定については、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

熊本市地域包括支援センター運営協議会の組織及び運営に関する要綱

制定 平成19年4月 1日健康福祉局長決裁

改正 平成22年9月14日健康福祉局長決裁

改正 平成24年9月 6日高齢介護福祉課長決裁

改正 平成26年9月 9日高齢介護福祉課長決裁

改正 平成28年4月 1日高齢介護福祉課長決裁

改正 平成31年4月 1日高齢福祉課長決裁

改正 令和 3年2月 1日健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の設置等に関する事項の承認に関すること
- (2) 支援センターの行う業務に係る方針に関すること
- (3) 支援センターの運営に関すること
- (4) 支援センター職員の確保に関すること
- (5) その他の地域包括ケアに関すること

(委員)

第3条 運営協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者（熊本市内で支援センターを設置している法人の役員を除く。）のうちから選任する。なお、委員を選任する場合、公募による方法も妨げないものとする。

- (1) 介護保険サービス事業者
- (2) 関係団体（医師、介護支援専門員等の職能団体の代表者）
- (3) 利用者、被保険者代表（高齢者団体等）
- (4) 権利擁護、相談事業を行う関係団体代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、運営協議会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠席したときは、会長職務を代理する。
- 4 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長の推薦とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局福祉部高齢福祉課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 熊本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行日に現に委員である者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年9月6日から施行する。
- 7 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

熊本市地域密着型サービス運営委員会運営要綱

制定	平成19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成22年	9月14日	健康福祉局長決裁	
	平成23年	7月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成24年	5月	3日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	3月25日	高齢介護福祉課長決裁	
	平成31年	3月29日	高齢介護福祉課長決裁	
	令和5年	3月29日	介護保険課長決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。なお、選任する場合は公募によることもできる。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし再任を妨げない。

4 委員は、熊本市の地域密着型サービス事業所の代表者は選任できないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の会議は、委員長が召集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議録)

第5条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議名称
- (2) 会議概要
- (3) 議題及びその内容
- (4) 審議過程
- (5) 決議事項

2 会議録は、当該年度の第1回委員会において、決定方法を定めるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課に置くものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 熊本市地域密着型サービス運営委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

熊本市居宅介護支援事業者協議会会則

(設 置)

第1条 熊本市における居宅介護支援事業の円滑な推進に資するため、熊本市居宅介護支援事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 協議会は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定められる居宅介護支援事業者の重要な役割に鑑み、在宅要介護者等への適切な介護サービス計画の作成及び居宅介護支援事業の公正な運営等に関して、協議、研究等を行うとともに、会員及び関係機関の相互の連絡協調を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 介護サービス計画作成に関すること。
- (2) 要介護認定調査その他介護保険に関すること。
- (3) 介護支援専門員に関すること。
- (4) 居宅介護支援事業者の運営に関すること。
- (5) その他本協議会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、熊本市内に拠点をもつ指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者とし、会費の納入をもって会員とする。

(役員の定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、会員の互選により定める。

(役員の職務)

第6条 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は協議会の円滑な運営のために協議する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 会長、副会長、理事及び監事の任期は1年とし再任を妨げない。

2 欠員の場合は役員会で推薦し、補欠の役員の任期は、前任の者の残任期間をもって充てる。

(報 酬)

第8条 役員は全て無報酬とする。

(役員会)

第9条 協議会に役員会を設置し、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

3 役員会は、協議会の運営に関する事項を決するものとする。

4 役員会は、役員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(総 会)

第10条 協議会の総会は会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

2 会長は、必要と認めるときは、総会に関係機関等の出席を求めることができる。

3 次に掲げる事項は、総会において議決するものとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他、役員会が必要と認めた事項

4 協議会の総会は、会員総数の2分の1以上の出席を持って成立するものとする。

この場合において、総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第11条 協議会は次の会議を開催する。

(1) 役員会 月1回程度

(2) 総 会 年1回

(3) 研修会 必要に応じ随時開催

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時的に会議を開催することができる。

(部 会)

第12条 協議会に部会を設置する。

(1) 介護サービス計画に関する部会

(2) 居宅介護支援事業の運営に関する部会

(3) その他役員会が必要と認めた部会

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する会員の互選により定める。
- 3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれに当たる。
- 4 各部会に各区役所別に分会を設けることができるものとし、必要に応じて開催するものとする。

(熊本市の協力)

第13条 協議会の運営等にあたり、熊本市は必要な協力を行うものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、会長の所属する居宅介護支援事業者に置く。

(協議会の経費)

第15条 協議会の経費は会員の会費その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第16条 会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この会則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成18年6月11日から施行する。

○熊本市介護給付費準備基金条例〔介護保険課〕

令和4年2月22日

条例第1号

(設置)

第1条 介護保険に係る中期的な財政を調整し、及び事業の安定的な運営を図る資金に充てるため、熊本市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、介護給付に要する費用、予防給付に要する費用その他の介護保険事業に要する費用(介護保険の事務の執行に要する費用を除く。)の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。